

平成28年度 事務事業評価結果表

平成28年度(平成27年度実施事業分)について、市の事業として、継続的に実施している291事業について事務事業評価を行いました。集計結果は下記のとおりです。

評価の分類	説明
A	必要性・有効性・効率性が高く、継続または拡大・充実する必要がある。
B	必要性・有効性があり、継続または見直す必要がある。
C	必要性・有効性が低く、抜本的に見直す必要がある。
D	必要性・有効性・効率性が低く、縮小・廃止・統合を検討する必要がある。

評価・今後の方向性について(件数)

単位: 件数

総合評価			今後の方向性		
項目	件数	割合	項目	件数	割合
A	275	94.5%	拡大・充実	38	13.1%
B	16	5.5%	現状維持	207	71.1%
C	0	0.0%	方法改善	45	15.5%
D	0	0.0%	民間委託等	1	0.3%
計	291	100.0%	縮小	0	0.0%
※総合計画後期基本計画実施計画に基づく事業を評価する。			終期設定/統合	0	0.0%
			廃止/休止	0	0.0%
			計	291	100.0%

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
政策秘書課									
1	11	1	環境保全基金 活用事業	該当	・北杜市環境保全事 業補助金交付要綱	市民、各種法人、団体 等	環境保全事業に対して基金を活用することにより、本市の自然環境を適切に保全し、次世代に引き継いでいくものである。 「森を育て、水を守る」をテーマとした環境保全事業に対して、基金を活用するものである。内容は、市環境保全基金活用検討委員会で審議をいただいた、市民提案による環境保全事業へ助成を行うほか、市が実施する里山整備事業、環境教育、南アルプスユネスコエコパーク推進事業などへ基金を充当するものである。	A	拡大・充実 ・環境保全協力金については、訪問企業の業種等を更に検討するとともに、事業報告会を開催して寄付者へ活用報告を行い、理解をいただく。また、尾白川溪谷駐車場売店へ募金箱を試験的に設置し、広く協力について啓発するとともに、更なる財源の確保を図る。 ・多くの団体が環境保全事業へ取り組めるよう事業報告会、広報紙等で啓発するとともに、申請団体自身が財源を確保し、自主運営できるよう指導する。また、「水の山」宣言等により、水など自然環境の保全に対する必要性を市民へ周知し、事業自体の拡大充実を図る。 ・環境保全協力金は、引き続き施策へ賛同いただけるよう推進する。また、企業版ふるさと納税については、総合戦略の中で、本市のサポーターとなる企業の輪を広げていく。
2	11	2	広聴広報事業	該当		市民	・市の情報を市民へ分かりやすく伝える。 ・市民が市に求めるものを的確に把握する。 ・広報紙による主要施策、事業やイベントなどの周知 ・手軽な問い合わせ先としてのinfoメールの活用 ・市政に対するみなさんの率直なご意見、ご提言をいただくため、市長への手紙の活用	A	現状維持 ・広報紙について、平成27年度に掲載した市内9中学校の記事は、生徒や番組審議会で評判が良かったことから、生徒及び先生へのアンケートをもとに、掲載方法等を改善する中で継続する。また、子育て世代が広報紙を手にとることができるように、平成28年4月号から保育園への広報紙の設置を行った。 ・取材対象や記事を、広報委員会で検討しながら、特集記事を掲載していく。 ・市長への手紙及びinfoメールについて、ホームページ上から送信できるが、ホームページのリニューアルに併せ、方法等について検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
										拡大・充実	方法改善	縮小	廃止/休止
3	11	3	ホームページ による情報提 供事業	該当		市ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・高頻度の更新による最新情報の提供 ・障害等のない、安心して利用できるホームページを安定して提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の入力技術の習得を図り、情報を確認した上で、こまめに発信するよう努める。 ・保守体制の充実 	A	拡大・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・操作研修を通し、入力技術の向上と更新の意識を高めるとともに、専属職員を配置する。 ・ワンソースマルチデバイス機能を持たせたホームページにリニューアルする。 ・SNSに連携したホームページにリニューアルする。 ・バナー広告欄のレイアウトに注意しながら募集枠を増やす。 		
4	11	4	ケーブルテレ ビ事業	該当	・ケーブルテレビ情報 連絡施設条例	市民	地域に根ざした公共放送として、豊かで良質な放送を提供する。	自主放送番組で市の情報を提供し、いきいきとした市の姿を伝えることで市民の一体感を育てる。	A	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先への対応の依頼と併せ、打ち合わせを行いながら、取材を行う。 ・毎週課内で会議を開き調整しながら、広報紙と連動した番組作りを行う等、幅広い番組作りを行っていく。 ・長期継続契約により、コスト削減を図りながら質の高い番組作りに努める。 		
今後の方向性についての集計(政策秘書課) 単位:件										拡大・充実	2	現状維持	2
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	4

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
企画課										
5	21	1	交通安全対策 事業	非該当	・北杜市交通安全条 例	交通社会に参加する すべての市民	交通事故「0」。	啓発事業によって交通安全の意識向上 を図るとともに、保育園児、小学生、高齢 者を対象とした交通安全教育や指導を行 い、交通事故を防止するものである。	A	現状維持 これまでの啓発事業を継続して実施し ていくこととするが、交通事故発生状 況の原因分析について警察署と情報 共有しながらその把握に努め、分析結 果に基づいて取り組んでいく。また、交 通安全教室についても従来の実施に 加え、高齢者など交通事故発生状況 の原因分析結果を踏まえた教室、指 導を行う。
6	21	2	交通安全施設 整備事業	非該当	・北杜市交通安全条 例	交通社会に参加する すべての市民	交通事故「0」。	道路整備状況は、年々変化し、交通状況 や住民要望に応じた適切な交通安全施 設が必要となっており、また、交通事 故「0」を目指すためには、交通安全施設 の適切な維持・管理が必要であるため、施 設整備を行う。	A	現状維持 引き続き、少ない経費で効果のある施 設の維持・管理に努めるとともに、施 設整備の一括発注等により経費の節 減を図る。
7	21	3	バス運行事業	該当	・北杜市民バス条 例	北杜市民バス利用者	日常生活に必要(通勤・通学等)な移動 交通手段を確保し、「安全・安心」な環境 整備に寄与するものである。	市民バス路線の見直しや時刻改正など を検討しながら、利便性の向上と効率的 な運行を目指し、市民生活に必要な交通 手段を確保するものである。	A	方法改善 運行ルートの見直しや時刻表の改正 を検討し、効率的な運行体系を目指 す。併せて、使用料の改正についても 検討し、利用者ニーズに対応した料金 体系を確立し、利便性の向上を図る。
8	21	4	結婚支援事業	非該当	・北杜市結婚相談所 設置及び運営要綱	結婚する意思のある 者	結婚相談所等における相談活動を通じ て、結婚を希望する者に出会いの場を積 極的に創出する。	結婚相談所(出会いサポートセンター)の 開設により、継続的にきめ細やかな相 談業務を行うとともに、見合いを実施し、結 婚希望を叶える。	A	拡大・充実 総合戦略に掲げる交流機会の創出の 具体的な施策として、出会いサポート センター(結婚相談所)を開設すること としており、センターにおいて継続的 にきめ細やかな相談を行うとともに、見 合いなど出会いの機会を提供してい く。また、ハケ岳定住自立圏共生ビジ ョンにおいては、結婚支援事業としてシ ンデレラエクスプレス運行事業や出 会い(見合い)イベント開催事業を掲 げており、圏域を構成する市町村と連 携して、結婚支援に取り組む。併 せて、相談員の研修会や情報交換の場 を提供するとともに、多くの出会い の場を創出するため、民間との連携 も検討していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
9	21	5	男女共同参画推進事業	非該当	・男女共同参画社会基本法	市民及び事業者、行政区	市民一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に参画することのできる心豊かな活力ある社会を実現する。	市男女共同参画推進プラン(ほくとほほえみ夢プラン)に基づき、男女共同参画推進委員会を中心に、情報誌「杜のほほえみ」の発行や「ほほえみふぉーらむ」の開催などによる、推進活動及び啓発活動を行う。	A	現状維持	性別で役割を決めつけてしまう考え方や、これに基づく地域の慣習など、今なお根深く存在している。引き続き、地道に時間をかけて推進活動を行う。また、第2次男女共同参画推進プラン(ほくとほほえみ夢プラン)では、市民の皆さんの取り組みを整理していることから、男女共同参画推進委員会を中心に、プランに基づいた推進活動及び啓発活動を積極的に行っていく。		
10	21	6	行政改革推進事業	該当	・行政改革推進法	市民、市の行財政運営、職員	簡素で効率的な市政運営を確保する。	・第3次行財政改革大綱及びアクションプランの進捗管理 ・事務事業評価による行政運営の改善	A	現状維持	組織や事務の簡素効率化などを図るため、第3次行財政改革大綱(アクションプラン)に関わる進捗管理シートに基づき、期別ごとの取組実績を管理するとともに、継続的に事務事業を評価し、行政運営の改善に努める。また、現在の大綱は平成28年度までの計画であるため、平成29年度を起点とする新たな大綱を策定し、基本目標、取組項目、数値目標等を定め、行財政改革に取り組むことにより、更なる行財政基盤の強化・健全化や効率的な行政サービスの運営等を図る。		
11	21	7	事務事業外部評価事業	該当		市が実施する事務事業	市が実施する事務事業について、事業の必要性などを外部の視点から評価することで、スリムで効率的な行政運営の推進を図る。	外部評価は、担当部局の内部評価で気付かなかった点を指摘するという「評価視点の多角化」を図り、事業の充実や改善などの評価や建設的な提案を受け、今後の事業の方向性の参考とする。 平成27年度事務事業外部評価(8事業)を下記の日程にて試行的に実施した。 日時:平成27年10月24日(土)・25日(日) 場所:本庁 西会議室 評価人:行政改革推進委員	A	方法改善	外部評価の選定方法について、平成28年度から評価人である行政改革推進委員に選定・決定していただく手法に改善する。また、1事業に対する時間配分などの見直しを行う中で、事務事業外部評価の効率的な実施を図る。		
今後の方向性についての集計(企画課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	4
										方法改善	2	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	7

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
管財課									
12	23	1	情報ネットワークシステム管理事業	非該当	庁内ネットワーク、各種ソフトウェア及びハードウェア	庁内ネットワーク基盤の整備とネットワークを介した各種情報システムの活用により、住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けて安定した運用を図る。	庁内及び施設間において、コンピュータを使用した事務処理の基盤となる庁内ネットワークの安定稼働を図るため、アクセス制限等のセキュリティ確保や事務処理に必要な通信容量の確保を図る。また、各種情報システムは、財務会計・文書管理等の内部情報システムと住民情報・税・社会保障等住民向け業務のための基幹システムを運用しており、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図っている。なお、内部情報システムにおいては、職員1人1台の端末を整備している。	A	方法改善 各種情報システムの機器等を安全かつ円滑な運用を維持するため、引き続き保守業務を行っていく。情報系システム・機器等の更新については、事務処理の効率化、安定稼働等とトータルコスト縮減に向けて検討していく。また、マイナンバーの本格的な実施に向け、サイバー攻撃を受けた場合における情報漏えいを防止するため、情報ネットワークの強靱化によりハード面の強化を図る。また、機器を使用する職員の意識を高めなければならないため、セキュリティ研修を実施するとともに、セキュリティポリシーの見直しを行い、具体的なセキュリティ実施手順の作成を行い、ソフト面においてもセキュリティの確保を図る。
13	23	2	指定管理施設推進事業	非該当	・地方自治法 市の公の施設	利用者へのサービス低下が生じないよう、施設の機能維持を図る。	指定管理協定に基づき、緊急に市が実施しなければならない施設の修繕を実施する。	A	現状維持 市財政負担の増大を抑制しつつ、利用者の安全確保等を図るため、施設所管課において修繕計画を策定し、修繕を実施していく必要がある。そこで、施設所管課と指定管理者とが連携して施設の現状及び修繕箇所を把握し、施設の修繕計画を策定できるよう指導を行う。また、指定管理者及び施設所管課において、施設の修繕計画に基づいた予算確保が図られるよう協力する。
14	23	3	庁舎等維持管理事業	非該当	庁舎(施設・設備)	庁舎(施設・設備)を維持管理し、良好な状態を継続させることにより、市民サービスの向上と執務環境を適正に維持する。	電気保安業務、エレベーター保守業務、夜間警備、消防設備保守業務、清掃業務委託等により、庁舎(施設・設備)の適正な維持管理を行う。	A	現状維持 引き続き、庁舎維持管理業務については削減に努める。また、電気使用量(特にエアコン)については、適正な使用に努めるとともに、エアコン使用時の電気使用量が抑制できる機能等について検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
15	23	4	公用車両維持 管理事業	非該当	・北杜市公用車等管理規則 ・北杜市安全運転管理規定 ・北杜市職員の私有車の公務使用の制限に関する規則	公用車	公用車の適正な管理及び効率的かつ安全な運行を行う。	適正な整備(車検、点検等)を実施し、グループウェアの公用車予約システムにより効率的な管理を行う。	A	現状維持	グループウェアの公用車予約システムを活用し、公用車予約状況を調整して効率的な利用を促進していく。また、職員の不注意による自損事故が発生していることから、職員に対して安全運転に関する講習会の開催や運転実技の講習会への参加を促すなど、安全運転の徹底や啓発等に取り組み、事故発生抑制と事故による修繕料等の経費削減を図る。		
16	23	5	普通財産処分 事業	該当	・北杜市公有財産管理規則 ・北杜市未利用地売却事務処理要領	普通財産	普通財産の適正な管理及び貸付、売却処分等による有効的な運用を図る。	普通財産を適正に管理するため草刈等を実施するとともに、未利用地の有効的な運用を図るため、貸付やインターネットを活用した売却処分等を積極的に行う。	A	現状維持	平成27年度から公有財産に係る固定資産台帳の整備に伴い、売却可能資産の洗い出しがされることから、売却可能資産の測量や不動産鑑定を速やかに行い、インターネット、広報紙等を通じて公有財産の処分を積極的に進めていく。		
17	23	6	指定管理施設 有効活用事業	該当	・地方自治法	市の公の施設	サービスの向上及び経費の削減	施設の管理運営を民間に任せ、民間の持つノウハウを活用して、施設の有効活用と市民サービスの向上を図る。	A	現状維持	指定期間の満了時には、本制度の導入の適否も含め、施設に適した管理運営方法の選択を検討する。また、本制度を導入すべき施設においても、施設を更に有効活用しうる団体を広く募集するため、公募による指定管理者の選定を推進する。なお、これらの取り組みにあたっては、市として方針を明確にし、施設所管課への指導を行う。		
今後の方向性についての集計(管財課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	5
">										方法改善	1	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	6
今後の方向性についての集計(企画部) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	9
">										方法改善	3	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	13

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
総務課									
18	31	1	交通災害共済 事務事業	非該当	市民	500円の掛金で加入できる交通災害共済 制度の災害見舞金支払いにより、災害を 受けた者またはその遺族を救済し、もっ て市民の福祉の向上に寄与する。	広報紙、チラシ等を活用し周知を図ると ともに、加入申込みを本庁及び各総合支所 で受け付け、市民に理解を求めながら、 加入の促進を図る。	A	現状維持 委任事務であり、市単独での改善は 難しい状況ではあるが、加入市町村等 と将来に向けた事業のあり方等につい ても連携して調整を行う。
19	31	2	消費生活研究 会育成事業	非該当	・北杜市補助金等交 付規則 市消費生活研究会	団体支援、補助を行うことにより、会員相 互が自主的実践活動を通して必要な知 識を高め、生活の質の向上を図る。	消費者関連の学習会、物価調査、講演会 開催、広報紙発行など消費生活研究会 の自主的実践活動を支援することによ り、会員及び市民への消費者知識の普 及・啓発を促進する。	A	現状維持 会員数が減少傾向ではあるが、活動 の維持と自主的な組織としての存続を 図るための啓発活動を行う。加えて、 平成28年度末から市に消費生活相談 員を設置する予定であり、消費生活研 究会の会員等と連携して、市民からの 消費生活に係る相談・苦情等に対応 する。
20	31	3	職員研修事業	該当	・地方公務員法 職員	研修を通し、職員の意識改革と資質の向 上を図る。	市人材育成基本方針に基づき、山梨県 市町村職員研修所等で開催される研修 を計画的かつ積極的、有効的に活用す る。また、市独自の研修会を実施する。	A	現状維持 引き続き、個々の職員が研修の重要 性を意識して積極的に参加するよう職 員への周知を行うとともに、管理職員 より各々部局の職員に職員研修の参 加について指導いただくなど、職員が 研修に参加できる職場での環境づく りに取り組む。(方法:グループウェア等 の活用による周知。部長会議等を通 じ、年間の研修計画の周知及び対象 職員の研修参加への指導)
21	31	4	自治体・民間 企業人事交流 事業	該当	職員	他の省庁や自治体等と人事交流すること で、職員の意識改革や職場の活性化を 図る。	国の省庁や他の自治体(県・市町村)及 び海外の友好都市等と、計画的に職員 の人事交流を行う。	A	現状維持 職員に対し、積極的な人事交流の参 加を奨励し、省庁や他自治体(県、市 町村)、姉妹都市などの交流を計画的 に行う。また、行政課題への解決に資 する策、先進的な事業展開、コスト意 識や迅速な意思決定方法などを習得 する機会として、企業等との人事交流 についても検討を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
22	31	5	人事評価制度 導入事業	該当	・地方公務員法 職員	人事評価制度を活用し、職員の能力開発、人材育成を通して公務能率の向上を図る。もって、住民サービス向上の基礎をつくる。	人事評価制度の適正な運用により、主体的な職務の遂行及び高い能力を持った市職員の育成を図る。また、人事評価の結果を任用・給与・分限等人事管理の基礎とする。	A	拡大・充実 人事評価制度は、職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績について公正に評価するため、評価者・被評価者を対象に人事評価の実務研修等を定期的開催する。人事評価の処遇反映については、職員組合等関係機関との協議を行う。人事評価を進めるにあたり、評価目標の入力や評価の集計等、一連の評価業務を効率的に行い、人事評価結果の分析・蓄積・活用など人事評価に関するデータの管理・運用を図るため、平成28年度に市人事評価システムを導入することとする。			
今後の方向性についての集計(総務課) 単位:件									拡大・充実	1	現状維持	4
									方法改善	0	民間委託等	0
									縮小	0	終期設定/統合	0
									廃止/休止	0	合計	5

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
地域課											
23	32	1	災害対策事業	非該当	・災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、市地域防災計画等の見直しを随時行い、防災活動に万全を期すとともに、市民に対し広報紙・ホームページ・ハザードマップ等を用いて防災啓発を推進する。 ・災害時に迅速に対応できるよう、職員の初動体制の確立を図る。 	A	現状維持	現在、防災ラジオを導入するなど情報収集の拡充に努めているが、情報伝達の拡充を図るため、陸上移動局の増設へ向けて準備を進めていく。自主防災組織を結成していない行政区等へ積極的に呼びかける。また、資機材整備補助金制度を活用していただくよう、地区の会議などで再度周知する。
24	32	2	水防活動事業	非該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えるため、ブルーシート、土のう等の水防資材及び救助工具資材等を備蓄する。 	A	現状維持	会社勤めの消防団員が多く、昼間、地域にいる消防団員等の人手が不足することから、高齢者等を考慮して、砂を詰める必要のない吸水土のうの比率を高める整備に努める。
25	32	3	防災無線維持管理事業	非該当	・電波法	市民、防災関係機関	市民や防災関係機関に、災害時に迅速な情報伝達等が出来るようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線は災害時における市民への情報の伝達手段としており、災害時に適切に運用できるよう、平常時から整備するものである。 	A	現状維持	防災行政無線等の情報伝達手段について、いつ発生するかわからない有事に備えて適正に維持管理していく。また、市民から放送が聞こえないなどの問い合わせについては、適切な管理運営のため、受託業者と協議し、スピーカーの向きを変更するなど改善を図る中で、継続して計画的(年1回)に保守点検業務を行う。
26	32	4	消防団活動推進事業	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法 ・北杜市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命及び財産を災害・火災等から防御する。 ・地域防災力(消防)を強化することにより、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の報酬、出動手当の支給や公務災害補償及び退職報償金への掛金など、消防団員の活動を支援する。また、消防車両及び消防ポンプの維持管理を行い、消防力の充実強化を図る。 	A	方法改善	継続して消防団活動を支援するとともに、あらゆる機会を通して広報活動を展開し、団員の確保と加入促進に努める。併せて、実情にあった組織体制の見直しも中長期的な課題となっていることから、消防団活性化検討委員会にて検討する。また、女性消防隊については、本消防団においても団員数の減少が深刻な問題となっていることから、活性化検討委員会の意見をいただく中で編成の準備を進めていく。消防車両及び消防ポンプについては、更新計画を立案し、更新に努めていく。
27	32	5	消防施設維持管理事業	非該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命及び財産を災害・火災等から防御する。 ・地域防災力(消防)を強化することにより、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等の有事に備えるため、耐震性貯水槽及び消火栓等の消防設備の整備を図る。 	A	現状維持	行政区や消防団からの要望等を参考に、市民の視点に立ちながら設置場所等の選定を行い、市民の理解を得る中で、火災危険度の高い地域や重点施設を優先に事業を推進する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
28	32	6	産学官連携事業	該当		大学、企業及び各種団体等	大学、企業及び各種団体等との連携を図りながら地域の課題解決に取り組み、地域活性化に有効な事業を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協定等を締結し、大学、企業及び各種団体等との連携を図り、地域活性化に協働して取り組む。 ・早稲田・ネクスコ：地域活性化システム論 ・山梨大学：アートマネジメント講座 ・東京藝術大学：生涯学習講座 ・JAF：観光振興 ・早稲田大学：早稲田交響楽団コンサート ・東京工業大学：原子炉研究所 	A	現状維持	本市をフィールドとした早稲田大学大学院の調査研究による政策提言や東京藝術大学の各種講座の開催などは継続して進めるとともに、県内の大学における専門性を活かした産官学連携による地域活性化への取り組みも検討していく。
29	32	7	姉妹・友好都市国内交流事業	非該当		姉妹提携都市及び友好都市	人・文化・経済・イベント等相互交流を図り、市をPRするとともに、交流人口の拡大を図り、地域の活性化を進める。	<p>本市と7市区間において、行政組織の交流に加え、両市の各イベントへの参加などの幅広い交流活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市：新潟県上越市、東京都羽村市 ・友好都市：静岡県袋井市、東京都西東京市、荒川区、新宿区、東村山市 	A	方法改善	姉妹・友好都市との交流を継続的に推進するためには、行政間、職員等の交流のほかに、市民レベルでの交流も必要である。市民がどのような交流を望んでいるのか、イベント会場でアンケート調査を実施するなど情報収集に努め、市民や民間団体、子どもたちの交流事業を検討していく。また、姉妹・友好都市との交流内容を市ホームページで紹介するなど、交流事業の充実を図る。
30	32	8	国際交流事業	非該当		<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国抱川市と北杜市 ・米国マディソン郡他2市と北杜市 	姉妹都市交流を継続し、市民相互の友好を深めるとともに、国際感覚の醸成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の代表団及び市民の交流事業を実施する。(毎年) ・中学生ホームステイ事業を、相互に隔年で実施する。 ・市職員交流を、原則3年に1度実施する。(ただし、抱川市からは毎年派遣される) 	A	方法改善	国際交流事業の参加者が実際に事業に参加し、習得した知識や経験は次の参加者にも伝え、事業の充実を図るとともに、訪問団の派遣や受け入れの際には、歴代の参加者も事業に関わるなど、継続的に交流が深められるよう協力を求めていく。併せて、訪問団の受け入れなどには、通訳ボランティアの活用も図っていく。
31	32	9	ほくと国際交流のつどい事業	非該当		市内在住外国人及び市民	外国人も市民の一員として、安心して生活できる環境づくりを行う。	料理体験や各種ゲームなどを通して、市内在住外国人同士の交流を図る場を提供する。また、相談会を実施し、公共サービスによる生活情報を提供する。	A	方法改善	多くの外国人や市民が関心を持ち、参加するような事業とするために、外国人労働者を雇用している市内企業からの情報収集やテーマの選定、事業内容の見直しなど、対応を検討していく。併せて、広報紙や市ホームページを活用した事業の周知、市内企業や関係機関にも情報を発信し、参加者の確保に努めていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
32	32	10	定住促進対策事業	非該当	<ul style="list-style-type: none"> 空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱 ハヶ岳定住自立圏共生ビジョン 総合戦略 	<ul style="list-style-type: none"> 移住定住相談窓口相談者 空き家登録数 田舎体験ツアー参加者 	都市住民との交流及び定住促進により、地域活性化の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 地域課ふるさと創生担当内に設置した北杜市移住定住相談窓口で、移住定住希望者の抱える様々な不安や障害に対応する。 空き家バンク利用登録者が増える一方、空き家物件の登録数が充分でないため、市内に眠る空き家の発掘を進め、登録物件の増加に取り組む。 都心からのアクセスの良さや豊かな自然環境を肌で感じ、田舎体験ツアーを通じ、移住定住人口の増加を図る。 	A	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> より多くの移住定住希望者の相談を受けるため、有楽町のやまなし暮らし支援センター内で月1回の北杜ウィークを設けるとともに、誘客実績のある「道の駅こぶちさわ」観光案内所内においても相談窓口を設置する。移住定住ポータルサイトの充実や移住ナビ動画、パンフレットによりPRし、情報提供を図る。また、行政区(地区)の年間活動等については、区長(地区長)にアンケート調査を行う。 登録物件の掘り起こしについては、広報紙やホームページなどでPRするとともに、所有者だけでなく住民からの情報収集、空き家バンク清掃費補助金の活用により、登録物件の増加を図る。 田舎体験ツアーに加え、北杜市を体感していただくよう、お試し住宅を開設し、移住定住を図る。 移住定住相談員(10名)に各種相談会、現地見学会等に積極的に参加していただき、移住希望者の支援を行う。
33	32	11	北杜市和太鼓保存会育成事業	非該当	北杜市和太鼓保存会	市和太鼓組曲「相生」の保存伝承、普及を図る。	合同練習の開催と、組曲演奏指導者の育成を図る。	A	現状維持	演奏者は市内和太鼓保存会のメンバーによる集合体で構成されているため、定期的な合同練習は難しく、演奏技術の格差や組曲の演奏には指導者を要するなど、自立した活動は厳しい状況である。組曲「相生」の普及のためにも当面は支援しつつ、自主的な取り組みを促していく。	
34	32	12	市政報告会開催事業	該当	<ul style="list-style-type: none"> 北杜市地域委員会設置条例 市民	市民一人ひとりが興味と関心を持ちながら、主体的に市政に参画する。	市議会の定例会閉会后、地域委員・代表区長や市民に対して年4回の市政報告会を開催する。	A	現状維持	地域委員や行政区長に市政の状況を報告し、把握する機会を提供することは、スムーズな行政運営には必要である。報告会終了後に開催される講演会には、一般市民も関心を持ち、参加しやすい開催とするために、講演会の内容や講師の選定などについても検討し、集客に努める。	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
35	32	13	行政区運営事業	非該当	・北杜市行政区長設置条例	行政区	行政区の円滑な運営	区長報酬、行政事務取扱い交付金、区長研修会の補助等により円滑な区の運営及び活動を促すほか、自治会活動保険加入により安心な地域活動が行われるよう支援する。	A	現状維持	行政区の活動促進については、代表区長会等において、意見交換や情報交換の機会を提供し、意識の高揚を図る。また、事務取扱交付金申請の際には、行政区の予算資料を添付するよう依頼し、会計の透明性を図る。移住定住の取り組みについては重要であることから、市内移住を検討している方には、地域コミュニティとしての行政区の役割を説明するとともに、市内移住者には転入手続きの際にチラシなどを通じて加入促進を図る。		
36	32	14	地域委員会運営事業	該当	・北杜市地域委員会設置条例	市民、行政	地域住民の声を地域委員会を通じ行政に反映させ、市民と行政が協働してよりよい地域づくりを行う。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住民の声を行政に反映しやすくすることで、合併した市の一体性を保つ役割を担う。地域づくりのための予算提案、市長の諮問に対する答申、地域の意見集約を行う。	B	現状維持	地域委員会の役割は市長が諮問する事項について、審議・答申すること、市の処理する事項について市長に意見を述べることなどであり、地域住民の意見集約機関として担うところは大きいと考える。各部署に諮りながら、設置趣旨に照らし合わせた中で、必要に応じて地域委員会に意見聴取するよう働きかけていく。		
37	32	15	地域振興事業	該当	・北杜市地域委員会設置条例	市民、行政	地域委員会予算を適正に配分することにより、特色ある地域づくりを推進する。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住民の声を行政に反映しやすくすることで、合併した市の一体性を保つ役割を担う。地域づくりのため、予算使途の提案を行う。	B	現状維持	各町においては、限られた予算の中で予算使途提案事業を検討し、地域活性化イベントや人材育成、自治会活動支援など地域づくり事業に取り組んでいる。今後は事業内容を見直し、新たな事業提案や事業継続のための事業費の確保などを検討する。		
38	32	16	協力金制度推進事業	該当		寄附者	新規寄附者の確保とリピーターの確保	市内観光施設等、市外者の立ち寄り施設へパンフレットを配置し、新規寄附者の確保を図る。特産品の品目を変更しながら、リピーターにも新しい特産品を提供する。	A	現状維持	ふるさと応援寄附金は、市の貴重な財源となっていることから、北杜市を応援してくれる新規寄附者やリピーターを増やすことが重要である。寄附金周知のためのパンフレットの作成や市のPRにつながる市独自の特産品の拡充、電子決済の導入にも取り組んでいく。		
今後の方向性についての集計(地域課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	12
										方法改善	4	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	16

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性					
収納課														
39	34	1	未収納金対策 充実・強化事 業	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・国税徴収法 ・地方税法 ・北杜市税条例 ・北杜市市税等滞納 処分執行停止事務取 扱要領 	市民及び市外の納税 義務者並びに市税等 の滞納者	税負担の公平性や公正性を確保する観 点から、滞納処分を強化し、市税の収入 確保を図る。	税金は本来自主納付であるが、滞納者 や交通手段がない高齢者等に対して自 宅等を訪問して納税交渉、納税相談及び 徴収を行い、滞納整理を促進する。また、 市税等の滞納者のうち催告に応じない滞 納者について、滞納者が保有する預貯 金、不動産、動産等の財産を調査し、換 価可能な財産を差し押さえ、税負担の公 平性、公正性の観点から適切な滞納処 分を実施する。	A	現状維持	引き続き、徹底した財産調査(預貯金 調査、給与照会、不動産登記事項調 査等)を行い、担税力があるにもかか わらず滞納を繰り返す納税意識の低 い滞納者に対しては滞納処分を行う。 市税の徴収率を向上させるため、特に 現年分の滞納の解消を図るべく、滞納 者への電話催告や臨戸訪問を強化す るとともに、催告書を年3回送付する ことにより、新たに発生した滞納にも早 期に対応し、自主納付を促し早期解決 を図る。また、納税が困難な滞納者 に対しては滞納処分の執行停止を行 い、滞納額の縮減を図るとともに、研 修への積極的な参加などにより、職員 の資質の向上を図っていく。			
今後の方向性についての集計(収納課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	1	
">										方法改善	0	民間委託等	0	
">										縮小	0	終期設定/統合	0	
">										廃止/休止	0	合計	1	
今後の方向性についての集計(総務部) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	17	
">										方法改善	4	民間委託等	0	
">										縮小	0	終期設定/統合	0	
">										廃止/休止	0	合計	22	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性					
市民課														
40	41	1		特定健康診 査・保健指導 事業【国保特 会】	非該当	・高齢者の医療の確 保に関する法律	国民健康保険の被保 険者(40～74歳)	特定健診・特定保健指導は医療保険者 に義務付けられた制度であり、受診率・ 指導率の目標値が示されている。生活習 慣病の対象者を早期に発見し改善するこ とで、健康生活を維持し医療費の抑制に 結びつける。	市特定健康診査等実施計画に基づき、 総合健診(集団検診)及び人間ドックにお いて、国民健康保険被保険者の40～74 歳の受診対象者に対して、特定健康診 査・特定保健指導を実施する。	A	現状維持	<p>特定健診等実施計画と今年策定した 国保データヘルス計画に基づき、以下 の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識向上対策事業 40～50歳代の男性を主なターゲット とし、地域組織・商工会・消防団・学校 保護者等への情報提供、健康教育、 モニタリング等の実施を通じて、健診・ 生活習慣に対する意識の向上を図 る。 ・保健指導参加率向上事業 地区担当保健師の電話、訪問等 による保健指導利用勧奨、通常の結果 報告会以外のまとめ報告会(夕方)、 電話、来所相談(随時)による面接指 導を実施する。 ・高血圧、糖尿病の重症化防止事業 受診勧奨値の者のうち未治療者へ の電話等による勧奨、治療中でコン ロール不良の者に対する重点保健指 導等を実施する。 		
41	41	2		ジェネリック医 薬品促進事業 【国保特会】	非該当	・厚生労働省通知	国民健康保険の被保 険者	先発医薬品からジェネリック医薬品への 切り替えを進めることで、医療費の自己 負担を抑えるとともに、保険者(市)の保 険給付費用を抑制する。	被保険者の調剤データを利用し、ジェネ リック医薬品に切り替えた場合の自己負 担の軽減額が大きい者を対象に、ジェネ リック医薬品利用促進通知(差額通知)を 作成し、送付する。	A	現状維持	<p>被保険者の高齢化に伴い、医療費が 年々増加し国保財政を圧迫している。 このような状況の中、ジェネリック医薬 品の利用促進は保険給付額の抑制に 大きな効果があるため、事業を継続し ていく。併せて、通知内容の工夫、医 師、薬剤師との協力体制の構築、削減 効果の推移と医療費の動向の把握、 分析等を行っていく。</p>		
42	41	3		住民基本台帳 管理事業(自 動交付機分)	非該当	・住民基本台帳法 ・北社市住民票等自 動交付機の管理等に 関する規則	市民	市民サービスの充実化、窓口業務の簡 素化を図る。	自動交付機を設置し、平日及び土日・祝 日の午前8時～午後8時まで、あらかじめ 暗証番号を登録した市民カード(印鑑登 録証)により住民票及び印鑑登録証明書 を交付し、市民サービスの向上を図る。	A	現状維持	<p>自動交付機は、時間内に来庁できな い市民のニーズに応えるサービスと なっているが、更なる市民サービスの 向上を図るため、個人番号カードによ るコンビニ交付の導入について検討し ていく。</p>		
今後の方向性についての集計(市民課) 単位:件											拡大・充実	0	現状維持	3
											方法改善	0	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	3

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
介護支援課									
43	42	1 介護関係施設 管理事業	該当	・北杜市デイサービス センター条例 ・北杜市介護予防施設 設置条例	40歳以上の市民、 要支援及び要介護者	施設の管理運営等について、民間の能力や創意工夫を取り入れる中で、利用者の健康及び体力の機能低下の抑制を図る。	高齢者等が安全で快適に介護予防、体力、健康、生きがいづくりが行えるよう努める。	A	現状維持 デイサービスセンターについては、公共施設等総合管理計画の内容も踏まえ、次期指定管理更新期間内に売却も含めた中で施設の方向性を決めていく。
44	42	2 介護保険事業 計画策定委員会 運営事業 【介護特会】	非該当	・介護保険法	65歳以上の高齢者	市の65歳以上の高齢者の3年間の介護保険料及び介護保険給付費、また、地域支援事業について適正に算定する。	関係行政機関、保健、医療、福祉関係の代表者及び被保険者からなる17人以内を策定委員として委嘱し、高齢者人口の推移や市内の介護保険サービス事業の動向を分析・検討する。また、アンケート調査やパブリックコメントをとおして、市民のニーズの把握や意見を反映させた中で3年間の介護保険事業計画を策定する。	A	現状維持 第5次介護保険計画は平成29年度末には策定となっているため、平成28・29年度は計画的に計画策定委員会を開催し、実態調査・検証・現状分析などについて、委員会の意見を取り入れる機会を増やしていく。
45	42	3 総合相談事業 【介護特会】	非該当	・介護保険法	高齢者本人・家族、地域住民、関係機関	高齢者本人や高齢者を取り巻く地域住民等が抱える課題を解決する。	電話や来所による相談の受付後、必要に応じ家庭訪問等による実態把握と相談支援を行う。	A	民間委託等 切迫した困難事例に対しても介入できるように、職員の相談支援のスキルアップ研修に参加する。困難事例の対応を見通して、平成28年度には総合相談専門職員を配置する。また、住民の利便性を考え、平成28年度には市社会福祉協議会に事業委託し、地域包括支援センターのランチとして総合相談窓口を開設する。
46	42	4 権利擁護事業 【介護特会】	非該当	・介護保険法	・高齢市民を対象とする個別支援 ・一般市民及び関係機関への権利擁護事業の普及啓発	高齢市民が生活する上での様々な権利が脅かされず、安全で安心して暮らせるようにする。	・高齢者虐待への対応、虐待防止法の周知・啓発活動 ・成年後見制度の普及・啓発活動 ・高齢者が消費者被害に遭わないための啓発活動	A	現状維持 高齢者虐待マニュアルを平成30年度までに完成させ、職員の対応能力の向上に努める。また、地域ケア連絡会議等を活用し、介護保険事業者に高齢者虐待対応についての普及啓発を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
47	42	5 介護予防・生活支援サービス【介護特会】	非該当	・介護保険法	要支援者、基本チェックリストにより、事業対象に該当した者	住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対し効果的・効率的な支援を可能とする。これにより、高齢者が地域で自立した生活ができ、安心して暮らすことができる地域づくりや地域力の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービス(介護保険サービス事業所・社会福祉協議会・JA梨北・任意団体・住民主体等) 内容:週1~2回通所により交流や外出の機会を設け、運動機能の向上や生きがいづくりを行う。各事業所の特性を生かし、高齢者の状態に応じた活動を行い、参加者自らが介護予防に積極的に取り組めるよう支援する。 ・訪問型サービス(介護保険事業所や委託等) 内容:居宅に訪問し、本人の状態に合わせた生活支援をすることで、安定した生活を送れるように支援する。 ・生活支援サービス<あんしんお届>(併当業者・ボランティア・NPO法人等) 内容:配食による低栄養の予防や配食時に声掛けや会話をすることで安否確認を行い、異状があった時に早期の対応ができるよう見守りを行う。(利用回数は週3回) 	A	拡大・充実	生活支援・介護予防サービスの充実に向け、ボランティア等を生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援体制整備事業を並行して進めていくことで、市民への意識啓発を行い、サービス提供体制の構築を推進していく。また、平成28年度は、サービス提供事業所が高齢者の状態に応じた予防を意識したサービスが提供できるよう、研修を行う。
48	42	6 介護予防ケアマネジメント事業【介護特会】	非該当	・介護保険法	要支援者等	自立した生活を送ることができるようにする。	要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	A	現状維持	現在の委託方法の再検討と、介護予防ケアマネジメントの向上に向けた研修を強化する。
49	42	7 地域リハビリテーション活動支援事業【介護特会】	非該当	・介護保険法	高齢者とその支援に携わる者	リハビリテーションの専門職のアドバイスにより、高齢者が社会参加や社会的役割を持ち、できるだけ自立した生活が送れるようにする。	地域における介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、住民主体の通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取り組みを総合的に支援する。	A	現状維持	住民主体の通いの場や高齢者交流の場において、リハビリ専門職の指導・助言を継続していく。その中で、より効果的な方策を検討していく。
50	42	8 介護予防講演会開催事業【介護特会】	非該当	・介護保険法	市民(第1号被保険者及びその支援者)	高齢者が要介護状態等となることの予防など、介護予防を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、有識者等による講演会を開催 日 時:平成27年11月7日 テーマ:自分でできる認知症予防 ~コグニサイズのススメ~ 講 師:国立長寿医療研究センター 島田裕之氏 	A	現状維持	有識者等による介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防に資する活動に対する積極的な働きかけを行うとともに、継続して取り組んでいく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
51	42	9	コミュニティー カフェ事業【介 護特会】	非該当	・介護保険法	65歳以上の高齢者	身近な地域で高齢者同士が定期的交流する場を設けることで、閉じこもりや介護状態になることを防ぎ、高齢者の居場所づくり、生きがいを地域全体で支えていけるようにする。	住民主体のボランティアによる通いの場(コミュニティカフェ)を地域で週1回以上開催し、レクリエーションや運動、交流などを行う。	B	方法改善	平成28年度生活支援体制整備事業の中でコーディネーターを配置し、地域での人材発掘を行う。また、平成28年度からは高齢者交流の場促進事業のメニューとして、コミュニティカフェに公民館カフェを加え、地域の実情に応じて選択できるようにする。
52	42	10	はつらつシル バー事業【介 護特会】	非該当	・介護保険法	65歳以上の高齢者	身近な地域で高齢者同士が定期的交流する場を設けることで、閉じこもりや介護状態になることを防ぎ、高齢者自らが生きがいを持って活動できるような仲間づくりを行う。また、これを地域全体で支えていけるようにする。	各地区の公民館を会場に、保健福祉推進員を中心に区長・民生委員・ボランティアなど地域住民が協力し、はつらつシルバーの集いを開催する。事業実施は市社会福祉協議会に委託し、開催への支援を行う。	A	方法改善	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的を介護予防に資する知識の普及啓発と位置づけ、運動・口腔・栄養等の具体的な内容の講座を開催し、介護予防活動に取り組むきっかけづくりとなるように方法を改善する。 ・保健福祉推進員の負担を軽減するため、講座の内容について、講師一覧から選択する方法に変更し、講師への依頼から費用の支払いまでは担当課で行う。また、事業の申請から実績報告までの提出書類の簡略化を図ることにより、保健福祉推進員が気軽に開催できるよう働きかけを行う。 ・すでに定例的に実施されている地区については、交流や仲間づくり・居場所づくりを目的とした住民主体の高齢者通いの場事業の開催につなげられるよう支援していく。
53	42	11	サポートリー ダー養成事業 【介護特会】	非該当	・介護保険法	介護予防サポートリーダー	地域の高齢者を対象とした介護予防活動が実践できるようにする。	介護予防サポートリーダーは現在66名の登録がある。フォローアップ研修会、介護予防講演会研修に参加・協力することにより、高齢者の特徴や関わり方を理解してもらおう。その中で、それぞれが地域の公民館等で高齢者が定期的交流が図れる公民館カフェの担い手として地域で活躍できるように支援をしていく。	A	現状維持	現在活動している介護予防サポートリーダーに対しては、フォロー研修会や介護予防講演会等で必要な知識の習得ができるようにしていくことで、力量の差が埋まると考える。また、活動できる介護予防サポートリーダーを増やすため、定期的に養成講座を行う必要があることから、平成28年度に養成予定である。それらにより、介護予防サポートリーダーが担っている地区公民館等で行う公民館カフェの開催が増える。公民館カフェの開催を継続できるよう、かつ開催会場が増えるように、介護予防サポートリーダーに対してタイムリーな支援を行っていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
54	42	12	介護支援ボランティア事業【介護特会】	該当	・介護保険法	介護認定を受けていない65歳以上の被保険者	高齢者によるボランティア活動を通じた地域貢献を奨励及び支援することにより、高齢者自身の介護予防を図る。	ボランティア登録した者が、受入施設で行ったボランティア活動等に対し、ポイントを付与。翌年度4月にボランティアの申し出により、ボランティア活動の実績を評価し、活動交付金を交付する。	B	方法改善	<ul style="list-style-type: none"> ・当該制度の認知度向上及び高齢者の介護予防・ボランティア活動への動機付けとして、市等が行う介護予防に資する講演会等への参加、支援をポイント交付対象事業として拡充する。 ・ボランティア登録数の伸び悩みの要因の一つとして、指定日による事前研修の必須受講がある。また、研修内容がボランティア初心者向けの内容であり、ボランティア経験者にとっては適した内容となっていないことも受講につながらない要因の一つであることから、事前研修の必須受講を廃止し、登録後、すぐ活動できる仕組みとする。 ・平成28年4月1日改正要綱施行
55	42	13	介護給付費等費用適正化事業【介護特会】	非該当	・介護保険法	介護保険被保険者及び介護保険事業者	利用者に対する適切なサービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、持続可能な介護保険制度を構築する。	介護給付を必要とする人を適切に認定した上で、受給者が本当に必要なサービスを事業所がルールに従って適正に提供するように促す。具体的方法として、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を実施する。	A	現状維持	介護給付適正化の課題は、効果が短期的には現れにくいと、金額という削減効果を一義的に求めず、適正な要介護認定、認定者の自立に必要な適切な介護サービスの提供、適正な介護報酬請求が波及的に介護給付費の削減となる。介護保険に携わる職員の一定の量と質を確保するため、専門的知識を持った職員の配置と養成を中期的視野に立った実施に努める。
56	42	14	認知症サポーター養成事業【介護特会】	該当	・介護保険法	小・中学生から高齢者を含む市民と、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。	一般市民、小・中学校、民生委員などの希望者に対して認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい理解と認知症の方への対応方法を学んだ認知症サポーターを増やす。また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトへのフォローアップを行い、活動の場を増やす。	A	現状維持	開催講座の周知に関しては、広報紙のみでなく、CATVや情報誌などにも掲載を予定している。小・中学校校長会へ出席し、引き続き学校での開催をお願いしていく。今後は、警察署や郵便局、金融機関等に直接働きかけ、講座開催の説明を行っていく。
57	42	15	家族介護継続支援事業【介護特会】	非該当	・介護保険法	市に住所を有する在宅の寝たきり・認知症高齢者を介護する者	在宅で介護をしている介護者が日頃の悩みや介護方法の情報交換を行い、一時的に介護から解放できる場を提供し、リフレッシュして在宅介護が継続できる。	奇数月の第3木曜日を開催日とする。開催内容を参加者から聞き取る中で、1年の開催計画を立案し、学習の場の提供・情報交換の場の提供を行う。(社会福祉協議会と共同開催)	A	現状維持	平成28年度は当事者の方を託老できるようにし、参加者が参加しやすいよう工夫する。男性介護者については、その特性を考慮し、認知症総合支援事業内で男性介護者のつどいを開催する。平成29年度に向けては事業内容を精査し、介護者を支える地域福祉の観点から、市社会福祉協議会に委託の検討を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
58	42 16	介護用品支給 事業【介護特 会】	非該当	・高齢者生活支援事 業実施要綱	昼夜介護用品を必要 とする在宅高齢者(65 歳以上、市民税非課 税世帯に属する者又 は市民税非課税者)	在宅高齢者の自立と生活の資質の確保 及び介護者等の経済的負担を軽減し、高 齢者福祉の増進を図る。	介護用品(紙おむつ等)を次の限度額の 範囲内において、月1回在宅へ直接配達 (現物支給)する。 ・市民税非課税世帯に属する者 月限度額 4,000円 (補助対象の1割は自己負担) ・市民税非課税者 月限度額 2,000円 (補助対象の1割は自己負担)	A	方法改善 ・支給対象者の拡大及び支給限度額 の引き上げを行う。 要介護4・5、市民税非課税者 …月額6,000円 排泄が全介助の者、市民税非課税者 …月額4,000円 排泄が一部介助の者 …月額2,000円 ・指定事業者制度の導入 競争原理が働く指定管理者制度を導入し、サービスの質を高める。 ・施行日 平成28年8月1日
59	42 17	成年後見制度 利用支援事業 【介護特会】	非該当	・介護保険法	高齢市民を対象とす る申し立て支援	判断能力が低下している高齢者が成年 後見制度を利用することで財産や生活の 権利が守られる。	・申し立てが自分では困難な住民への支 援 ・市長申し立ての支援	A	方法改善 平成28年度中に成年後見制度の普及 啓発パンフレットを作成し、平成28年6 月に市社会福祉協議会内に開設する 権利擁護センターと協働し、普及啓発 に努める。平成30年度までに市成年 後見制度利用支援事業実施要綱の所 得要件の見直しを行い、制度の利用 促進につなげるようにする。平成28年 度中に市長申し立てを行う事務処理を 迅速に行うため、進捗管理ができる方 法を検討する。
60	42 18	在宅医療・介 護連携推進事 業【介護特会】	非該当	・介護保険法	地域の医療・介護の 関係機関	関係機関が連携し、多職種協働により在 宅医療・介護を一体的に提供できる体制 を構築する。	・地域の医療・介護の資源を把握し、医療 機関・介護保険事業者等マップを作成す る。 ・医療・介護関係者等が参画する会議を 開催し、課題の抽出、対応策の検討を行 う。 ・地域の医療・介護関係者間の情報共有 ツールを整備する。 ・在宅医療・介護連携に関する相談窓口 の設置する。 ・市内の医療・介護・保健関係の多職種 を対象にグループワークや研修会を開催 する。 ・在宅医療・介護について、広く市民に周 知するため講演会を開催する。	B	拡大・充実 市の医療と介護における現状と課題を 明らかにし、将来的な展望を踏まえた 対応案を庁内で検討し、各関係者に 丁寧に説明を繰り返すことで理解を深 めていく。平成29年度には、医療・介 護関係者による会議を開催できるよう 働きかける。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
61	42	19	生活支援体制 整備事業【介 護特会】	非該当	・介護保険法	市民	生活支援・介護予防について、住民自らが担い手となり、住民主体の地域での支えあい体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを配置し、(第1層:市全域1名、第2層:7名)、資源開発・関係者のネットワーク構築・地域のニーズとサービス提供主体のマッチングを行う。 ・協議体の設置:多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携強化の場。地域ニーズ・情報の見える化を推進し、介護予防に対する意識の統一を図り、サービスの担い手養成やサービスの開発など、体制整備に必要な協議・調整を行う。 	A	拡大・充実	平成28年度は地域の状況を把握するとともに、第2層協議体を設置し、市の現状を共有することで地域に根ざした介護予防活動の重要性に関する意思統一を図る。また、生活支援サービス担い手養成講座を開催し、サービス提供主体を育成する。将来的には要求を満たすサービスではなく、自立を意識したネットワークの構築を進める。		
62	42	20	認知症総合支 援事業【介護 特会】	非該当	・介護保険法	認知症の人やその家族	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる地域づくりとシステムを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症専門医等による認知症初期集中支援チームを配置する。 ・認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携の強化等を図る。 ・認知症ケアに携わる多職種協働のための研修会等を行う。 ・認知症軽度者の運動教室を実施する。 	A	拡大・充実	平成28年4月から甲陽病院委託の準備を進め、7月から稼働予定である。		
今後の方向性についての集計(介護支援課) 単位:件									拡大・充実	4	現状維持	10	
									方法改善	5	民間委託等	1	
									縮小	0	終期設定/統合	0	
									廃止/休止	0	合計	20	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
健康増進課											
63	43	1	健康づくり推進協議会運営事業	非該当	・健康増進法 ・北杜市健康づくり推進協議会設置要綱	健康づくり推進協議会委員	健康づくりの方策を協議し、市民が主体的に健康づくりができるよう、事業の調整と推進を図る。	市民の総合的な健康づくりのため健康課題を共有し、各種事業について協議する。委員は、保健・医療・福祉・教育等の代表者15人に2年間の任期で委嘱する。	A	現状維持	平成28年度は、第2次健康増進計画の中間評価を実施する。過去5年間の実績・評価・見直しを行うことにより、5年後の目標達成を目指して健康づくりを市民と協働して取り組んでいくために助言や提言をしてもらう。また、実績から出された課題について、委員の意見が反映できるように、協議会の開催回数や内容を検討する。
64	43	2	健康情報普及啓発事業	非該当	・健康増進法 ・国民の健康づくり地方推進事業実施要綱	市民	健康づくりに関する正しい知識の普及を図ることにより、自らの健康づくりに取り組むことができるようにする。	広報紙・回覧板・CATV・リーフレット配布等、様々な手段により、健康づくりに関する知識の普及を行う。また、必要に応じて、地域の健康づくり推進役である保健福祉推進員との連携を図り、普及啓発を進める。	A	現状維持	普及啓発には、広報紙・回覧板・CATV・リーフレット配布等、多くの手法があるため、それらを有効活用していく。また、地域の健康づくりの推進役である保健福祉推進員と連携をしながら、健康に関心を持ってもらえるよう働きかけを工夫し、啓発の対象が広げられるよう取り組む。
65	43	3	健康診査事業	非該当	・高齢者医療確保法 ・健康増進法 ・北杜市健康診査実施要綱	市民(対象者の年齢・性別・加入している健康保険等によって、検診の内容が決まっている)	疾病の早期発見・早期治療により、健康の保持・増進を図る。	総合健診と人間ドックで特定健診や各種がん検診を行う。子宮頸がん検診は、指定医療機関に受診する施設検診と地区を巡回する車検診で行う。	A	現状維持	・健康情報や健診を受けることの必要性を、広報紙・CATV等を通して幅広く周知していく。また、各種団体等への働きかけで啓発していく。 ・健診受診の申し込みをしても健診を受けない方がいるため、はがき等で受診勧奨を行う。 ・市の医療費の状況や他市町村の健診内容から、健診項目の検討を行い、受診勧奨を行っていく。
66	43	4	保健センター管理事業	該当	・北杜市保健センター条例 ・北杜市保健センター条例施行規則	保健センター利用者	市民の健康保持及び増進が図れるよう、また、利用者に安全で利用しやすい施設を提供する。	市で行う保健事業、予防事業等の実施場所として積極的に活用している施設である。また、団体、個人が自主的に調理実習室、保健指導室を活用し、健康増進と健康意識の向上を図る場として活用する。	A	拡大・充実	保健センター改修後は北杜市版ネウボラを構築していくため、保健事業や子育て支援事業など多くの事業で使用されることとなる。市民への貸し出しに限りが出てくるが、市民の健康づくりのため、より活用してもらえるよう調整していく。また、改修によりボイラー室が不要となるため、防災倉庫に改修し、子育て世帯の災害備蓄品や感染症予防の備蓄品の倉庫として活用する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
67	43	5 健康教育・健康相談事業	非該当	・健康増進法	市民	市民が健康に生き生きと自立した生活を送るために、自分の健康に関心を持ち、健康管理や生活習慣の見直し・改善のために行動することができるようにする。	健康相談として健診結果報告会・総合相談、健康教育として特定保健指導・健康教室を実施する。健康に関する情報提供等をあらゆる機会を通して市民に周知し、市民が自ら健康の保持・増進ができるように支援する。	A	現状維持 総合健診・結果報告会・健康相談の機会に、自分の生活習慣を見直してもらい、まずは、自分の健康に関心を持ってもらう必要がある。その上で、何をすべきなのかを理解し、生活改善が行えるよう意識を変えていく必要がある。まずは、今ある事業の充実を行い、個別にアプローチしていく。また、住民の健康意識を把握して、住民のニーズに沿った教室の開催が出来るよう検討していく。また、介護予防の面からも、他課との連携を密にしていく。
68	43	6 肝炎対策事業	非該当	・北杜市肝炎患者治療特別支援事業実施要綱	B型肝炎、C型肝炎の根治を目的として行うインターフェロン及び核酸アナログ製剤による治療を行う者	将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染予防を行い、市民の健康保持増進を図る。	対象治療の医療費自己負担分の2分の1を補助し、経済的支援を行う。	A	方法改善 新薬が平成27年6月に認可され、保険適用となった。このことにより、短期間で副作用がほとんどなく治療できることから、助成対象者の見直しの検討が必要である。しかしながら、本市は、他市と比較すると肝炎患者が多いという課題があるため、市民のニーズ把握を含め、肝友会や健康づくり推進協議会等で意見を聞くこととする。また、肝がん・肝硬変への発症を抑えるため、未治療のキャリア患者に対して治療を開始するよう、助成制度を含め受診勧奨していく。
69	43	7 口腔衛生事業	非該当		保育園児(年中・年長)・小学5年生・中学2年生	保育園児、小・中学生に口腔内、むし歯予防に関心を持ってもらい、むし歯の予防について学び、むし歯なし率を向上する。	保育園児、小・中学校の児童・生徒に対して、各保育園・学校に歯科衛生士が出向き、正しいブラッシングについて集団指導を行う。	A	現状維持 保育園での実施は、事業の効果が上がるよう保護者の参加の検討を行う。また、併せて、乳幼児健診の時に、保護者にむし歯罹患率が高いことや予防することの大切さを伝える。小学校と中学校の事業に関しては、教育委員会や学校と連携を図り、今後、事業のあり方を検討していく。
70	43	8 予防接種事業	非該当	・予防接種法	予防接種法に基づく年齢の市民	予防接種法に基づく、感染の恐れのある病気を予防する。	・医療機関への委託 ・対象者に予診票(接種助成券)を発行 ・接種費用の助成	A	現状維持 接種率向上のため、予防接種に対する通知等は、専門的な解説ではなく、市民にも分かりやすい説明にしている。子どもの予防接種は、平成28年度に新たに予防接種ワクチンが追加される予定となっている。高齢者インフルエンザワクチン助成額は、平成27年度にワクチン単価が値上げされたことにより、県内はほぼ同額となっている。予防接種の委託料及び助成額の設定には、県内市町村の状況等を見ながら、また、医師会の理解や協力を得ながら進めていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
71	43	9	新型インフルエンザ等対策事業	非該当	・新型インフルエンザ等対策特別措置法	市民	新型インフルエンザ等感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に止め、安全で安心した市民生活が継続できるようにする。	平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策についての啓発活動を行い、併せて、新型インフルエンザ等発生時に備え、感染防護具の備蓄を行う。	A	現状維持	平常時から市行動計画にある発生段階別の実施体制と市防災計画を確認し、発生時に備える。市民に対しては、日頃から季節性のインフルエンザ対策を通じ、感染予防の知識普及に努めていく。備蓄品の消毒薬(次亜塩素酸)は使用期限を確認し、発生時に使用できる状態にしておく。新型インフルエンザ対策の備蓄品、マスク・消毒薬等は、自然災害でも必要になることが考えられることから、地域課と協議しながら備蓄していく。
72	43	10	保健福祉推進員活動事業	非該当	・北杜市保健福祉推進員規則	各地区から推薦された市民約337名	地域の健康課題について理解し、健康づくりの普及や問題解決に向けての推進活動の実践を通して、地域の健康づくりの担い手として主体的に活動することができる。	委嘱状の交付を行い、推進員の役割を明確にし、研修会を行う。自分の健康は自分でつくるという健康意識を高めることにより、地域の健康課題を行政とともに考え、課題解決に向けて実践し、地域づくりを行う。	A	現状維持	推進員の役割や地域づくりの必要性について、第1回の研修会でしっかり認識できるように概論的な部分の内容を検討する。地域活動の実際については、地区担当保健師との連携を図り、支援を行っていく。
73	43	11	食生活改善推進員養成・活動事業	非該当	・健康増進法 ・食育基本法 ・北杜市食生活改善推進員設置要綱	・市民 ・養成者においては地域で自薦他薦された者	健康の基本は運動と食事である。全ての住民が毎日直面する「食」に関する情報を地域へ発信する役割を担う会員の活動をサポートすることで、健康に関心を持ち生活できる市民を増やす。	会員が研修会・勉強会の開催により、食を通じた健康に関する知識・情報・技術を身につけ、習得したものを地域の人々に講話や調理実習で周知する。市は、地域での会員の活動を支援するために情報や場の提供、専門の立場からのサポートを行うことで人材を育成する。新しい人材については、2年に1回の割合で養成する。	A	現状維持	仕事を持つ会員でも可能な活動や、地域のニーズに合った活動内容を提案していく。そのために、まずは会員自身の知識とスキルアップが図れる場を提供していく。地域のニーズを把握するためには、市民の健康状態の分析や情報収集のために保健師や栄養士が出向き、効果的な事業を計画していく。また、会員がそれぞれの得意分野において力を発揮し、やりがいを感じられるような活動を支援する。それと同時に、他市の活動や組織体制を知る研修会等に参加し、より良い組織づくりを行っていく。
74	43	12	妊婦・乳児一般健康診査事業	非該当	・母子保健法 ・北杜市妊婦健康診査及び乳児一般健康診査費用助成実施要綱	・母子健康手帳を交付した妊婦 ・生後1年未満の乳児	定期的に妊婦健診を受診することで、妊婦や胎児の健康状態を確認することができる。より健やかで安心な出産ができる。乳児の発育状態や異常の早期発見ができる。	妊娠届出時、妊婦健康診査受診票(一般検査14回、HTLV-1抗体検査1回、クラミジア抗原検査1回)、乳児一般健康診査受診票(1歳未満まで2回)を交付し、妊婦、乳児の受診医療機関での健診費用を助成する。里帰り分娩等で県外の医療機関を受診した場合は、償還払いで助成する。	A	現状維持	乳児一般健康診査票について、1回目の受診券は、出生後～4カ月健診までの間に、医療機関で実施している1カ月健診で利用するよう周知しているが、今後も母子手帳交付時や新生児訪問時に周知していく。また、未利用の原因を分析する。2回目の受診券は、市で3回(4カ月・7カ月・12カ月)の乳児健診を実施していることから、利用率が低くなっている。今後は、利用率が低い理由を分析していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
75	43	13	不妊治療(こうのとり)支援事業	非該当	・北杜市こうのとり支援事業要綱	市に1年以上在住で、不妊症と診断された夫婦	子どもを授かり、生命を育むことができる。少子化対策の一環となり、子育ての重要性や楽しさを実感できる人が増える。	不妊治療に要した費用について、1年間30万円を限度に通算2年補助する。治療内容は、体外受精・顕微授精にかかる費用(保険適用外)とする。	A	方法改善	総合戦略の中で、少子化対策の一つとして取り組む。平成28年度の要綱改正に伴い、制度が変更したことを広報紙・ホームページ等で周知していく。
76	43	14	子育て世代包括支援センター運営事業	非該当	・母子保健法 ・子ども・子育て支援法	・妊産婦 ・乳幼児とその保護者	妊娠中の不安・産後の子育ての不安や悩みの軽減を図り、楽しい育児ができる。	保健師・助産師が保健センターに常駐し、母と子の相談、妊娠中やお産の悩み、母乳ケア、赤ちゃんの発育等の相談を行う。ベビーマッサージ、セルフケア体操教室を実施し、教室を通じて育児についての技術、赤ちゃんへの関わり方等の学び、母親同士の交流の場とする。安心安全に妊娠・出産・育児が行えるよう支援する。	A	拡大・充実	平成27年度から保健センターに子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師・助産師等の専門職を常駐させ、各種教室や相談を行っている。保健センターの改修と組織の再編を行い、平成29年度から利用者支援事業の母子型と基本型が一体となり、保健師・助産師に加え、保育士、臨床心理士等を配置し、妊娠・出産・子育て期までにわたる切れ目ない支援を行っていく。
77	43	15	特定診療科施設開業支援事業	非該当	・北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱	産婦人科・小児科の開業医	市の医療体制の拡大及び地域住民が医療を受けやすい体制をつくることにより、市民の健康と福祉の増進に寄与する。	市内に新たに診療所を開業する開業医に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、医療の充実を図る。助産所を新たに開設する助産師に補助金を交付することで、出産体制の確保を図る。	A	現状維持	医療関係者会議等の際に、制度の周知を行っていく。
78	43	16	乳幼児専門チームによる健診事業	非該当	・母子保健法	乳幼児とその保護者	・乳幼児の心と体の発育・発達の確認 ・病気の早期発見・予防 ・子育てする母親の育児支援 ・虐待を早期発見 ・生活習慣の見直し	乳児期健診(4・7・12カ月健診)・幼児健診(1歳6カ月、2歳児、3歳児)は、身体計測、問診、内科診察、歯科診察、栄養相談、健康相談、歯磨き指導、心理相談、各種講話等を専門のスタッフが行う。病気の早期発見を行うとともに、育児不安等の悩みの相談に応じたり、育児支援を行う。乳幼児が健やかに成長・発達できるよう支援を行う。	A	現状維持	未受診児に対し、電話・訪問等で現状を確認していく。また、子育て世代包括支援センターのスタッフや関係機関(病院・保育園・つどいの広場・他課等)と連携をとり、親・児にとってよりよい支援が行えるよう、スタッフの質の向上にも努めていく。
79	43	17	ママパパ学級事業	非該当	・母子保健法	市内に住む妊婦とその夫	学級を通じ、母親自身が妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、参加者同士の交流を図り、出産・育児に対する不安・悩みを共有する場とする。また、子どもが生まれてくることの意味を夫と一緒に考える機会とし、父性を育む。	保健師・助産師による妊娠・出産・育児、母乳についての話や妊婦体操を実施、また、参加者同士が声をかけやすい場や情報提供を行う。また、助産師、歯科衛生士、栄養士からのより専門的な健康教育を行う。さらに、妊娠中や産後の生活を両親がともに身近に感じられるよう、乳児とその母に協力してもらい、育児体験談の紹介や赤ちゃんだっこ体験、夫に対する妊婦擬似体験も実施する。(1コース3回を年3回開催)	A	現状維持	母子健康手帳交付時、予定日に合った教室への参加を推進する。また、教室の開催日程が合わず参加できなかった方等には、産休に入ってから、市で実施している出産包括支援事業(助産師相談、セルフケア体操等)への参加を呼びかけ、安心して出産が迎えられるように支援していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
80	43	18	親子すくすく相談事業	非該当		発達や育児に不安があり、継続的に支援を要する児及び保護者	保護者への育児支援、児の健全育成を図る。	子どもの特性を保護者が知ることで育児不安が解消でき、子育てがしやすいよう、臨床心理士・小児神経医師・保健師により個別相談を行う。	A	現状維持	医師の派遣の代わりに、臨床心理士の相談日を増やすことで相談機能の低下を防ぐ。
81	43	19	養育支援訪問事業	非該当	・北杜市養育支援訪問事業実施要綱	日常生活を営む上で支援や養育を必要とする妊娠中及び出産後の妊産婦	養育支援ヘルパーを派遣し、妊産婦及び乳児の生活支援・養育支援を行うことで、安心とゆとりのある子育てができる。	養育支援ヘルパーを派遣する。妊娠中は5回、出産後2カ月までは15回、さらに体調不良で日常生活に支障を来たす場合は3カ月まで5回を追加できる。双子以上の場合、出産後1年以内に35回を限度とする。	A	方法改善	妊娠中に制度の説明、早期のアセスメントにより、対象者の把握に努める。また、ファミリーサポート事業と内容のすり合わせを行っていく。利用者にとって、ファミリーサポート事業を含め、継続的に利用できるよう、子育て支援課と事業の見直しを行っていく。
82	43	20	乳児全戸訪問事業	非該当	・母子保健法 ・児童福祉法 ・北杜市乳児全戸訪問事業実施要綱	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭	訪問により、児の疾病の早期発見治療に結びつける。妊産婦等の心身の状況や家庭環境を把握し、育児・日常生活全般にわたる指導・助言を行うことで、母子の健康の保持増進を図る。	保健師による家庭訪問を実施する。 ・乳児の身体計測 ・育児に関する不安や悩みの相談 ・母子保健事業や子育て支援に関するサービスの説明 ・支援に必要な家庭には、提供するサービスの検討や関係機関との連絡調整	A	現状維持	母子健康手帳発行時から、対象者の生活状況や育児への考え方を把握し、妊産婦ケアプランを作成する。妊娠の経過を踏まえる中で、作成したケアプランと新たな情報等を整理し、出産後の訪問につなげるよう支援する。また、母親のニーズを把握するため、訪問拒否の理由の分析に努める。
83	43	21	親子のびのび教室事業	非該当		・幼児健診等において、親子のかかわり(生活習慣、遊び方など)について気になる親子 ・育児不安や子育てに自信のなさを訴えている親子	母親が子どもとの遊びや教室を通じ、子どもとの接し方を知ることで育児不安が軽減できる。	保育士による身体全体を使った遊びの実施を通して、コミュニケーションの取り方、遊ばせ方を実際に学ぶ。心理相談員・保健師による親子関係や子どもの発達について、個別相談等を行う。(月1回開催)	A	現状維持	乳幼児健診を通して、子どもの成長・発達の正しい知識を伝えていく。日常での親子の触れ合いを大切に、関わり方を知ることができるような教室内容を検討していく。参加者が明確な目標や継続して参加する中で子どもの成長・発達が感じられるよう、毎回の事業で母親との振り返りを行い、初回・中間・最終でアンケートを通して評価を行う。さらに、関わるスタッフのスキルアップも必要となるため、勉強会や研修会へ定期的に参加していく。
84	43	22	5歳児相談事業	非該当		5歳児(保育園年中児)とその保護者	就学前に相談の機会を設け、軽度発達の異状を早期に発見し、適切な対応をすることで不安なく就学に結びつける。また、生活習慣を見直す機会とする。	・17カ所の保育園を巡回する。また、市外の保育園・幼稚園に通園している児については保健センターで実施する。 ・臨床心理士・保健師・栄養士・保育士・教育委員会がスタッフとしてあたり、問診・集団あそび・講話(食育・就学に向けて)・相談・心理相談(歯科診察結果・身体計測値については、保育園の記録を参考に)を行う。なお、視力検査は事前に保育園で実施する。	A	現状維持	教育委員会・保育園との情報共有を図るために、教育委員会職員も事業に参加し、情報交換を行っていく。また、保育園を定期的に巡回し、保育士と課題を共有していく。的確なアドバイスができるよう、研修に参加し、スタッフのスキルアップを図っていく。未受診児に対しては、訪問・電話等で子どもの状況や保護者の育児不安を確認していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
今後の方向性についての集計(健康増進課) 単位:件									拡大・充実	3	現状維持	22
									方法改善	3	民間委託等	0
									縮小	0	終期設定/統合	0
									廃止/休止	0	合計	28
今後の方向性についての集計(市民部) 単位:件									拡大・充実	7	現状維持	35
									方法改善	8	民間委託等	1
									縮小	0	終期設定/統合	0
									廃止/休止	0	合計	51

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
福祉課											
91	51	1	健康福祉大会 事業	非該当	・平成27年度健康福祉大会実施要項	高齢者、障害者、ボランティア、民生委員児童委員、保健福祉推進員、一般市民	市民が生涯にわたり、健康で生きがいのある快適な生活を送れるよう、健康づくりや福祉に関する各種催しを通じ、健康・福祉についての知識の普及と啓発を図る。	市と市社会福祉協議会との合同開催で実施する。 期日：平成27年10月17日(土) 内容：各種表彰(ダイヤモンド婚、4世代同居等)、「山野学苑総長 山野正義 美容と福祉について」、各種健康測定等	A	方法改善	世代間交流を目的とし、幅広い年齢層が参加できるように内容を工夫し、健康福祉の知識の普及啓発を行い、若い世代から健康への意識付けを行う。今後も、福祉大会であることを踏まえながら、総合支所を拠点としたバスの配車や手話通訳士を手配するなど、参加しやすい大会を企画する。
92	51	2	戦没者慰霊祭 事業	非該当		市遺族連合会	戦没者の英霊を慰め、戦争の悲惨さを継承させる。	戦没者慰霊祭を実施し、追悼を行う。	A	方法改善	戦没者を慰霊するとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代へ継承する目的の事業であり、次世代が参列し目的継承するために、孫や曾孫も共に参加できる内容を検討する。
93	51	3	生活困窮者自立 支援事業	非該当	・生活困窮者自立支援法	生活保護者以外の生活困窮者	生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。	生活困窮者への支援を行うため、福祉相談窓口を設置し、自立相談事業、生活困窮者住居確保給付及びほくとハッピーワークを活用した就労支援を行う。	A	拡大・充実	生活困窮者の経済状況の改善を図るために、次の任意事業を平成28年度から実施していく。 ・働ける方には就労の場へつなぐための就労支援を実施することで、収入面をサポートする。また、支出面では、生活費や債務整理等のバランスを一緒に考えていくための家計相談支援事業を実施していく。 ・住居の無い生活困窮者に対して、一定期間の宿泊場所や衣食の提供等を行う一時生活支援事業を実施する。
94	51	4	医療扶助適正 実施推進事業	非該当	・セーフティネット支援対策事業費実施要綱	生活保護費受給者	医療扶助の適正な支出を行う。	医療扶助相談員を配置し、後発医薬品の利用促進、頻回受診、重複受診の防止や医療レセプト点検の委託により、医療行為と請求が適正に行われているか確認する。	A	現状維持	後発医薬品(ジェネリック)を使用するように医療機関・薬局への周知や生活保護世帯へ訪問する中で、安価な医薬品の使用を理解させるように努めることにより、医療費の軽減を図る。また、医療の受診においても、適切に医療機関を受診するように、ケースワークを通じて説明を行う。
95	51	5	福祉関係施設 管理事業	該当	・北杜市北の杜聖苑 条例	火葬場の利用者	住民の福祉増進を図る。	指定管理者制度により、必要な経費の中でサービスの向上を図り、利用者に安心安全に利用してもらえるようにする。	A	現状維持	アクションプランに基づき、平成25年10月1日から利用料の引き上げを行っている。築10年を経過し、経年により適切な時期に施設の改修、設備の更新が必要となっており、計画的に修繕・改修・実施していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
96	51	6	社会福祉補助事業	該当	・北杜市福祉団体等補助金交付要綱	公益性のある社会福祉団体(ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、遺族会)	各団体の育成を支援し、活動を推進する。	公益性のある社会福祉活動に対する支援事業を補助する。	A	現状維持	毎年度、活動内容等を精査し、削減に努めるとともに、各団体との連携を図りながら、今後も地域福祉の後退にならないよう努める。民生委員児童委員の活動内容や社会福祉協議会で実施する事業など、広く市民へ周知を行う。
97	51	7	老人クラブ活動支援事業	該当	・北杜市福祉団体等補助金交付要綱	老人クラブ会員	老人クラブの活動を支援し、地域福祉の充実を図る。	老人クラブの運営、各種事業等に対し、支援する。	B	現状維持	老人クラブ会員のための事業だけでなく、地域貢献や地域へ還元するような自主事業等の実施について促していく。また、会員の加入についても啓発活動等を行う。
98	51	8	いきいき山梨ねんりんピック参加事業	非該当	・いきいき山梨ねんりんピック開催要領	高齢者(老人クラブ会員・スポーツクラブ会員)	いきいき山梨ねんりんピックに参加し、手軽に楽しめる軽スポーツを通して、広域的な高齢者相互の交流を深めることにより、高齢者の生きがい・健康づくりの高揚を図る。	いきいき山梨ねんりんピック実行委員会(県社協事務局)が主催する大会に参加を希望する選手を募集する。老人クラブ・スポーツクラブ等を通じて募集し、各総合支所から巡回バスを運行し、参加選手を大会会場まで送迎する。また、選手が安全に競技に参加できるようサポートを行う。 開催日:平成27年9月26日(土) 内容:エントリー競技参加者のサポート(会場案内、湯茶、昼食の配布)	B	方法改善	参加方法や送迎等については、老人クラブ連合会事務局である社会福祉協議会と意見交換を行い、市と社会福祉協議会のそれぞれの役割分担について検討していく。
99	51	9	高齢者祝福事業	非該当	・北杜市敬老祝金支給規則 ・北杜市百歳祝金支給規則	100歳祝金:満100歳の誕生日を迎える高齢者(10年以上の居住要件あり) 敬老祝金:満88歳高齢者	高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、敬老意識の高揚に努め、もって地域福祉の増進に寄与する。また、100歳に到達した長寿者を敬愛し、その功を労う。	敬老祝金:9月15日の敬老の日から一週間の「敬老週間」に敬老祝金(満88歳)を支給する。支給については、民生委員児童委員に安否確認を兼ねて配布をお願いしている。また、100歳に到達した高齢者宅を市長が訪問し、祝金と花束を贈り、長寿を祝福する。	A	方法改善	平成25年度に敬老祝金対象者を88歳のみとし、祝金も8,000円から5,000円に引き下げている。今後、高齢者が増加していく中で、高齢者祝福事業について、支給基準や慶祝の方法等を他の市町村の状況を参考としながら検討する。
100	51	10	お楽しみ給食サービス事業	非該当	・お楽しみ給食サービス事業実施要領	市内在住の80歳以上の一人暮らし高齢者	一人暮らし高齢者が、食の楽しみを通して健康で健やかに生活できるようサービスを実施し、併せて、一人暮らし高齢者の安否確認と対話の機会を設ける。	市社会福祉協議会への委託事業で、社会福祉協議会支所単位で実施している。各地区民生委員児童委員、ボランティア等に協力をお願いし、各地区で年4回実施している。	A	方法改善	地域委員会で実施する高齢者配食事業や介護保険事業による配食サービス等、類似した事業が実施されているが、対象者、負担金や実施回数等、地域に違いが生じている。そうしたことから、本来の目的である「高齢者との対話」により見守り活動へつなげていくよう、実施団体とも調整を行っていく。
101	51	11	ふれあいペンダント事業	非該当	・北杜市高齢者生活支援事業実施要綱	概ね65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯	在宅の要介護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、サービスを提供することにより在宅生活を支援する。	庁内のサービス調整会議により認定された高齢者が、急病等の緊急時に自宅に設置された機械のボタンを押すことで、NPO法人安心安全見守りセンターに通報され、協力員の支援のもと、迅速かつ適切な対応を図ることができる。	A	方法改善	ふれあいペンダントは、電話回線が必要なため、電話料が個人の負担となる。市への負担金はない。また、平成26年度の事業仕分けにおいて、協力員3名を2名に緩和したところである。しかし、今後も設置基準の見直しやサービス調整会議等で総合的判断をし、有効活用を進める。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
102	51	12	外出支援サービス事業	非該当	・北杜市高齢者生活支援事業実施要綱	・概ね65歳以上の独居者・高齢者のみの世帯に属する高齢者で、一般の交通機関を利用するのが困難な者 ・乗車等に際して介助が必要となる者	在宅の要介護者及び一人暮らし高齢者に対し、サービスを提供することにより在宅介護の充実を図る。	市内のサービス調整会議により認定された高齢者が、通院の際にタクシーを利用する場合、初乗り710円分のタクシー券を月2枚支給する。	A	現状維持	事業は継続し、制度の周知を行う。また、類似する事業との調整・連携を行っていく。
103	51	13	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	非該当	・北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱	シルバーハウジングに居住する高齢者	居住する高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活を支援する。	社会福祉法人高根福祉みの会と委託契約している。シルバーハウジングに居住する高齢者の生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを行う生活援助員を派遣し、高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるように在宅生活を支援する。世帯棟5棟、単身棟5棟がある。	B	現状維持	シルバーハウジングとして継続するには、生活支援員の常駐など必要となり、経費がかかる。一般高齢者住宅とした場合、生活支援員等に係る経費の削減になるため、高齢者福祉施策としての必要性を検証し、また、一般高齢者住宅への位置づけが可能か検討する。
104	51	14	生活支援ハウス運営事業	非該当	・北杜市生活支援ハウス運営事業実施要綱	60歳以上の一人暮らし、又は夫婦のみの世帯に属する者で、家族による援助を受けることが困難であったり、高齢等のために独立して生活することに不安がある方	生活支援ハウスの入居者に対し、介護支援機能、居宅機能、交流機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する。	生活支援ハウスの運営事業を社会福祉法人愛寿会に委託している。生活支援ハウスの入居者に対し相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行う。また、入居者の高齢化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健サービスを必要とする場合の利用手段の援助を行う。入居者と地域住民との交流を図るための交流事業等を毎月行う。	B	方法改善	生活支援ハウスの設置目的により、入居者の状況を把握し、委託費の適正な支出や運営方法等について検討する。
105	51	15	障害福祉補助事業	該当	・北杜市福祉団体等補助金交付要綱	・市身体障害者福祉会 ・市精神障害者家族会	対象団体の社会見学事業、障害者スポーツ大会事業、研修会等への補助を行い、会員の交流、社会参加を促進する。	補助金を有効活用し、事業を実施することで障害者の社会参加を促進する。	A	現状維持	新規会員の確保が図れず、会員の年齢が高齢化し、地域特有や会独自の考え方が依然として現存すると思われるため、新規会員の確保の方法や活動内容について検討する。
106	51	16	相談支援事業	非該当	・障害者総合支援法	障害者(身体・知的・精神)障害児及びその家族	相談支援事業により、障害があっても地域で安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。	来所、訪問、電話などにより相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。福祉サービスの利用援助、社会資源の紹介、専門機関等の情報提供、虐待の防止及び早期発見のため関係機関と連絡調整を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行う。	A	現状維持	計画相談支援事業所、地域相談支援事業所がうまく機能していくために、連絡会を月1回開催する。必要に応じて地域の専門分野からのアドバイザーに入ってもらい形をとり、事例検討や制度等の勉強会を行うことでお互いに勉強しあって人材を育てていく。障害者虐待防止に関しては、広報活動を行うことで通報ができるような体制づくりを行っていく。虐待防止や成年後見制度利用等の権利擁護に関わる専門分野に必要な社会福祉士の確保に努めていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
107	51	17	移動支援事業	非該当	・障害者総合支援法	屋外での移動が困難な在宅の障害者等(障害者・障害児)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動など社会参加のための支援を行う。	対象者の支給申請に基づき、可であれば支給を決定する。対象者は指定事業所と個別で契約をし、福祉有償運送などの移動支援を受ける。市は要した費用(委託料)を助成することで対象者の支援を図る。	A	現状維持	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画を基に適正な利用時間を決定するが、前年の利用時間や実績を精査し、支給決定をしていく。
108	51	18	日中一時支援事業	非該当	・障害者総合支援法	障害者等(障害者・障害児)や介護を行う者若しくはその家族	障害者等の日中における活動を確保し、家族の就労支援及び障害者等を日常時に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	対象者の支給申請に基づき、可であれば支給を決定する。対象者は指定事業所と個別で契約をし、事業所にて、障害者等の日中活動における場の提供を受けることができる。また、家族等については、就労時・緊急時などにおいて、障害者等を事業所に一時的に預けることで、介助における負担を軽減することができる。市は、要した費用(委託料)を助成することで、対象者の支援を図る。	A	現状維持	相談支援専門員が作成するサービス等利用計画を基に適正な利用時間を決定するが、前年の利用時間や実績を精査し、支給決定をしていく。
109	51	19	地域活動支援センター事業	非該当	・北杜市地域活動支援事業実施要綱	在宅生活を送っている障害者(身体、知的、精神)	閉じこもりがちな障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、交流ができ、気軽に立ち寄れる場を提供する。	障害者総合支援センターにおいて週5回、創作活動(料理、絵手紙、習字、工作、手芸等)・農園芸作業(野菜作り、花の栽培等)・軽スポーツ(卓球、グランドゴルフ、ベタンク、散歩等)・社会見学のための外出などのプログラムを実施している。できるだけプログラムが自主的にできるよう、指導員2名が支援しながら運営している。来所が困難な方については、曜日により地区ごとに送迎を行い、自車、公共の交通機関を使える方や徒歩で来られる方は自力で来所してもらう。	A	現状維持	・自車で来ることができる方や、公共の交通機関を使って来ることができる方には、送迎車を使わずに来てもらえるようにしていく。また、1週間に利用できる回数を平均的にするなどの工夫で、できるだけ多くの方に参加してもらえるよう工夫していく。 ・その日のプログラムに参加したくない利用者への対応をするため、手芸・工作・音楽などの得意分野を活かせるボランティアに協力してもらえる体制づくりを考えていく。相談支援事業や障害者虐待防止センター、成年後見制度利用支援事業などの機能も持っているため、当分は現状維持とする。
110	51	20	意思疎通支援事業	非該当	・障害者総合支援法	聴覚、言語機能、音声機能に障害があり、意思疎通を図ることに支障がある障害者	障害者の理解及び聴覚障害者と健聴者の意思疎通を円滑に図る。	対象となる来庁障害者に対して、意思伝達の仲介、関係機関との連絡調整を行う。また、手話通訳者及び要約筆記者の現地での業務派遣は、必要な日の2週間前までに申込書を提出してもらい、その必要性が認められるときに、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚障害者等と健聴者の意思疎通の支援をする。	A	現状維持	更なる実利用者を増やすため、広報紙等で周知を行っていく。また、山梨県手話通訳者設置事業市町村連絡会を活用し、近隣市町村と連携を図りながら、より多くの聴覚障害者にサービスを提供していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
111	51	21	ボランティア養成及び地域交流事業	該当	・障害者総合支援法	・障害を持つ方へのボランティアに興味のある方 ・市内在住の障害者とその家族及び地域住民	・地域で生活をする障害者への理解を深め、地域と障害者の橋渡し役ができるボランティアを養成する。 ・障害がある方とその家族や地域住民と交流を図ることで、障害を持つ方の住みよい地域づくりを進める。	・障害者総合支援センターが支援の対象としている3障害(知的・身体・精神)について、講師から各障害についての概要や関わり方を学び、各障害に対する理解を深めていただき、地域活動支援事業(デイケア)でのボランティア活動をしていただく。 ・就労支援事業所等の各種出し物及び出店販売を行うことにより、地域住民に就労支援事業所等の活動内容を知ってもらうとともに、障害を持つ方とその家族や地域住民とが交流する機会を作り、障害に対する理解の輪を広げる。(平成27年11月6日に高根町農村環境改善センターにて開催)	A	現状維持	登録済みボランティアに対して、地域活動支援事業(デイケア)の活動報告や活動への参加のお誘いを定期的に送付するなど、きめ細やかな対応を行う。月に一度ボランティア交流会という日を決めて、ボランティアが定着しやすいような環境づくりを行う。地域交流事業については、障害がある方と地域住民がふれあえるような内容を取り入れていく。今年度のフォローアップ研修では、精神疾患に対する理解と関わり方について学ぶ機会をつくり、参加者とのコミュニケーションが円滑にできるようにしていく。
112	51	22	成年後見制度利用支援事業	非該当	・障害者総合支援法	成年後見の申し立て費用または成年後見人に対する報酬の補助を受けなければ、成年後見制度を利用することができない、市内に在住する方	成年後見の申し立て費用または成年後見人に対する報酬の補助を受けることで、成年後見制度を利用することができ、後見人等がつくことによって本人の財産や権利を第三者から守ることができる。	要件に該当する住民からの申請に対し、成年後見の申し立て費用及び成年後見人の報酬についての補助を行う。	A	方法改善	障害者への相談支援の中で、サービスを必要とする方に積極的な利用を促していく。現在、権利擁護センター設置に向け、市民部が中心となり進めているが、権利擁護については高齢者、障害者等のすみ分けはなく、今後必要不可欠な事業となることから、協力して取り組んでいく。
113	51	23	手話奉仕員養成講習会事業	非該当	・障害者総合支援法	手話奉仕活動に興味がある市民	聴覚障害者の良き理解者として広く手話奉仕活動を実践する人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。	日常会話程度の手話表現技術を習得するために、手話奉仕員養成講習会を社会福祉協議会に委託し、実施している。(平成25年度から必須事業)	A	現状維持	社会福祉協議会とも連携し、新たな取り組みを考えていく。また、一度受講された方々のフォローも同時に行っていく。
114	51	24	訪問入浴サービス事業	非該当	・障害者総合支援法	介護保険に基づく訪問入浴介護を受けることができない者で、この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者等	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。	対象者の利用申請に基づき、可であれば利用決定する。対象者は、市が委託契約をしている事業所と契約し、サービスの提供を受ける。	A	現状維持	現状を維持する。
115	51	25	障害福祉施設管理事業	非該当	・北杜市ながさかりハビリセンター条例 ・北杜市障害者総合支援センター条例	障害児者	当該施設において、機能回復訓練等の実施、相談事業、地域活動支援事業を行うことにより、地域において自立した日常生活または社会生活ができるようになる場所を適切に管理する。	・ながさかりハビリセンターは、障害者を対象に機能回復訓練等を行う場所として、施設の適正な維持管理を行う。 ・障害者総合支援センターは、障害者の相談支援事業等を行う場所として、施設の適正な維持管理を行う。	A	現状維持	現在の管理方法を維持しつつ、有効的な活用を行っていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
116	51	26	タクシー利用 料金助成事業	非該当	・山梨県福祉タクシー システム事業費補助 金交付要綱	重度心身障害者(児) ※普通・軽自動車税 の減免を受けていな い方	行動範囲の拡大と社会参加の促進	対象者の申請に基づき、タクシー利用券 (650円×36枚以内)を交付する。	A	現状維持	対象者においては、現状の制度を維持していく。		
今後の方向性についての集計(福祉課) 単位:件									拡大・充実	1	現状維持	17	
									方法改善	8	民間委託等	0	
									縮小	0	終期設定/統合	0	
									廃止/休止	0	合計	26	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
子育て支援課											
117	52	1	幼稚園就園奨励費補助金	非該当	・北杜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	市内に住所を有する園児が在園する私立幼稚園の設置者	私立幼稚園に在園する園児の保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。	市に住所を有する園児が在園する私立幼稚園に対して補助金を交付し、保育料の減免により保護者負担の軽減を図る。	A	拡大・充実	要綱の改正により、所得に応じた市の幼稚園利用負担額と同等になるよう拡大を行った。また、すでに第2子以降は無料となっているため、当面は現状維持として、今後、支援の拡大方法を検討していく。
118	52	2	子ども・子育て会議事業	非該当	・子ども・子育て支援法 ・北杜市子ども・子育て会議条例	市子ども・子育て支援事業計画の基本施策等	進捗状況の評価検証及び意見聴取	市子ども・子育て支援事業計画の基本施策等について、計画期間である平成27～31年度の進捗状況の評価検証を行う。また、子育て施策全般について必要に応じ意見を聴取し、施策に反映させていく。	A	現状維持	主要施策の実施や制度の改正にあたっては、意見を聴取することを念頭に、年度内のスケジュール管理を行う。
119	52	3	家庭児童相談事業	非該当	・児童福祉法 ・北杜市家庭児童相談室設置要綱	18歳未満の児童に関する相談	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上に関する相談業務の充実を図る。	主な相談内容:養育相談、心身障害相談、非行相談、育成相談 相談方法:電話、面接、訪問等	A	拡大・充実	・要保護児童対策地域協議会で周知や情報共有の強化を更に図る。 ・総合戦略に掲げる子育て世代への相談体制の充実を進めるため、平成28年度から長坂保育園秋田分園において利用者支援事業(基本型)を開始している。さらに、保健センターにおいて平成29年度から新たな子育て世代包括支援センターを開所し、妊娠から出産、子育て期に亘る切れ目のない支援体制を構築する中で、虐待やDVなどの相談窓口として、他の事業や保健師等と連携を取り、更なる強化を進めていく。
120	52	4	ファミリーサポートセンター運営事業	非該当	・北杜市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	市内に居住し、概ね生後3か月以上の乳幼児から12歳までの小学生と、養育する保護者	育児を支援することにより、子育てと仕事等の両立を図り、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進する。	地域において育児の援助を行いたい者(協力会員)と育児の援助を受けたい者(依頼会員)を組織化し、市がアドバイザーを設置し、連絡調整を行う中で育児の援助を行う。	B	拡大・充実	協力会員数増加のため、これまでの広報等での周知に加え、区長会等に出向き、当事業の周知を行っていく。依頼会員にとってもより利用しやすい事業とするため、子ども・子育て会議での意見を取り入れながら、補助額について検討していく。また、依頼会員のニーズを把握するため、アンケート調査を行う。
121	52	5	つどいの広場事業	非該当	・児童福祉法 ・北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業実施要綱	乳幼児(概ね0～3歳)とその保護者	子育て中の保護者の子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備することにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。	市内4カ所のつどいの広場において、子育てアドバイザーが子育て親子に、(1)子育て親子の遊びの場等の提供と交流の促進、(2)子育て等に関する相談、援助の実施、(3)地域の子育て関連情報の提供、(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、などの事業を行う。	A	拡大・充実	平成29年度から開設する子育て世代包括支援センターに併設するつどいの広場において、利用者のニーズが高い、休日開所の実施に向けて検討していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
122	52	6	放課後児童ク ラブ事業	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・北杜市放課後児童ク ラブ条例 ・北杜市放課後児童ク ラブ条例施行規則 ・放課後児童クラブガイ ドラインについて(平 成19年10月19日付雇 児発第1019001号厚 生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知) 	市に住所を有する児 童及び市内小学校に 在籍する児童で、保 護者が就労等により 保育に欠ける小学生 (平成27年度から6年 生まで対象)	保護者の就労を容易にするとともに、児 童に対し生活と遊びの場を与え、児童の 健全な育成を行う。	小学校の放課後や夏休み等の長期休暇 中に指導員の指導の下、児童が遊びや 生活を通して成長発達することを基本と して指導等を行う。	A	方法改善	<ul style="list-style-type: none"> ・共働きの家庭が増えており、推計を 超える申請があるが、入所児童の利 用状況を見ると、ほとんど利用してい ない児童もあり、保育料が低額である ことから、念のため入所申請している と思われるケースがある。また、低学 年と高学年の年齢差に対応する保育 が求められている中、効率的・効果的 に事業を実施するためには、自主財 源の確保が必要であることから、子 ども・子育て会議等の意見を伺うと ともに、公平性の確保と少子化・定住促進 の観点から総合戦略の中で保育料の 見直しを検討していく。 ・施設面も老朽化が進んでいるため、 建替えや複合施設への集約等を計 画的に行い、児童の将来推計等を考 慮し、施設規模の検討、クラス分けが できるよう、施設の更新を検討して いく。 ・引き続き、支援員の処遇改善を 検討し、各総合支所や支援員と連携し、支 援員の確保に努める。
123	52	7	児童館運営事 業	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・北杜市児童館条例 	18歳未満の児童	児童に健全な遊びを与えて、その健康を 増進し、情緒を豊かにするとともに、子 どもクラブ、母親クラブ等の地域組織活 動の育成助長を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な遊びを通じて、児童の集団及び 個別指導の実施並びに中学生、高校生 等の自主的な活動に対する支援を行う。 ・母親クラブ、子どもクラブ等の地域組織 活動の育成助長及びその指導者の養成 を図る。 ・子育てに対して不安や悩みを抱える母 親からの相談に応じるなど、子育て家庭 の支援を行う。 	A	方法改善	現在行っている英語教室や囲碁教室 以外にも、予算の範囲内において魅 力ある事業を行っていく。
124	52	8	放課後子ども 教室事業	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県放課後子ども プラン推進事業費補 助金交付要綱 	市に住所を有する小 学生	放課後の子どもたちを対象として、安全・ 安心な子どもの活動拠点(居場所)を設 け、地域の協力者を得る中で、勉強や遊 び、文化活動や交流活動などを行い、子 どもたちの健全育成を図る。	地域の方々にスタッフとして協力してい ただき、子どもたちに学習や様々な体験・交 流活動を行い、地域社会全体の教育力 の向上を図るとともに、子どもたちの健全 な育成を推進する。	A	拡大・充実	スタッフの確保が必要になってくるた め、地域の幅広い方々に声をかけるな ど、スタッフの確保に努める。また、 コーディネーターに協力していただく中 で、放課後児童クラブとの連携も図っ ていく。さらには、地域全体としての教 室開催に向けて各町での課題を整理 し、英語に親しむプログラムや高学年 向けのプログラム等、児童がより参加 したくなるプログラムの充実を検討し ていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
125	52	9	小淵沢共同福祉施設維持管理事業	非該当	・北杜市共同福祉施設条例	小淵沢共同福祉施設	維持管理する。	小淵沢共同福祉施設については、当課で所管するつどいの広場事業であるひまわりルーム、介護支援課、健康増進課等が行う事業を実施している。複合的な福祉施設として維持管理を行う。	A	方法改善	関係部署と使用方法・費用負担について、検討を行う。
126	52	10	出産祝金支給事業	非該当	・北杜市出産祝金支給規則	本市に在住して、出産し、その後、新生児とともに定住する意思を有する養育者	少子化対策のため、乳児の健やかな成長に寄与し、定住促進と市の活性化を図る。	出産前6カ月以上本市に住所があり、出産後も本市に新生児とともに5年以上定住する意思のある養育者に支給する。(第2子50,000円、第3子300,000円、第4子以降500,000円)第4子以降の養育者には、希望により市長が訪問し、記念品を贈呈する。	B	現状維持	総合戦略において、子育て支援策の充実を基本目標としていることから、総合的な観点から市子ども・子育て会議等の意見を伺う中で検討していく。
127	52	11	チャイルドシート購入補助事業	非該当	・北杜市交通安全対策乳幼児補助装置購入補助金交付要綱	年齢6歳以下の乳幼児の保護者であって、市内に住所を有する者	自動車内の乳幼児の安全確保に資するため、チャイルドシート着用の普及推進を図るとともに、子育ての経済的負担の軽減を図る。	保護者からの申請により、チャイルドシート等の購入費用の2分の1(限度額20,000円)を助成する。	B	現状維持	平成26年度の次世代育成支援対策地域協議会において、委員から廃止もやむを得ないとの意見をいただいている。しかし、総合戦略においては、子育て支援策の充実を基本目標としていることから、その方向性について総合的な観点から市子ども・子育て会議の意見を伺う中で検討していく。
128	52	12	子ども医療費助成事業	非該当	・北杜市子ども医療費助成金支給条例 ・北杜市子ども医療費助成金支給条例施行規則 ・山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱	市内に住所を有する中学3年生までの子どもの保護者等	子どもに係る医療費の一部を助成し、子育ての経済的負担を軽減するとともに、子どもの健やかな成長に寄与する。	中学3年生までの子どもの入院・通院にかかる医療費の一部負担金の額を、保護者に対し医療費助成金として支給し、医療費を無料にする。助成金の支給は、窓口無料化または償還払いによって行う。	A	現状維持	総合戦略に基づく子育て支援等の充実を図るため、平成28年1月から医療費助成の対象年齢を中学3年生まで拡大した。制度に基づき、適正に事務を進めていく。
129	52	13	子育て応援企業等支援事業	非該当	・北杜市子育て応援企業等認定制度実施要綱	市内に事業所のある子育てに積極的に取り組む企業及び事業所	子育て支援に積極的な企業等を子育て応援企業として認定し、取組内容等を紹介して、市全体として子育てを応援する。	子育て支援に積極的な活動を行っている企業等を子育て応援企業に認定し、認定証を交付する。子育て応援企業は、広報紙や市ホームページで取組内容等を紹介し、企業等の活性化を図り、市全体として子育てを応援する。	A	方法改善	平成27年度事務事業外部評価においても、抜本的な見直しが必要であるとの評価を受けている。企業交流会や農業コンソーシアム、認定企業、子育て世代等から意見を聴取し、見直しを行う。
130	52	14	保育事業(保育園バス以外)	該当	・児童福祉法 ・北杜市立保育園条例等	市に住所を有し、保護者が労働等により児童の保育ができないと認められる小学校就学前の児童	保護者の労働、疾病、親族の介護等により、家庭において児童の保育ができない場合に保育し、子育て支援の充実と少子化対策を推進する。	安心して子どもを預けて仕事などが行えることは、子育て支援として最良な事業であり、市の将来を担う子どもたちへの育ちの場を整え、適切な保育環境を維持していくことは、自治体の責務としての根幹をなす事業である。	A	拡大・充実	平成28年3月に策定した第2次保育園充実プランに基づいた保育の質の確保及び向上を図るため、保育士等の処遇改善を行い、保育士の十分な確保に努める。また、特別保育(一時保育、休日保育、病児・病後児保育)の更なる充実を図るため、周知の拡大を行っていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
131	52	15	保育事業(保育園バス)	該当	・児童福祉法 ・北杜市立保育園バス運行規則	保育園児の送迎、園外活動への使用	園児と保護者の利便性を確保するために通園バスによる送迎を行うとともに、園外での保育活動を充実させる。	長坂保育園・日野春分園・小泉分園・白州保育園・武川保育園の保護者から利用申し込みを受け、送迎を行うとともに、市内の公立保育園で行う遠足、プールへの送迎や園外活動に活用する。	B	現状維持	総合戦略において重点的に取り組んでいる子育て世代の移住定住を図るためには、第2次保育園充実プランに基づく今後の保育園の運営や、その他の子育て支援施策と総合的に検討する必要があるため、当面の間は、現状のまま運行することとする。また、園外活動におけるバスの活用等幅広い視点で検討していく。		
132	52	16	保育施設維持管理事業	非該当	・児童福祉法 ・北杜市立保育園条例	市立保育園14カ所の維持及び管理	保育を行うための園舎、園庭、プール、遊具などを維持管理することはもとより、火災予防や防犯なども含めて適切に管理する。	消防設備点検、特殊建築物定期検査等を実施し、結果を踏まえて保守、修繕、工事を実施する。また、通常の維持管理を適正に行い、保育に支障のない状況と安全を確保する。	A	拡大・充実	緊急性がある修繕については、補正予算等に対応していくとともに、第2次保育園充実プランに基づく整備計画を策定し、計画的な長寿命化・大規模改修、建て替え等を検討していく。		
133	52	17	ひとり親支援事業	非該当	・北杜市母子相談員設置要綱等	ひとり親家庭等	ひとり親家庭について、心配事や生活面の不安を解消し、生活意欲の向上を図り、その福祉の増進に努める。	・ひとり親家庭を対象に身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行い、生活意欲の向上を図る。 ・経済力向上のため、看護師等養成学校に通う間の生活費の補助を行う。 ・母子父子寡婦の福祉団体へ補助を行い、その福祉向上を図る。	A	拡大・充実	平成29年度から新たな子育て世代包括支援センターを保健センター内に開所する。支援センターには、保健師や臨床心理士等の専門職とともに家庭児童相談員も常駐することになるが、支援センター内はもとより、母子相談員や関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築していく。		
134	52	18	ひとり親家庭医療費助成事業	非該当	・山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱 ・北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 ・北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則	市に住所を有するひとり親家庭の父または母及び児童(満18歳に達する日以後最初の3月31日までにいる者)	ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。	ひとり親家庭の親と子に対して、医療費の一部負担金として負担すべき額を医療費助成金として支給し、医療費を無料化する。医療費助成金の支給は、窓口無料化または償還払いによって行う。対象者の所得税が非課税等の所得制限がある。	A	現状維持	制度に基づき、適正に事務を進めていく。		
今後の方向性についての集計(子育て支援課) 単位:件										拡大・充実	8	現状維持	6
">										方法改善	4	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	18
今後の方向性についての集計(福祉部) 単位:件										拡大・充実	9	現状維持	23
">										方法改善	12	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	44

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
環境課											
135	61	1	河川等水質調査事業	非該当	・環境基本法 等	市内の河川、湧水等	市内を流れる河川66カ所、須玉町内産業廃棄物処理場、長坂町内工場排水の水質調査を行うなど、公共水域の現状を把握することにより、水質汚濁現象や水環境改善対策立案のための基礎情報に活用する。	専門機関に水質調査を依頼・実施。継続調査を行うことで監視の強化を図り、水質管理を行う。	A	現状維持	今年度は、水系ごとの土地利用を考慮し、市内河川の上流と合流手前を中心に水質調査を実施する方針へ向けて、具体的な場所の選定を行い、計画へ反映させていく。
136	61	2	オオムラサキセンター管理事業	非該当	・北杜市オオムラサキセンター条例	オオムラサキセンター	オオムラサキが生息する自然環境を保全する活動を通して、市民の知識及び教養の向上を図り、もって市の有する文化、自然資源を活用した地域づくりに寄与する。	オオムラサキセンターを環境教育施設として、各種イベントの実施やホームページを活用した情報発信を行う。平成23年度から指定管理者による運営になっている。	A	現状維持	指定管理者と相互意見交換を行い、より一層充実した施設へと努力していく。そのために、マンネリ化しないようなイベント開催、情報通信サービスを活用したPR活動などを計画的に行っていく。併せて、施設内外の設備状況を把握し、適切な施設及び設備等の計画的な更新に努める。また、劣化等による展示物の更新については、現状を把握し、計画的に変更する。
137	61	3	環境活動推進事業	非該当	・環境基本法	市民、事業者	環境保全に関する施策を計画的に推進するため、市環境基本計画に掲げる基本理念(方針)の具体化を図る。	市環境基本計画の実現に向けて、市民・事業者・市それぞれの役割、責任、環境への取り組みを確認するため、環境審議会を開催する。	A	現状維持	定期的に環境審議会を開催して、市環境基本計画による5つの基本方針の取組状況を確認しながら進めていく。
138	61	4	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	非該当	・北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	市に住所があり、自ら所有し居住する住宅に太陽光発電システムを設置した市民	初期費用の大きな太陽光発電システムに対し、補助金を交付し、自己負担の軽減を図ることにより、市内の住宅太陽光発電システム導入を促進し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図る。	市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定に基づく。最大出力1kWあたり25,000円の補助金(上限200,000円)を予算の範囲内で交付する。	A	方法改善	地方公共団体において再生可能エネルギーの普及を推進することは極めて重要であり、その意思表示にもなる。今後、市においても事業を継続し、災害に強く環境にも優しい自立・分散型エネルギーシステムの住宅への導入を促進するため、設置者からアンケートを取り、蓄電池等災害に強いシステム構築に伴う補助金導入を検討する。
139	61	5	六ヶ村堰水力発電所管理・運営事業	非該当	・温対法 ・省エネ法	川俣川の利水である村山六ヶ村堰農業用水路を利用した流込み式の水力発電	目標とする年間発電量224万kWhを達成するため、適正な維持管理に努め、安定した運転を継続する。	発電方法は、用水路の上流部で最大0.5m ³ /sの取水を行い、延長1.27km、総落差85mの流水を利用して最大出力320kWの発電を行っている。年間では、約224万kWhの発電量が確保でき、大門浄水場の年間電力として送電を行っている。また、月次・年次点検、遠方監視システムにより24時間体制で管理を行う。	A	現状維持	気象情報や発電状況等を的確に把握し、関係者間の連携を強化することによって、より迅速な対応を行い、同時に保守管理体制の見直し等を行い、ランニングコストの削減を図りつつ、安定的な発電を目指していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
140	61	6	小水力発電普及拡大事業	非該当	・温対法 ・新エネ法	小水力発電は、CO ₂ を排出しない極めてクリーンな再生可能エネルギーである。また、他の再生可能エネルギーと比べて発電効率も高く、安定した発電が可能である。 本市には、小水力発電の適地が存在することから、あらゆる主体による積極的な導入を図り、地球温暖化・エネルギー問題に寄与する。	官民パートナーシップによる小水力発電共同導入事業により平成24年3月に新たに3カ所の小水力発電が竣工、運転開始したことから、事業概要・施設紹介等を含む小水力発電の普及啓発を実施する。共同事業は、全国でも珍しい先進的事例として注目を集めており、広くPRすることで市の環境分野でのブランドイメージアップを図る。(施設定期見学会、展示パネルによる普及啓発、パンフレットによる普及啓発)	A	現状維持	小水力発電事業に絡む関係法令については、手続きの簡素(緩和)が図られた。市の負担軽減を図りながらも、市内への小水力発電を開発する方法として、民間活力を最大限活用した普及策を講ずることが有効であり、官民及び地域連携による小水力発電共同導入も検討していく。また、平成26年4月に設立した市新エネルギー推進機構とも連携し、事業を推進していく。	
141	61	7	北杜サイト施設管理・運営事業【新エネルギー事業特会】	非該当		北杜サイト太陽光発電所	適正な維持管理に努め、安定した運営を行う。また、大規模太陽光発電システムの普及拡大に向け、視察等の受け入れを行うとともに、様々な実証研究の継続を行う。	平成23年度から市営の発電所となった。収入となる売電については、毎年公募により売電先を決定している。保守管理については、第2種電気主任技術者を選任できる業者に委託し、維持・管理に努め、必要に応じて設備の更新を図っていく。また、実証研究施設であったことから、視察者の受け入れを行うとともに、地球温暖化対策・新エネルギーへの理解を深めるために情報発信、また、必要な整備・研究協力を行う。	A	現状維持	地球温暖化問題への理解促進を図るため、視察、見学者の受け入れや研究フィールドとしての利活用も行い、PVモジュールの実環境における特性比較及び経年劣化の傾向分析、その他必要な調査・研究については、継続して行う。また、市営の発電所として、設備の更新も検討する。
142	61	8	まるごとメガワットソーラー事業	非該当		市内公共施設等	公共施設への太陽光発電設備の導入	本市のシンボルである太陽光(発電)を市全域にバランス良く設置することにより、地域間の整備割合のバランスを是正し、より効果的に個性を最大限に発揮した活力ある太陽のようなふるさとづくりを目指す。具体的には、計4MWの太陽光発電の導入を目標としている。	A	拡大・充実	適切な時期に、有効な補助事業や新エネルギー事業特別会計繰入金を活用していく。再生可能エネルギー電源は防災に役立つものであることから、公共施設等設置箇所等を精査する中で、避難所等の防災拠点に順次、ソーラーLED街路灯を設置する。
143	61	9	新エネルギー推進等事業	非該当		新エネルギー政策・事業	後世に持続可能となる社会の実現	・新エネルギー推進機構事業 ・クリーンエナジー清里太陽光発電事業(官民パートナーシップ) ・再生可能エネルギーの普及促進やクリーンエネルギー利活用の検討など、新エネルギーに関する検討・推進	A	拡大・充実	平成27年度において、総合戦略に絡めた市再生可能エネルギービジョンが策定された。これに伴い、今後の市の新エネルギー施策を実施していく。また、市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の申請減少を鑑み、現在のニーズに合わせ、蓄電池等災害に強いシステム構築に伴う補助金導入を検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
144	61 10	環境教育普及 啓発事業	非該当	・環境保全活動・環境 教育推進法 ・学校教育法	学校、子ども団体、コ ミュニティ等	環境問題に関心を持ち、環境に対する人 間の責任と役割を理解し、環境保全に参 加する態度と環境問題解決のための能 力を身につけることにより、行動に結びつ く人材の育成を目指す。	市、グリーン北杜、キープ協会等が連携 し、教室内学習、屋外体験などの学習会 を実施する。メニューは、エネルギー、温 暖化、廃棄物、自然保護、消費生活等日 常的な内容で構成し、体験型授業を中心 とした学習会となっている。(環境学習プ ログラム、環境教育リーダー養成講座、 子ども環境フェスタ開催事業、幼児教育 プロデュース事業)	A	現状維持 参加者の増加を図るため、広報紙や ホームページを活用して広く情報発信 し、事業啓発を強化する。また、教育 委員会と連携した環境教育の在り方 について検討を行い、加えて、日々変 化する環境問題とその対策について 最新の情報を提供できるよう、プログ ラム内容の見直し・拡充を図る。さら には、地域に根ざした環境学習指導者 の育成・掘り起こしを行い、地域資材 を積極的に活用した学習会を推進して いく。また、南アルプスユネスコエコ パークを活用した環境教育を通して、地 域の環境保全や環境問題に自ら考 え、進んで取り組む人材育成を図る。
145	61 11	地球温暖化防 止推進事業費 補助金	非該当	・北杜市地球温暖化 対策・クリーンエネル ギー推進協議会活動 補助金交付要綱 ・地球温暖化対策の 推進に関する法律	地球温暖化対策の推 進に関する法律第26 条第1項の規定に基 づき設立された地球 温暖化対策地域協議 会である、市地球温 暖化対策・クリーンエ ネルギー推進協議会	地域に根ざした活動を展開している協議 会を支援することで、事業の発展的展開 を促し、地球温暖化問題等を地域から考 え、行動する力の育成を図る。	市地球温暖化対策・クリーンエネルギー 推進協議会活動補助金交付要綱に基づ き、提案された事業の事業費に対して、 補助金を交付している。	A	現状維持 市民の自主的な活動により、これまで 多くの市民の環境意識向上を図ってい る。今後もより多くの市民の地球温暖 化防止対策活動参加への動機づけに つながるように支援していく。さらに、 自主財源の確保に努めるなど。事業 開催経費面においても自主性を発揮 できる組織にしていき、協議会が自立 し、発展的に活動展開していけるよう 支援していく。
146	61 12	地球温暖化対 策地方公共団 体実行計画実 施推進事業	非該当	・地球温暖化対策の 推進に関する法律 ・エネルギーの使用の 合理化に関する法律	・市が設置している事 業所(公共施設) ・原油換算エネルギー 使用量1,500キロカロ リーである特定事業 者となる市	平成21年度ベースに年1%以上のエネル ギー消費単位の低減に努める。	各課に推進員を配置し、市職員全員で CO ₂ 排出量の削減目標に向けた率先行 動を行うことにより、事業者及び市民の地 球温暖化防止への自主的な取り組みの 促進を図る。	A	現状維持 二酸化炭素削減に向け、職員一人ひ とりが自覚を持って行動し、課単位で の取り組みも継続して行っていく必要 がある。また、施設の設備についても 全庁的に検討を行い、古い電化製品 や省エネ照明の入替検討を視野に入 れる必要もある。削減率の取組状況 結果などを検証し、対策を検討してい く。
147	61 13	緑のカーテン 推進事業	非該当		市民等	身近で取り組みやすい地球温暖化対策 の一つとして、緑のカーテンの推進を図 る。	本庁舎に緑のカーテン実証展示を設置 し、市民や来庁者に対して緑のカーテン の取り組みを見せる場の提供を行う。さ らに、緑のカーテンから収穫できる野菜 を使用した緑のカーテンエコクッキング講座 を開催し、より身近に緑のカーテンの魅 力を実感してもらう。	A	現状維持 引き続き、地球温暖化防止対策の一 環として、実証展示については継続し ていく。今までの資材を使用する中 で、必要最低限の予算で実施し、広報 紙やホームページ等を活用しながら、 普及啓発を図っていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
148	61	14 動物愛護対策 事業	非該当	・山梨県動物の愛護 及び管理に関する条 例	動物の飼い主等	動物愛護の意識高揚や動物による人の 生命や財産に対する侵害を防止し、人と 動物が調和共生する社会づくりを目的と する。	犬猫の飼養に関する情報を広報紙や市 ホームページで紹介する。また、捨て犬 猫の増加及び被害を防止するため、不妊 去勢手術費補助金を交付する。	A	現状維持	広報紙や市ホームページなどで動物 愛護に関する情報を提供する。また、 中北保健所や動物愛護指導センター から協力をいただき、活動の場を広げ ていく。犬猫不妊去勢手術費について は、今年度内に再度、動物愛護推進 員や中北保健所などからのアドバイス を受け、検討する。
149	61	15 地域環境美化 活動(地域環 境委員)推進 事業	非該当	・北杜市地域環境委 員設置規則	市民	環境行政を円滑に推進し、市民福祉の向 上を図る。	地域環境委員会を開催する。環境関連に ついて、行政との連絡調整やごみ減量化 の推進、ごみ及び資源物収集所の管理 などの依頼、指導を行う。	A	現状維持	今後も、地域環境委員の協力を得つ つ、地域での環境保全への取り組み を更に強化していく。
150	61	16 適正処理困難 物等の収集事 業	非該当	・廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	通常収集出来ない一 般廃棄物(適正処理 困難廃棄物)	年1回、各町に回収場所を設定して有料 収集を実施する。	一般廃棄物は市町村に処理義務がある が、広域処理施設で処理出来ない廃棄 物(タイヤ、農機具、バッテリー、スプリ ング入りマット、ボイラー、温水器等)及び1 辺が1.5mを超える大型粗ごみについ ては、年1回、町ごとに有料収集を実施 し、市で一括処理する。	A	現状維持	適正処理困難物等の収集は、市環境 事業協同組合と各総合支所の連携に おいて実施しているので、準備から片 付けまで、今後も計画的に行う。
151	61	17 環境パトロー ル実施事業	非該当	・廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	市内で発生する不法 投棄について	不法投棄による環境汚染の拡大等を防 止するとともに、投棄物の撤去を行い、生 活環境の環境面の美化を図る。	峡北シルバー人材センター及び中北廃棄 物対策連絡協議会監視パトロール員によ る監視活動、不法投棄物の撤去処理を 併せて実施する。	A	現状維持	監視員や各総合支所の職員から意見 を聞き、現状に即した内容で実施され ているのか検証を行うとともに、効果 的かつ効率的なパトロール実施に向 け、人員等の検討を行う。
152	61	18 一般廃棄物収 集・運搬事業	非該当	・廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	住民が排出する生活 系一般廃棄物	市一般廃棄物処理基本計画に従って、生 活環境の保全上、支障が生じないように 収集・運搬を行い、処分する。	生活系一般廃棄物について、リサイクル 推進事業との連携により減量化を推進す るとともに、確実な収集運搬処理を実施 する。	A	現状維持	委託先協同組合と協議しながら、より 安全・効率を高め、経費削減を図れる ような収集運搬体系を検討していく。ま た、各地区の地域環境委員にも協力 いただき、ごみ及び資源物の分別化と 併せて収集所の整理整頓に努め、搬 出作業時間の短縮を検討する。
153	61	19 生ごみ処理 機、ごみス テーション設 置補助金	非該当	・北杜市生ごみ処理 機(容器)購入補助金 交付要綱 ・北杜市ごみ及び資 源物収集所施設設置 補助金交付要綱	・家庭から排出される 生ごみ ・各自治会等へ管理 をお願いしているごみ 及び資源物収集所	・ごみの発生抑制による減量化、資源化 の強化 ・収集施設の整備による生活環境の保 全、環境衛生の向上	生ごみの発生源における発生抑制や資 源化を促進することで、ごみの減量化・資 源化につながることから、処理機や処理 容器の購入に補助金を交付する。また、 自治会等で管理することとなっているご み及び資源物収集所の新設、補修等に ついて、生活環境の保全という観点から 積極的に整備していただけるよう補助金 を交付する。	A	現状維持	外部評価の結果を踏まえ、早期に PDCAサイクルを確立し、実行性の高 い事項から随時実施する。 ・具体的なターゲットの絞り込み ・年次目標作成のためのデータ解析 (購入者の家屋状況や設置状況など) ・各種団体による環境イベント内の PR事業実施 ・生ごみ処理機・処理容器、ごみス テーションの補助金について周知 他

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
154	61	20	リサイクル推進事業(収集・運搬・処理)	非該当	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の総排出量に対する資源物の割合(資源化率)	資源化率の向上	一般廃棄物の分別排出の徹底を推進し、適正な資源分別収集・運搬・処理により資源化率の向上を図る。	A	現状維持	地域環境委員会において、資源物の分別や排出方法を指導することで、各収集所における分別化を図ることができるため、今後も地域環境委員を中心に啓蒙周知を行っていく。		
155	61	21	分別収集マニュアル、収集袋等作成事業	非該当	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市民が生活系一般廃棄物の排出に使用するゴミ収集袋及び分別方法の詳細を明記した分別マニュアル	ゴミ収集及び分別マニュアルにより、ゴミ及び資源物の適正な分別を行い、資源化を推進するとともにゴミの減量化を図る。	3種類のごみ収集袋(もえる・もえない・資源物)を作成し、商工会を通じて市民へ販売し、品目ごとに収集袋で排出していただく。品目ごとの分別方法については、分別マニュアルを市内各戸へ配布を行い、ゴミの適正な分別の徹底や減量化・資源化を推進する。	A	現状維持	住民アンケートや地域環境委員との意見を集約しながら、住民のニーズに適應したゴミ収集袋を検討する。また、必要に応じて分別マニュアルを増刷して、新規市内転入者あて周知を図る。		
156	61	22	北部ふるさと公苑管理事業	非該当	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・北杜市北部ふるさと公苑条例	北部ふるさと公苑	し尿汚泥の適正処理と効率的な施設運営を図る。	し尿処理業務については指定管理業者により行われており、協定に基づく施設の一般管理部分(汚泥・焼却灰の排出、地域対策補償料、火災保険料等)に関しての業務を行う。	A	現状維持	平成28年度の補正予算に計上するなど、中央監視装置が停止する前に出来るだけ早い段階で更新できるよう手配する。		
157	61	23	公害調査対策事業	非該当	・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 等	住民からの苦情及び各公害規制法による届出書の受付	問題の解決及び受付処理	河川水質等公害対策調査費に係る委託	A	現状維持	課内で十分な検討や打ち合わせを行いながら、統一した見解で対応していく。また、必要に応じて現地調査や分析を行うなど、早期発見・早期解決を図ることが重要である。		
158	61	24	自動車騒音常時監視事業	非該当	・騒音規制法	自動車騒音の常時監視	騒音測定を行い、道路に面する地域の住居等における道路騒音レベルと環境基準を比較することにより、道路騒音の現状を把握する。	市内道路上の騒音の測定及び周辺住居等への影響を調査し、結果を年度ごとに環境省へ報告する。	A	現状維持	委託業者と連携をとりながら、事業を進めていく。		
今後の方向性についての集計(環境課) 単位:件										拡大・充実	2	現状維持	21
										方法改善	1	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	24

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
上水道課												
159	62	1	簡易水道施設 整備事業【簡 易水道事業特 会】	該当	・水道法	市内水道施設	水道施設の整備を計画的に実施し、水道 水の安定供給を図る。	水の確保による普及整備効果のため、簡 易水道統合整備事業を活用し、水道施設 (水源・浄水場・配水池)の新設、導水管・ 配水管の布設及び水道施設遠隔監視シ ステム整備を実施し、水道水の安定供給 を図る。	A	現状維持	計画的な施設更新・資金確保の長期 的な見通しを立て、安定し持続可能な 水道事業運営につなげるため、平成 28～30年度の3年の計画で、市水道事 業中長期整備計画及びアセットマネジ メント策定を行う。	
160	62	2	施設維持管理 事業【簡易水 道事業特会】	非該当	・水道法 ・北杜市簡易水道事 業の設置等に関する 条例 ・北杜市簡易水道給 水条例	市簡易水道事業に加入 する水道水受給者	安全で安定した水道水の確実な供給を 図る。	各上下水道センターを拠点として、以下 の業務を実施する。 ・簡易水道施設の恒常的な運営及び維 持管理(一部委託) ・簡易水道施設の修繕 ・末端における水質検査(委託) ・水道原水の水質検査(委託) ・水源の確保(使用料負担) ・水源の保全(協議会加盟)	B	方法改善	・経営の効率化と経費節減を図るた め、料金徴収業務の民間委託や法適 用後の業務に対応し得る組織再編に 取り組む。 ・補修用資材や備品等の在庫管理に ついて、上下水道センターの統合・ 資材庫の統合により適正規模の管理 を構築し、経費削減に努める。 ・水道施設遠隔監視システムを活用 し、水道施設の維持管理の強化に努 める。 ・アセットマネジメント(資産管理)を取 り入れ、水道施設の長寿命化と計画 的な更新に努める。	
今後の方向性についての集計(上水道課) 単位:件									拡大・充実	0	現状維持	1
									方法改善	1	民間委託等	0
									縮小	0	終期設定/統合	0
									廃止/休止	0	合計	2

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
下水道課											
161	63	1	社会資本整備 総合交付金・ 汚水処理交付 金事業(下水道 事業)【下水道 事業特会】	非該当	・下水道法	公共下水道整備区域 の住民	住民の生活環境の向上及び公共用水域 の水質保全を図る。	し尿と生活雑排水を汚水処理場で処理す るため、排水管渠を新設し、各戸に公共 柵を設置する。	A	現状維持	国が求める今後10年間で、管渠布設 工事が完了できる下水道事業認可区 域等の見直しを行う。また、処理場の 統合計画を立て、維持管理費の軽減 を図る。また、管渠整備事業と併せ て、個別合併浄化槽設置における補 助事業との組み合わせにより、汚水処 理人口普及率を平成31年度までに 97%に向上するよう取り組む。
162	63	2	施設整備事業 (農業集落排 水事業)【農業 集落排水事業 特会】	非該当	・北杜市農業集落排 水処理施設条例	農業集落排水整備区 域の住民	住民の生活環境の向上及び公共用水域 の水質保全を図る。	し尿と生活雑排水を汚水処理場で処理す るため、各戸に公共柵を設置する。	A	現状維持	国が求める今後10年間で、管渠布設 工事が完了できる下水道事業認可区 域等の見直しを行う。また、処理場の 統合計画を立て、維持管理費の軽減 を図る。また、管渠整備事業と併せ て、個別合併浄化槽設置における補 助事業との組み合わせにより、汚水処 理人口普及率を平成31年度までに 97%に向上するよう取り組む。
163	63	3	合併浄化槽設 置費補助金	非該当	・北杜市戸別浄化槽 設置費補助金交付要 綱	集団的な下水処理計 画区域(農排を除く)を 除く全ての地域で、浄 化槽の設置・改築を 行う者にその費用の 一部を助成する。	左記の区域において、下水道と同等の役 割を果たす合併浄化槽の設置を推進し、 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図 る。	補助金の交付を受けようとする者は、市 戸別浄化槽設置費補助金交付要綱の規 定に基づき、申請書を市長に提出し、市 長はその内容を審査の上、可否決定を行 い、要綱で規定する額を予算の範囲内で 交付する。	A	現状維持	居住・使用状況を反映した補助金の交 付基準を設けるなど、補助金交付等 について検討し、公平性、公正的な事業 推進を図る。下水道許可区域におい て、整備が見込まれない地域への浄 化槽補助金枠の確保を図る。
164	63	4	施設管理事業 (下水道事業) 【下水道事業 特会】	非該当	・北杜市下水道条例	特定環境保全公共下 水道施設の保守及び 維持管理	汚水を適切に処理するとともに、継続的 に効率的な稼働をさせるため、処理場の 統廃合も視野に入れ、日々の保守及び 維持管理に万全を期する。	処理場の稼働率に余裕があるため、最良 の状態稼働させ、維持管理の軽減に取 り組む。	A	方法改善	地方公営企業化適用に向け、下水道 事業計画等の見直しを行い、処理場 の統廃合計画を立て、経営の効率化 と経費削減を図る。また、料金徴収業 務の民間委託や法適用後の業務に対 応し得る組織再編に取り組む。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
165	63	5 施設管理事業 (農業集落排水事業)【農業 集落排水事業 特会】	非該当	・北杜市農業集落排水 処理施設条例	農業集落排水施設の 保守及び維持管理	汚水を適切に処理するとともに、継続的 に効率的な稼働をさせるため、日々の保 守及び維持管理に万全を期する。	農業集落排水施設を最良の状態に稼働 させるため、現在、稼働率に余裕がある 処理場の統廃合を計画する。また、処理 方法等に熟知している民間専門業者と業 務委託契約を締結し、放流水質の向上及 びランニングコストの軽減を図るため、 日々の保守及び維持管理を行う。	A	方法改善	地方公営企業化適用に向け、下水道 事業計画等の見直しを行い、処理場 の統廃合計画を立て、経営の効率化 と経費削減を図る。また、料金徴収業 務の民間委託や法適用後の業務に対 応し得る組織再編に取り組む。		
今後の方向性についての集計(下水道課) 単位:件									拡大・充実	0	現状維持	3
今後の方向性についての集計(下水道課) 単位:件									方法改善	2	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(下水道課) 単位:件									縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(下水道課) 単位:件									廃止/休止	0	合計	5
今後の方向性についての集計(生活環境部) 単位:件									拡大・充実	2	現状維持	25
今後の方向性についての集計(生活環境部) 単位:件									方法改善	4	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(生活環境部) 単位:件									縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(生活環境部) 単位:件									廃止/休止	0	合計	31

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
農政課									
166	71	1	多面的機能支払交付金(旧農地・水保全管理支払交付金事業)	非該当	・多面的機能支払交付金実施要綱	農業者、行政区、土地改良区、地域の関係団体から構成される組織	農業用水等の資源の適切な保全及び管理に資する活動を継続させる。 地域が行う農地・農業用水等、資源の日常の保全活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修等を行う活動を支援する。	A	拡大・充実 平成26年度から多面的機能支払制度に移行し、平成27年4月に法制化され、法が改正されるまで制度は継続される。また、活動組織への支払方法などが改正され、国・県補助が市町村へ交付され、市町村から各活動組織へ支払いとなった。取り組みが未実施の地域の組織に説明を行い、積極的に活用していただけるように推進を図っていく。
167	71	2	県単土地改良事業	非該当	・土地改良法	農業者(受益者)、農業用施設	土地改良事業を行うことにより、安定した農業経営を図り、農村地域の活力を向上させる。 国庫補助の対象とならない小規模な土地改良事業に対して、県の補助を受け、市町村等が農業用施設整備を実施する事業であり、県・市双方が連携を取りながら実施する。	A	現状維持 地元要望等について県と協議し、最善の工事を実施していくとともに、地域と連携を密にし、課題処理を迅速に行う。
168	71	3	市単独土地改良事業補助金	該当	・北杜市土地改良事業補助金交付規程	行政区または農業者団体、農業用施設	農業用施設の整備を行うことにより、安定した農業経営を図り、農村地域の活力を向上させる。 農業者団体等が事業主体となり、小規模な農業生産基盤の整備に要する経費に対して補助金を交付する。	A	現状維持 行政区や農業者団体等から、小規模な農業用施設の整備・修復について要望等が出された際には、要望内容により国・県等の事業に振り分け、整備内容による事業選択を行うことで、市財政の負担減を図っていく。また、各総合支所と連携を取り、効率的に補助事業を推進する。
169	71	4	農業振興推進事業(北杜市農業振興公社)	該当		(公財)北杜市農業振興公社	農地の流動化を促進し、担い手農業者への農地集積を図る。 市農業振興公社は、地域の実情にあった農地の流動化や集団化を円滑に行い、農地の有効利用を推進している。優良農地確保のため、農地中間管理機構の事業を活用しながら、耕作放棄地の解消事業や面的集積を行い、市や県と連携し、圃場整備事業の推進、大規模野菜生産企業の参入推進を図っている。	A	現状維持 市内の農地や担い手の情報収集を積極的に行い、行政と連携を図り、市全体において更なる集積を進める。また、山梨県農地中間管理機構事業を活用し、農地の出し手・受け手の双方にメリットとなるような事業を推進していく。
170	71	5	農業振興推進事業(鳥獣害対策)	非該当	・農業振興推進事業補助金交付要綱	農業者及び農業関係組織	電気柵等の農業施設を整備することにより、農業経営基盤の強化を図る。 農業の近代化と経営の合理化を推進し、生産性の高い農業経営の確保と中核的担い手農業者の育成を図るため、農業施設の基盤整備を行う。	A	現状維持 有害鳥獣の地域ぐるみの追い払いや駆除と併せて、直接被害を防ぐ簡易電気柵設置を進める。また、事業費が高価な電気柵の財源については、国・県の補助事業の活用を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
171	71	6	中山間地域等 直接支払交付 金事業	非該当	・中山間地域等直接 支払交付金実施要領	市内の集落協定	農業生産の維持を図りながら、農地の多 面的機能を確保する。	交付金を活用し、農業施設等の維持管理 を行う。	A	現状維持	平成26年度から中山間地域直接支払 制度に移行し、平成27年4月に法制化 され、法が改正されるまで制度は継続 される。本事業と多面的機能支払交付 金事業等を活用しながら、農業施設や 農用地の維持・保全を図るとともに、 担い手組織の育成及び地域ぐるみで 農地を守る体制を維持していく。
172	71	7	産地づくり対 策市単独事業	該当	・米穀の需給調整実 施要領	市内農家(戦略作物 生産者)	水稲作付面積を達成し、併せて農産物の 自給率の増加を図る。	産地化を目指す戦略作物の生産出荷を 行うため、品質検査等を受けた戦略作物 に助成金を交付することにより、農業経 営の基盤強化を図っていく。	A	現状維持	戦略作物の作付の拡大を進め、水田 利活用の推進を図りながら、併せて関 係機関と連携を図り、売れる米づくりを 進めていく。また、新規就農者の確保 と担い手組織への農地集積を促し、効 率的な水田農業構造改革を目指して いく。
173	71	8	制度資金等利 子補給事業	非該当	・経営体育成総合融 資制度基本要綱 等	農業制度資金借入者	制度資金活用者が、農業経営を継続して 安定的に行えるよう支援する。	農業者及び法人農業者が、その農業経 営に必要な農地・機械・設備等の取得 や、経営改善計画の達成に必要な運転 資金の融資を受けるにあたり農業制度資 金を借り入れた場合、または指定災害に おける被害の復旧にあたり災害復旧資金 を利用した場合、農家の負担軽減のため、 その利子の補給を行う。	A	現状維持	制度資金融資機関との情報交換はも とより、認定農業者の認定更新時や新 規就農者の相談窓口で事業内容の説明 を行うなど、事業の周知を図っていく。
174	71	9	営農指導事業 費補助金	該当	・農業振興推進事業 補助金交付要綱	市内農家	農協・行政が連携し、地域の特性を活か した営農指導を行い、効率的な農産物の 栽培を行う。	市の農業振興を図るため、梨北農業協同 組合の営農指導員と連携し、農業経営指 導を行う。また、高品質の農産物の生産 と販路拡大に向けて開拓を行い、市の特 産品としての位置づけと生産振興を併せ て行うため、梨北農業協同組合の営農指 導活動に対して助成する。	A	現状維持	現在の農業は、新規就農者を中心とし て、有機農業・減農薬農業の取り組み や少量多品目栽培が広がっており、営 農指導員にはより専門的な知識が求 められている。そのようなニーズに応 えられるよう、指導員の養成を求め ると同時に、生産者に対し生産意識の向 上が一層図れるよう、県・市・農協が しっかりと連携し、現状把握や情報の 共有化を行い、生産者確保と農業所 得向上を図り、栽培面積と生産量の維 持に努める。
175	71	10	優良家畜育成 事業	非該当	・農業振興推進事業 補助金交付要綱	牛飼育農家	優良品種の導入等を行うことにより、畜 産農家の経営基盤の安定を図る。	優良品種(人工受精用精液)の導入や伝 染病予防注射は、生産量の増加及び品 質の向上を図るとともに、家畜伝染病の 発生予防と蔓延防止を図る点において 必要なものであることから、優良品種 導入等への助成を行う。	A	現状維持	乳質が高く、乳量が多い乳牛や品種 特性に応じた肉牛を確保するため優 良品種を導入し、質の安定と生産者の 農業所得の維持を図る。また、畜産物 の安全性を確保するため、家畜伝染 病の発生予防と蔓延防止の強化を図 るとともに、適正な飼料供給や疾病予 防対策等の基本的管理はもとより、飼 養環境の快適性にも配慮した飼養管 理を推進する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
176	71	11	担い手農業者 育成事業	非該当	・北杜市担い手農業者育成条例	市の農業を担う意欲ある担い手農業者	新規就農者等の担い手農家の育成と定着率向上を図る。	育成支援金(農業教育研修助成金、農地集積助成金)を交付する。	A	現状維持	研修受入農家助成事業の周知を図るとともに、特産品開発を行いやすい環境づくりを推進し、さらに市内販売店などと連携し、地産地消を推進していく。
177	71	12	担い手農業者 農作業機械修繕費 支援事業	非該当	・北杜市担い手農業者農作業機械修繕費補助金交付要綱	農業従事者団体及び組織	大型農業機械を長寿命化することにより、営農組織の経営基盤の安定を図る。	中核的担い手農業者の経営基盤強化を図るため、農作業機械の修繕を行う営農組織に対して補助金交付を行う。	A	現状維持	担い手となる農業法人等の設立計画時から情報の共有化を図り、関係機関と連携し、国・県の施策にあった農業振興を行う。また、事業導入や規模拡大による所得向上を図るため、農業経営の支援を行う。
178	71	13	地域おこし協力 隊支援事業	非該当	・地域おこし協力隊支援事業実施要綱	政令指定都市等に生活拠点を置く住民	地域おこし協力隊員が委嘱終了後に地域に定住し、地域の新たな担い手として活性化を図る。	3大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を概ね1～3年間農村に居住させ、農業技術の習得と地域活動等の行事に参加することを通じて、本市農業の新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させる。	A	拡大・充実	地域おこし協力隊活動終了前に支援機関と連携を図り、青年就農給付金や農業施策の説明などを行い、本市への定着率が増加するよう支援していく。
179	71	14	農業生産基盤 施設管理事業	該当		農業者、農政課所管16施設	整備された農業関係施設を有効活用し、地域の活性化を図る。	農業施設の利用状況を高め、地域の活性化を促すことで農業振興を図る。	A	現状維持	指定管理施設については、指定管理期間終了までに利用状況などを参考に、公共施設等総合管理計画の内容を踏まえ、財産処分なども視野に入れる中で進めていく。また、直接管理施設についても、公共施設等総合管理計画の内容を踏まえ、財産処分などを視野に入れる中で進めていく。
180	71	15	環境保全型農業 直接支払交付金	非該当	・環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱 ・環境保全型農業直接支援対策実施要綱	農業の有する多面的機能の発揮の促進を行う取り組み	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する取り組みを支援することにより、農業の多面的機能を維持していく。	農業者が地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯蔵に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う事業である。	A	現状維持	平成27年度から共同体による申請と制度変更されたため、同じ取り組みを行う農業者の共同による生産・出荷と、年間を通して販売が行える作付け品目の検討等により、販路拡大の取り組みを支援する。
181	71	16	環境循環型農業 推進事業補助金	非該当	・北杜市環境循環型農業推進助成金交付要綱	市内で耕作をしている農家	市内農業の循環型システムを維持していく。	市内畜産農家で排出された家畜糞尿を主原料とした堆肥購入助成金(1㎡2,000円・1袋あたり(16kg)70円予算の範囲内で交付)	A	現状維持	市内の畜産農家から排出された糞尿を利用した堆肥の利用を推進し、減農薬・減化学肥料栽培農業を推進する。また、農産物の認証制度の導入を進め、国の特別栽培農産物認証や県の甲斐のこだわり農産物の認証を推進するため、関係機関と連携を図っていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
182	71	17	農村地域新エネルギー活用推進事業	非該当	誘致企業のランニングコスト削減と農地法面の有効活用	太陽光発電システムにより発電した電気を使用し、配水ポンプ等を稼働させ、誘致企業のランニングコストを抑制するため、配水料金を低く抑える。	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により設置した太陽光発電設備を、誘致企業がなかなか利用しづらい農地法面に設置することにより土地の有効活用を行い、商用電源利用に比べ、低炭素社会実現のために活用が望まれる新エネルギー(太陽光発電)を使用し、地球温暖化防止に貢献を行う。	A	現状維持	太陽光施設の将来の修繕あるいは更新に対応できるよう計画的に積み立てを行うと同時に、市関係団体が管理を行う農業関連施設の電気料などに発電余剰金を積極的に充当し、有効活用を図る。			
183	71	18	農業施設維持管理事業	非該当	行政区または農業者団体、農業用施設	維持管理を行うことにより、安定した市民生活及び農業経営を図り、農村地域の活力を向上させる。	市が事業主体となり、農道等の管理を適切に行う。特に冬期については、市民のライフラインの役割を果たしている主要農道の除雪を作業委託で行う。	A	現状維持	行政区または農業者団体から要望等が出された際には、緊急性や危険性等の状況判断を行い、迅速な対応を行う。特に、冬期間については、降雪及び凍結時には予め行政区等と調整を行い、除雪業者と連携して除雪や凍結防止などの維持管理を行っていく。			
今後の方向性についての集計(農政課) 単位:件									拡大・充実	2	現状維持	16	
									方法改善	0	民間委託等	0	
									縮小	0	終期設定/統合	0	
									廃止/休止	0	合計	18	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
林政課											
184	72	1	鳥獣害対策事業	非該当	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣被害防止特措法 ・北杜市鳥獣被害対策実施隊設置要綱 ・北杜市有害鳥獣捕獲報償金及び有害鳥獣活動等支援交付金 ・北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金交付要綱	地域住民	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止の普及と活動の支援並びに有害鳥獣による被害の減少。	鳥獣害対策を推進するため、活動する地域活動への支援、自主防除への取り組みのための意識啓発と知識の普及のため講習会の受講、追い払い活動やパトロール、駆除従事者への助成を行う。	A	拡大・充実	追い払いのための補助金は、取り組む内容により5年間までしか対象経費とならないことが定められているが、引き続き、活動してもらうための措置の検討と、被害はあるが対策は未実施の地区にも本補助金を利用した活動を促していく。農地等を広範囲で囲む電気柵の設置や、サル等に対し捕獲檻の設置等を増やすことにより、有害鳥獣の被害防止を進めていく。また、地域の活動を行うための新規会員の確保に努めていく。鳥獣に対する知識と追い払い内容を熟練させることにより、効率的、広域的な有害鳥獣に対する対策を行う。有害鳥獣の捕獲後の効果検証により、以降の計画を県と協議し、適正に管理捕獲事業を実施する。また、他自治体とも協力して捕獲しなければならないので、協力体制の構築について、県及び各自治体と協議する。
185	72	2	市有林整備事業	非該当	明野町小笠原地内の1.5haの音事協の森と称する市有林並びに同地内2.37haの絆の森と称する市有林。	荒廃した市有林を針広混交林の森林として、森林環境教育・保健休養の場及び林業技術等を広く市民に周知するための森林を整備するとともに、(社)日本音楽事業者協会の共同により日本第1号の音事協の森として森づくりを実施する。	荒廃した市有林へ環境保全協力金や造林補助事業等を活用し、植栽、下刈り、補植等の施業により森林整備・保全を図り、森林環境教育の場、保健休養の場としての価値を高め、広く市民に周知する。また、企業や市民からの協力金を用い、音事協の森・絆の森など憩いの場として活用し、地球温暖化防止の啓発を図る。	A	現状維持	下刈りや補植等の施業により森林整備・保全を図るとともに、市民との協働による施業等も行い、有効利用を図る。また、広報紙や市ホームページを活用した啓発を行うとともに、学校等に働きかけを行う。	
186	72	3	林業推進事業	非該当	・北杜市杜づくり・木づかい事業実施要綱	市民	健全な森林を育成するため、森林整備を推進し、森林づくりに欠かすことのできない森林・林業に関する知識・技術などを分かりやすく伝える。	各イベント時に間伐材や身近な木材等で作られた木工品に触れる機会を設ける。また、体験型の講座を開き、森林整備の重要性を認識し、同時に森林・林業についての知識や技術を学ぶ。	A	現状維持	県や木材関係団体等と連携した取り組みを拡充し、木材利用の意義について理解を深め、利用促進を図っていく。また、学校行事へも積極的に参加していく。森林整備に興味を持ってもらえるよう内容を充実していく予定である。また、広報紙や市ホームページ及び地区への回覧等で広く募集し、たくさんの方々に参加していただけるよう機会を作るとともに、参加者の状況に応じて開催回数も増やしていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
187	72	4	森林整備事業	該当	・北杜市里山整備事業費補助金交付要綱 ・森林整備活動支援交付金交付要綱	森林所有者(森林施業を行う者)	森林整備には多額の費用がかかること、また、森林所有者の高齢化等により市内の森林が荒廃している状況にある。このため、水源かん養、国土保全、生物多様性保全などの森林の有する様々な機能を発揮させるため、森林整備の促進を図る。また、森林施業者による作業効率の向上のための計画作成を補助する。	環境保全基金を活用し、植林・下刈り・枝打ち・間伐等、一連の森林整備の施業に対し、市里山整備事業費補助金交付要綱に基づき、補助をする。また、森林施業を行う者が行う森林の情報収集や所有者の合意形成に対する支援を行う。	A	現状維持	広報紙や市ホームページ及び地区への回覧等で森林整備の重要性を啓発していく予定である。また、森林組合、民間業者など森林施業する業者に対しても事業のPRを引き続き行っていく予定である。		
188	72	5	松くい虫防除対策事業	非該当	・森林病虫害等防除法	地区保全林及び地区被害拡大防止森林	森林病虫害を早期に駆除し、蔓延を防止することにより、森林の保全を図りながら、未被害地への拡大を防ぐ。	伐倒くん蒸処理及び伐倒薬剤処理等により、森林病虫害の予防及び駆除を実施する。	A	現状維持	対抗性の松の育成や効果的な病虫害駆除を推進するとともに、里山整備事業等を活用した樹種転換事業を推進し、山林所有者の意識改革を進めていく。		
189	72	6	林道維持管理事業	非該当	・北杜市営林道管理運営条例	市営林道	安全に通行できるようにする。	定期的な林道パトロールを実施し、安全に通行できるよう維持管理に努める。	A	現状維持	今後は、大規模な修繕や排水対策等、国庫補助事業の採択基準に合致するものについては導入し、対応するように努める。林道を安全に通行できるよう定期的なパトロールを実施するとともに、必要最小限の経費により維持管理に努めていく。		
190	72	7	緑化推進事業	非該当		緑の少年・少女隊が行う緑化活動	森林・みどりを守り育てていく取り組みを強化し、緑化推進を強化する。	緑の少年・少女隊が取り組む緑化推進に対して補助金を交付し、緑化の推進を図る。	A	現状維持	今後も、緑の少年・少女隊の緑化推進の活動が活発に図られるよう引き続き支援を行う。		
191	72	8	みずがき山自然公園管理事業	非該当	・北杜市須玉全国植樹祭会場跡地公園条例	みずがき山自然公園	指定管理者運営費を支援することにより、来園者にみずがき山の自然を満喫していただくとともに、地元農産物・食材を提供することを促進する。	みずがき山自然公園を管理しつつ、集客のために地元農産物の直売・食材を提供し、自然を満喫してもらう。	A	現状維持	立地場所・天候等も影響されることから、インターネットによる情報発信や、フリークライミング愛好者が多く訪れているため、一般観光客も訪れやすい集客方法を検討する。		
今後の方向性についての集計(林政課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	7
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	8

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
観光・商工課											
192	73	1	経営改善普及 指導事業費補助 金	該当	・北杜市中小企業振 興基本条例 ・北杜市商工業振興 補助金交付要綱	市内商工業者(小規 模事業者)	商工業の経営、技術の改善を図り、もっ て小規模事業者の振興と安定に寄与す る。	市内商工業者(小規模事業者)に対して、 経営改善普及指導事業を実施する商工 会に助成を行う。	A	現状維持	小規模事業者にとって、商工会は経営 全般にわたる総合的な相談窓口として 重要な役割を担っているため、その機 能の充実を図るために事業経費の一部 を補助する。
193	73	2	商工業振興支 援事業費補助 金	該当	・北杜市中小企業振 興基本条例 ・北杜市商工業振興 補助金交付要綱	市内商工業者(小規 模事業者)	商工業の経営、技術の安定を図り、もっ て小規模事業者の振興と安定に寄与す る。	市内商工業者向けの商工振興事業を実 施している商工会及び商工団体等に助 成を行う。	A	現状維持	小規模事業者の競争力の向上と経営 基盤の強化を図るための取り組みに ついて、小規模事業者の動向やニー ズを踏まえ、商工会と連携しながら支 援していく。
194	73	3	小規模企業者 経営改善利子 補給事業費補 助金	該当	・北杜市小規模企業 者経営改善資金利子 補給規程	市内小規模企業者	市内小規模企業者の経営安定を図る。	小規模企業者の経営安定のために特定 の融資を受けた場合に、市の利子補給制 度により利子の一部を補助する。	A	現状維持	小規模事業者の経営の安定のためには 有効な制度であることから、引き続 き、支援する。
195	73	4	企業誘致・立 地活動推進事 業	該当	・北杜市産業立地事 業費助成金交付要綱 ・北杜市企業等振興 支援条例	・市内で新たな企業投 資を行う企業 ・製造業等の立地事 業を行う者	企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図 ることにより、地域産業の振興及び市民 生活の安定を図る。	・市内で新たに設備投資を行う企業に対 し、助成金等の支援措置を講ずる。 ・企業立地、企業投資を実施する際の手 続き等について企業負担の軽減を図るた めに支援する。 ・企業動向や事業用地などについて、情 報の取得や発信に努める。	A	現状維持	・関係部局と連携した支援体制を構築 し、立地手続きの企業負担の軽減を 図るよう努める。 ・企業ニーズに適合する立地予定地の 情報を早く提供できるよう、用地情報 の収集を積極的に行っていく。 ・企業動向に関する情報をいち早く取 得するため、企業誘致イベント等へ積 極的に参加する。 ・市内に立地するメリットについて、市 内外の企業向けに発信していく。
196	73	5	定住促進就職 祝金支給事業 費補助金	非該当	・北杜市定住促進就 職祝金支給規則	市に居住する市内就 職者	・市内への若者の定住を促す。 ・市内商工業の雇用の安定と活性化を図 る。	市内に定住することを前提に、市内企業 に就職した若者に祝金を支給する。	A	現状維持	市では移住・定住人口の増加を推進し ているため、他の制度と併せて、総合 的に検討していく。
197	73	6	雇用・人材確 保事業	非該当		・求職者 ・求人を行う市内事業 所等	・新規学卒者等求職者の市内事業所へ の就業を促進する。 ・市内事業所等において、優秀な人材を 採用する場を提供する。	就業機会の創出及び雇用のマッチングを 図るため、市就職ガイダンスを開催する。	A	拡大・充実	・求職者と事業所が参加しやすく、効 果の高い時期を見極めて実施してい く。 ・求職者に対し、積極的に周知を行 い、ガイダンスへの参加者数の増加を 図る。 ・定住・移住促進施策の一環として位 置づけ、他部署や関係機関との連携 を図りながら実施する。 ・市内事業所の人材確保支援と就業 希望者の定住促進のため、事業の充 実を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
198	73	7	高齢者雇用対策事業	非該当	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律	地域高齢者	地域高齢者の雇用機会の拡大と安定を図る。	地域高齢者の就労を斡旋する公益社団法人峡北広域シルバー人材センターの運営を支援する。	A	現状維持	高齢者の働く場を安定的に提供できるような体制づくりをシルバー人材センターに求めていく。多様化するニーズに対応し、かつ高齢者ならではのノウハウを活用していけるような機会の創出に努めていく。
199	73	8	南アルプス世界自然遺産登録事業	非該当		南アルプス(動植物)、市民(県民、国民)	南アルプスユネスコエコパークにおいて、自然環境と社会経済とが共生できる地域づくりを推進する。	南アルプスは、平成26年6月にユネスコエコパークに登録され、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会を設立し、環境、文化・教育、ブランド、ツーリズム、おもてなしの5部会で組織している。地域連絡会が主体となって事業を実施し、自然環境を保全、利活用し、自然との共生を図り、魅力あるまちづくりを目指す。南アルプスユネスコエコパークの周知・PRと普及啓発を併せて行う。	A	拡大・充実	地域連絡会を中心に、啓発活動、勉強会等を実施する中で、貴重な自然環境を保全しながら、地域の活性化、魅力あるまちづくりを進めていく。関係10市町村と連携して、住民相互の交流を行い、ユネスコエコパークの推進に努めていく。また、受入体制や観光施設の整備を計画的に図る。なお、環境省や文部科学省、県など、関係機関との協力体制の強化を図っていく。
200	73	9	観光施設管理事業	非該当		観光施設	観光客及び利用者が安全安心かつ好感を持てるよう日々の管理を行う中で、問題箇所については修繕を実施し、維持管理及び施設の長寿命化に努める。	危険箇所、苦情が発生しそうな事項が即把握出来るよう地元の方々に清掃または管理を委託し、事故等が発生しないよう努めるとともに、利用者の満足度向上に努める。また、利用者から要望があった際は、早急に現地を確認し、出来る限り低コストで長寿命となるよう工法・方法を検討し、慎重に修繕等を実施する。	A	拡大・充実	今後、利用状況を把握し、既存の施設で修繕が図れるものは早急に行う中で長寿命化に努めるとともに、改修を行う施設(トイレ)については計画を立てる中で財源の確保を行い、順次ニーズにあった改修を図り、観光客及び利用者が安全安心かつ好感が持てるよう、維持管理に努める。
201	73	10	観光PR事業	非該当		観光客	観光事業等の振興を図り、市内への誘客の推進等を行い、市内の観光業の発展を図る。	観光パンフレットの作成、観光誘客キャンペーン・観光イベントの実施、観光案内等を通して、市の魅力を発信し、観光客の誘客を図る。	A	現状維持	市観光協会や八ヶ岳観光圏、南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会等との連携を強化し、世界に誇る「水の山」宣言を活用する中で、民間事業者とも協働して、国内外へのPR活動を積極的に進める。マスコミなども活用し、効率的なPR活動を実施する。
202	73	11	観光イベント事業	非該当		観光客及び市民	観光客の誘客を図り、地域の活性化につなげる。	各実行委員会等に負担金等を支出して、事業の支援を行う。	B	方法改善	負担金や補助金も年々削減していることから、伝統的なイベントであっても効率性や効果を検証して、統廃合や自主財源の確保に向けた検討など、事業自体の見直しをする。
203	73	12	観光周遊バス運営支援事業	非該当		観光客及び市民	公共交通機関の充実	JR韮崎駅から茅ヶ岳・瑞牆方面と、小淵沢駅から八ヶ岳南麓周辺に周遊バスを運行させる。	B	方法改善	二次交通は、公共交通機関を利用する観光客にとっては唯一の交通手段であり、将来的にも必要であることから、観光客が利用しやすい時刻表や停留所の設置など、各周遊バス間の接続も含め検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
204	73	13 観光地域ブランド確立支援事業	非該当		観光客(来訪者)	観光客の来訪及び滞在の促進を図る。	観光誘客のために実施しているハヶ岳観光圏の各種事業を支援する。	A	拡大・充実	この圏域のブランドを確立するには時間がかかるが、住民が自然・文化・歴史等地域の魅力を理解し、地域への誇りと愛着を持つことで、観光客との交流を図りながら地域活性化を進めることができる。なお、この地域の情報発信力を高め、各種データの収集や観光客ニーズを把握して、サービスの提供ができるよう、マーケティングやマネジメント機能を備えたシステムづくり(DMOの推進)を進める。			
205	73	14 指定管理施設事業(温泉施設)	該当		温泉施設(10施設)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感を持てるよう適切な施設の維持管理と運営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法人等と協定を結び、管理運営を委託する。また、観光客及び利用者が安全安心して利用できるよう指定管理者と協議し、出来る限り低コストで長寿命となるよう工法・方法を検討し、必要な修繕等を実施する。	A	現状維持	施設の老朽化に伴い、より一層のサービス向上が必要となる。利便性の向上や自主事業の促進など、利用者の幅広いニーズに応えられるよう指定管理者と協議を頻繁に行い、改善を図る。施設に関しても、適切な管理を行い、長期にわたり安心して利用が出来るよう整備を行う。10施設の今後については、公共施設等総合管理計画と適合性を図り、施設のあり方を検討していく。			
206	73	15 指定管理施設事業(温泉施設以外)	該当		観光施設	観光客及び利用者が安全安心かつ好感を持てるよう、適切な施設の維持管理と運営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法人等と協定を結び、管理運営を委託している。また、観光客及び利用者が安全安心して利用できるよう指定管理者と協議し、出来る限り低コストで長寿命となるよう工法・方法を検討し、必要な修繕等を実施する。	A	現状維持	施設の老朽化に伴い、更なるサービスの向上が必要不可欠となる。指定管理者による自主事業の促進など、利用者のニーズに応えられるよう早急に臨機応変な改善を図り、利用者の増加を図っていく。			
207	73	16 観光地域おこし協力隊事業	非該当	・地域おこし協力隊推進要綱 ・北杜市観光地域おこし協力隊設置要綱	隊員、市	隊員本人が市に定住、定着し、隊員には市の観光振興の推進と地域の魅力発信につながるための企画提案をしてもらう。	市の観光関連団体(市観光協会・ハヶ岳観光圏・南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会・清里観光振興)への事務や事業を支援しながら、地域住民との交流を深め、地域の活性化や情報発信などに企画提案を行ってもらう。	A	現状維持	隊員が地域の行事や奉仕活動などに積極的に参加して、地元住民と顔なじみになるなど、地域に貢献するよう指導したいと考える。また、市としても、他の地域の参考事例について研究に努める。			
今後の方向性についての集計(観光・商工課) 単位:件									拡大・充実	4	現状維持	10	
									方法改善	2	民間委託等	0	
									縮小	0	終期設定/統合	0	
									廃止/休止	0	合計	16	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
食と農の杜づくり課									
208	74	1	教育ファーム 事業	非該当	・食育基本法 ・北杜市食と農の杜づ くり条例	保育園児、小学生	作物を育てるところから食べるところま での一貫した農業体験によって自然への恩 恵や食に係る人々への感謝の念を深め ること、また、農作物の旬や季節の移り変 わりなどを感じるなどにより、食や農 への関心度を高め、健康な子ども、心豊 かな子どもの成長につなげる。 生産者の指導を受けながら、水稲・野菜・ 大豆の栽培から収穫までの作業及び調理 を行う。 ・小学生教育ファーム：日本一おいしいお 米づくり事業、すがたをかえる大豆づくり (希望校との原っぱ教育連携事業) ・保育園教育ファーム：市立保育園内の 畑等で地元の農家の指導により野菜づく りなどを行う。	A	方法改善 保育園教育ファームについては、より 効率的な実施体制による食育事業と なるよう、保育園や保育士の関わり方 などの見直しを行ったところであるが、 今後も事業の課題や問題点などを把握 、分析し、関係課や指導農家等とより 効果的な実施体制や手法について 検討していく。
209	74	2	地産地消関連 施設管理事業	非該当	・北杜市公の施設に 係る指定管理者の指 定手続等に関する条 例	道の駅、直売所	北杜市産の農産物等の直売を通して、消 費者と地域農業者との交流を深めると ともに、地域に密着した農業振興、農家活 性化及び地産地消の推進を図る。 ・北杜市産農産物等の提供 ・施設利用者からの苦情対応と改善指 導、施設修繕等の計画と実施 ・普通財産化への移行施設の見極めと今 後の対応 ・老朽化施設の方向性の検討	A	拡大・充実 企業型農業生産法人への働きかけを 行うなど、農産物等の集荷量を向上さ せるための指導を行っていく。所管の 施設は、補助事業等により取得したも のであり、財産処分については慎重に 協議を進めていきたいと考える。また、 いずれの施設も指定管理者制度を導入 しているため、売り上げを向上させる など適切な運営管理について指導 を行うとともに、期間満了を目的に利 用者へのサービス向上や維持管理削 減の観点から、公共施設等総合管理 計画に基づき、各施設の今後の方向 性を整理していく。また、道の駅こぶ ちさわにおける駐車場不足を解消する ため、道の駅こぶちさわの駐車場を整 備する。
210	74	3	地産地消推進 事業	非該当	・食育基本法 ・北杜市食と農の杜づ くり条例 ・北杜市エコひいき地 産地消協力店登録要 綱	・市内に住所を有する 店舗等 ・学校給食	北杜市産品の生産振興・消費拡大を図 るとともに、学校給食等における地産地 消の促進に向けて関係者等との連携した 取り組みを推進する。 ・エコひいき地産地消協力店登録事業： 北杜市産品を積極的に取り扱い、環境に 配慮した店舗等を登録し市内外にPRす ることで、市産品の生産振興・消費拡大 を図る。 ・地域に根ざした学校給食：学校給食課と 連携し、積極的に北杜市産食材を使用す る。また、生産者等の関係者と交流を図 り、郷土愛の醸成を図る。 ・地産地消商品棚設置事業：エコひいき 登録店(棚の借用希望店)に地産地消 コーナー設置のための棚を貸し出し、北 杜市産品の消費拡大を図る。	A	拡大・充実 関係機関や団体などとの連携を深め、 制度の周知や広域的なPRを行うととも に、登録店についての情報発信を強化 するため、市の広報を活用してPRを 行っていく。登録店舗への聴き取り調 査等を行う中での課題について(生産 者等とのマッチング、流通問題)、検討 を行っていく。学校給食については学 校給食課と連携し、農家やJA梨北な どと協議を行いながら、安定供給体制 を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
211	74	4	キッチン事業	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・食育基本法 ・健康増進法 ・北杜市食と農の杜づくり条例 	公立14保育園、私立2保育園の年長児親子	<p>五感を使った食事作りを体験し、子どもたちの食への関心を培う。心身の発達には食事が必要不可欠で身体は食事によって大きくなることを知らせる。保護者には普段何気なく食べている食事の大切さを改めて感じてもらい、家族の健康を振り返るきっかけにしよう。食材に魚丸ごと1匹を利用することで命をいただいていることを知ってもらおう。</p> <p>食生活改善推進員の協力により、寸劇で栄養の基本を学ぶ。地産地消をベースにした食材を利用し、達成感(自分への自信を持つこと)を味わうために、子どもが主となり調理実習を行う。出来上がった料理を親子や友達と会食し、食事の楽しさを知る。</p>	A	現状維持	事業がスムーズに実施できるよう備品等の事前チェックを行い、所定の時間内で余裕を持って親子で楽しく調理、試食、片付けまで出来るよう図っていく。			
今後の方向性についての集計(食と農の杜づくり課) 単位:件									拡大・充実	2	現状維持	1	
">									方法改善	1	民間委託等	0	
">									縮小	0	終期設定/統合	0	
">									廃止/休止	0	合計	4	
今後の方向性についての集計(産業観光部) 単位:件									拡大・充実	9	現状維持	34	
">									方法改善	3	民間委託等	0	
">									縮小	0	終期設定/統合	0	
">									廃止/休止	0	合計	46	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
まちづくり推進課											
212	81	1	土地利用審議会開催事業(土地利用対策事業)	非該当	・北杜市まちづくり条例 ・都市計画法 ・国土利用計画法 ・建築基準法 ・山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 ・案件ごとに関わる法令等	市内で、主に建築物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更を行おうとしている行為	法令等により、適正な工事を施工させ、周辺地域における災害等の抑止と安心安全な生活環境を保全する。	根拠法令に基づき、適切な指導・助言を行う。	A	現状維持	市発展のため、土地の有効利用は大いに促進する一方で、社会構造上必要とされる施設で周囲に騒音やにおいなどの影響が出るものについては慎重に審査をしていく。
213	81	2	宅地分譲事業(みずきタウン分譲事業)【土地開発事業特会】	非該当	・みずきタウン・城山団地宅地分譲要綱	市内に生活拠点を求めている方に、安心安全な生活環境を提供する。	宅地分譲を実施し、定住人口の増加と地域の活性化を図る。	募集区画の管理と継続的な周知によって、販売を促進する。また、地価の動向を鑑み、必要に応じ不動産鑑定を実施し、販売価格の適正化を図る。	A	現状維持	ホームページ・広報紙、民間情報誌で広告を行うとともに、現在建築中の子育て支援住宅への入居者及び市内企業従業員への案内、さらに観光パンフレットへ掲載を行っていく。
214	81	3	まちづくり計画推進事業	非該当	・都市計画法 ・建築基準法 他	市全域	市が安全で、美しく、心豊かに暮らせる場となることを確保するため、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを推進する。	市民、事業者及び行政の相互の信頼、理解及び協力の下、公正で透明な手続きの中で情報を共有し、良識に基づいてそれぞれの責任を担いながら土地利用の形成を図るため、市まちづくり条例に基づき、建築行為等の規制・誘導を行う。	A	現状維持	事業内容等の周知徹底と適切な指導に努める。
215	81	4	景観計画推進事業	非該当	・景観法 他	市全域	行政と市民の協働によるまちづくりを推進し、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代に引き継ぐ。	山岳・眺望景観の形成、自然景観の形成、里山・農村景観の形成、歴史・文化的景観の形成、観光リゾート地域の景観形成、暮らしの景観の形成等の良好な景観形成を推進するため、一定のルールを定め、建築物等の行為を規制・誘導する。	A	拡大・充実	・平成26年度に市サイン(案内・誘導)計画を策定した。この計画により、車両系の案内・誘導サインの撤去・建て替え等を行っていく。 ・平成28年3月に、これまで届出対象になかった工作物として事業用太陽光発電施設で10KW以上を対象に加える市景観条例の改正を行った。今後は、市の指導要綱・県のガイドラインと併せて、モジュールの色、周囲の景観への配慮として敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景を指導し、より景観への配慮を求めた指導を行っていく。また、巡回パトロールを実施し、指導を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
216	81	5	屋外広告物対策事業	非該当	・屋外広告物法	屋外広告物設置者 (民間関係者)	違反広告物の是正指導及び既存広告物の の整序化、集約化を図るとともに、新規広 告物の適正指導等により、良好な景観形 成に努める。	県から事務移譲を受けた屋外広告物対 策事業の実施、また、巡回監視業務をシ ルバー人材センターに委託し、違反広告 物の監視及び指導、簡易な物件の除去 等を行う。	A	現状維持	県屋外広告物条例の認知率を向上さ せるため、引き続き、5カ年の指導計画 により巡回監視時の周知活動やこれ までの文書指導に加えて、訪問指導を 強化する。また、重点路線を設定し て、巡回パトロールを実施すること で設置前の段階からの早期指導を行う。		
217	81	6	地下水観測井 戸第三者評価 事業	非該当		白州地内で地下水を 採取する企業及び市 で組織する市白州町 地下水保全・利用対 策協議会	同協議会が共同管理する地下水観測井 戸の継続的なモニタリング事業の信頼性 を高める。	地質学の専門的な知識がある方にモニタ リング事業で得られた結果を詳細に調べ ていただき、内容の妥当性について評価 いただく。	A	拡大・充実	市白州町地下水保全・利用対策協議 会で実施しているモニタリングデータ を基にしているため、周知できる情報に 限りがあり、かつ、専門的であるため、 より市民にわかりやすい形に加工し、 南アルプスユネスコエコパーク地域連 絡会が実施するエコパーク推進事業と 連携し、講演会等の周知活動を進め ていく。		
今後の方向性についての集計(まちづくり推進課) 単位:件										拡大・充実	2	現状維持	4
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	6

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
住宅課											
218	82	1	市営住宅維持 管理事業	非該当	・公営住宅法	低額所得者、高齢者 及び障害者等の住宅 に困窮している者。ま た、共稼ぎ世帯など の中堅所得者や子育て 世帯及び市内事業者 に勤務し住宅に困窮 している者	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅 を整備し、これを真に住宅に困窮している 者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の 安定と社会福祉の増進に寄与する。	市営住宅の維持管理を適正かつ合理的 に実施するため、以下の事務を行う。 ・計画的に修繕、環境整備を実施して居 住の安定を図る。 ・空室の状況をホームページに掲載する など、入居率の向上に努める。 ・住宅使用料の管理を適切に行い、滞納 者への取り組みを更に強化することで収 納率の向上に努める。 ・収入申告を適切に実施し、家賃を適正 に設定する。また、収入超過者、高額所 得者への対応を適切に行う。併せて、現 況報告書の提出を求め、入居者の実態 把握に努める中で不正入居者等を排除 する。	A	現状維持	滞納者に対しては、引き続き督促状を 毎月送付し、住民記録や税金等を管 理する基幹システム及び市営住宅 家賃滞納者整理簿を基に、今後は滞 納が3カ月となった滞納者には催告書 及び納付書を、また催告書の納期限 までに納付がない場合は再催告書を 送付することを徹底し、併せて電話に よる催告及び臨戸訪問の強化を図る ことで、未納が低額の内に納付指導を 行い、早期の問題解決に努めることと する。また、住宅使用料の滞納者は、 市税を含む他の債権も滞納が見られ ることから、これまで以上に収納課等 との庁内の情報連携を高める。なお、 市からの呼びかけに応じようとしてい ない滞納者に対しては、連帯保証人に対 して協力を求めていく。これらの方法 を用いても納付につながらない場合に は、地方自治法施行令に基づいた支 払督促、強制執行の手続きを検討す るなどし、徹底した滞納整理の強化に 努める。さらに、破産、債権の消滅時 効(時効の援用)、失踪等により徴収 が見込めない債権については、私債 権管理条例に基づく放棄の検討や、 収納率向上のため口座振替の再引き 落とし、コンビニ納付等も検討して いく。
219	82	2	市営住宅等改 修事業	非該当	・公営住宅法	市営住宅等	建物の状況に応じ優先順位を決め、耐震 化などの改修を行い、施設の長寿命化を 図る。	市営住宅総合活用計画・長寿命化計画 に基づき、市営住宅の改修を行った。今 年度改訂の本計画を基に引き続き実施 する。	A	現状維持	国の補助制度や起債などを勘案する 中で、計画に沿った事業を行う。また、 現地調査を行い、施設の劣化状況に 応じた改修方法や施工範囲の検討を 行い、優先的に実施を行う住宅の決 定及び住宅に適した改修内容を具体 的に決定していく。
220	82	3	市営住宅解体 事業	非該当		北杜市営住宅総合活 用計画・長寿命化計 画で用途廃止と位置 づけられ、移転もし くは退去した市営住宅	北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化 計画に基づき、建て替えもしくは土地の 有効利用を検討する。	対象となる住宅において、空き住宅の解 体を行う。	A	現状維持	平成24年度に実施したアンケート及び 平成27年度に実施した意向調査の結 果に基づき、移転可能な入居者につ いては計画的な移転を図り、解体工事 を実施していく。また、解体工事後の 敷地についても、今後、市営住宅の建 設や市営住宅以外で有効活用を検討 する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
221	82	4	木造住宅耐震 化支援事業	非該当	・北杜市木造住宅耐 震診断事業実施要綱	建築基準法(耐震関 係)が改正された昭和 56年5月31日以前に 着工され、市内に住 所を有する個人が所 有する木造在来軸組 工法の住宅	震度6程度の地震に耐えられるよう改修 する。	市が実施する耐震診断を受診し、震度6 程度の地震に自分の家が耐えられるか 確認してもらう。また、耐震診断の結果 で、総合評点0.7未満と診断された住宅に ついては、耐震改修への誘導を行う。	A	現状維持	平成26年度には、市内全域の対象家 屋へダイレクトメールが終了したこと により、事業への取り組みが一段落した ものと思われる。平成24年度からは、 耐震設計の費用の一部を補助する制 度も創設し、改修事業とともに周知し てきた。耐震改修を実施していない家 屋については、戸別訪問による周知活 動を実施するなど、引き続き事業の促 進を図っていく。		
222	82	5	アスベスト飛 散防止対策事 業補助金	非該当	・住宅・建築物安全ス トック形成事業制度要 綱	市内に存在する建築 物で、アスベストが含 有するもの	アスベストの含有調査及び除去を実施す ることで、アスベストによる健康被害を未 然に防止する。	市内に存在する建築物の所有者が、吹 付け建材に対するアスベストの含有調 査、もしくはアスベスト除去等を行う場合 に、予算の範囲内で費用の全部もしくは 一部を補助する。	A	現状維持	アスベスト含有調査事業及び除去等 の事業は、市民の健康被害を防ぐた めにも必要であるが、対象物の把握が 難しいことから、広報活動等を用いる 中で補助制度の周知と事業の促進を 図っていく。		
今後の方向性についての集計(住宅課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	5
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	5

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
道路河川課											
223	83	1	河川維持・改修事業	非該当	・河川法	準用河川	河川の氾濫等の可能性がある危険箇所の補修と河川美化を実施し、住民の生命や財産を守る。	土砂災害の原因となる河川への土砂や樹木等の撤去など、河川の管理事業を行うことにより、甚大な災害を未然に防止する。	A	現状維持	気象状況の変化によるゲリラ豪雨や台風等により、河川の氾濫も多くなってきている。特に台風シーズンにおいては、市民からの情報提供もお願いしながら連絡体制を強化し、対応を行っていく。
224	83	2	急傾斜地崩壊対策事業負担金	非該当	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	工事費の一部を市町村が負担し、県が法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、崩壊防止を図るため工事を施工する。	急傾斜地の崩壊により被害を受ける恐れのある区域内に、人家10戸以上、もしくは5戸以上で災害時の避難路、避難場所がある場合、県が事業主体となり国庫補助事業により崩壊対策事業が行われ、市はその費用の一部を負担する。(一般区域・公共施設関連区域以外20%以内、公共施設関連区域10%以内、避難路がある場合5%以内)	A	現状維持	地元からの要望にも対応しながら、順次危険箇所の対策工事を実施していく。
225	83	3	市道除雪事業(凍結防止事業)	非該当	・道路法	市道(指定路線)及び集落内道路	降雪時及び路面凍結時に、通行の安全確保のための除雪や融雪剤の散布を行う。また、地域に融雪剤を配布し、集落内道路の除雪業務に協力を得る。	道路の積雪が10cmに達した場合、市が委託する業者が除雪作業を開始する。路面が凍結する恐れのある時や除雪後の路面凍結防止のために、各総合支所の職員が専用の機械を使用し、融雪剤の散布を行う。また、地域に融雪剤を配布し、指定路線以外の集落内道路について、除雪業務への協力を得る。	A	現状維持	市の広大な面積の中の全ての道路を除雪することは困難であるが、平成26年度に各地区に除雪機を配置したため、地域住民の皆様にも自己所有地内・集落内の未除雪路線の除雪について協力を求めている。また、事前の排雪場所の調査・確保を行い、除雪業者の母体である市建設安全協議会との協議により、効率的な除雪体制づくりの検討を進めていく。融雪剤散布については、各行政区単位での協力について要請していく。
226	83	4	中部横断自動車道推進事業	非該当		・中部横断自動車道建設事業 ・中部横断自動車道の整備を見据えたまちづくり	基本計画路線から整備計画路線に格上げし、早期着工を目指す。また、地域住民が主体となって、整備を見据えたまちづくりを行う。	中部横断自動車道の早期着工を目指して国等関係機関への陳情、女性みちの会による女性の観点からまちづくりについての情報交換や意識啓発を行う。また、中部横断自動車道の整備を見据え、市の恵まれた地域特性を踏まえながら、地域の活性化に結びつける取り組み等を住民が主体的かつ計画的に推進するためのまちづくりの構想を検討する。	A	現状維持	女性みちの会による長野県と山梨県との交流を通して、継続した情報交換と意識啓発を図るとともに、中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョン及び道路プランを基本に、市民の取り組みプランを作成し、ルート決定前に国に市の意向を提示しながら、最善の道路建設が行われるよう要望していく。
227	83	5	市道維持管理事業	非該当	・道路法	市道	良好な道路機能の維持を図り、交通安全を確保する。	道路パトロールにより道路照明等の点検及び修繕を行い、主要市道の除草及び側溝清掃等をシルバー人材センターに委託することにより、施設の機能を回復させる。また、豪雨等で碎石が流れて通行が困難になった箇所を復旧させるための碎石を支給するなど、市道の良好な機能を維持することにより、道路施設の瑕疵による交通事故の防止を図る。	A	現状維持	道路瑕疵による事故を未然に防ぐために道路パトロールを強化し、老朽箇所の早期発見・早期修繕を行い、利用者の安全確保に努めていく。また、集落内の生活道路については、地域住民の皆様からの情報提供等について、継続して協力を求めている。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
228	83	6	市道補修事業	非該当	・道路法	市道、橋梁	交通の安全と良好な道路機能の確保	支所単位で維持管理を行うことにより、小規模な補修について迅速な対応ができる。	A	現状維持	本庁・支所職員によるパトロールの強化、密な連絡体制を整備し、情報収集を行っていく。また、地区からの要望に基づき、緊急性を判断しながら、適正な補修に努めていく。		
229	83	7	地域振興事業	非該当		公共関与型明野最終処分場に伴う地域振興事業	地元要望事業を効率的に実施	明野最終処分場建設に対する地元から県環境整備事業団への条件である地域振興事業を実施する。 (計画期間:平成22~27年度)	A	現状維持	県との窓口になっている環境課と連携して、事業の進捗管理や県に対する確認行為を行っていく。		
230	83	8	市単道路新設改良事業	非該当	・道路法	市道	利便性・安全性の向上を図る。	砂利道や幅員の狭い道路を拡幅改良・舗装・側溝整備等を実施することにより、安全な車両等の通行を確保する。	A	現状維持	市道路整備基本計画に基づき、優先的に整備すべき路線を明確にししながら、整備を段階的に検討していく。		
231	83	9	道整備交付金事業	非該当	・道路法	市道	地域住民の日常生活における利便性の向上、交通の円滑化と産業観光の振興を図ることを目的とし、道路整備を行う。	国の道整備交付金(国庫補助率50%)を活用し、市道の整備を行う。	A	現状維持	設計段階において、各種の工法により経済比較等の更なる精査を行い、コスト低減に向けて作業を実施する。		
232	83	10	防災・安全社会資本整備総合交付金事業(交安)	該当	・道路法	市道	通学路の合同点検を受け、危険と位置づけられた箇所を中心に、歩道並びに交通安全施設を整備し、児童が安心して通学できる環境づくりを目標とする。	国の社会資本整備総合交付金(国庫補助率60%)を活用し、通学路等の整備を行う。	A	現状維持	設計段階において改良の規模や工法の更なる精査を行い、コスト低減等に努力するほか、補助金の要望額満額確保のため、県道路整備課と調整を図っていく。		
233	83	11	防災・安全社会資本整備総合交付金事業(修繕)	該当	・道路法	市道	今後、老朽化が予想される道路ストック(橋梁・舗装等)を計画的に修繕し、信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、従来の対処療法的な管理から予防保全的な管理を行うことで将来の維持管理コストの縮減を図り、次世代へ道路ネットワークを引き継ぐことを目的とする。	橋梁長寿命化修繕計画に位置づけた橋梁のうち、緊急的に修繕が必要な橋梁の安全性を確保するとともに、長寿命化を考慮した修繕の実施と、安心な道路ネットワークを確保するため、道路ストック点検に基づき、計画的かつ予防的修繕を実施する。	A	現状維持	有利な補助事業の活用や、道路ストック点検の充実を図り、コストの縮減と安全性・信頼性・耐震性・長寿命化に努める。また、高速道路・JR管理者と協議を行い、同一の交通規制下での点検実施をお願いするなど、効率的で合理的な事業実施に努める。		
234	83	12	社会資本整備総合交付金事業(改築)	該当	・道路法	市道	インターチェンジへのアクセス並びに地域間を結ぶ道路の連絡強化を図り、利便性の高い居住空間の整備による人口流出の抑制、アクセス性が高く渋滞のない観光地までの道路整備による観光客数の増加や商工業施設の誘致を促進し、活力のあるまちづくりを図る。	中央自動車道にかかる須玉IC、長坂IC並びに小淵沢ICへのアクセス道路及び関連道路の整備と、無電柱化及び修景整備を行う。	A	現状維持	設計段階において、各種の工法により経済比較を行い、コスト低減に向けて努力するほか、事業の優先度を精査し、効率よく事業を執行していくほか、補助金の要望額満額確保のため、県道路整備課と調整を図っていく。		
今後の方向性についての集計(道路河川課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	12
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	12

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
用地課												
235	84	1	国土調査修正 事業	非該当	・国土調査法 ・不動産登記法 ・地方税法	国土調査時の錯誤に 対する地籍調査成果 図の修正	土地所有者の申出の上、修正を行うこと により、地権者の財産・権利を確保する。	A	現状維持	業務単価については、年度当初に単 価契約を締結しているため、単価変更 などの調整は困難ですが、個々の業 務契約時に委託内容を精査し、削減 に努める。		
236	84	2	未登記用地解 消事業	非該当	・不動産登記法	道路改良事業等によ り整備した道路用地 等において、不動産 登記法第14条地図と 現状の形状の整合が 図られていない土地	分筆・所有権移転登記をすることで登記 台帳面積と市土地課税台帳面積の整合 性を図り、公租公課等国民負担の公平 化、土地に関する紛争の防止、地権者の 財産・権利を確保する。	A	現状維持	未登記路線の確認を行う人員を確保 することにより、現状の把握に努める とともに、地道に計画性を持った事務 処理に努める。		
237	84	3	土地情報シス テム保守管理 事業	非該当	・国土調査法 ・不動産登記法	市内の地籍図	地籍図の電子化により、多目的な活用を 図る。	A	現状維持	法務局から税務課に送付される資料 に基づき、臨時職員による更新作業を 随時実施している。資料の送付状況を 確認しながら、相互性を図っていく。		
238	84	4	法定外公共物 維持事業	非該当	・北杜市道路整備事 業補助金交付要綱	住生活に密着した公 共性のある法定外公 共物	法定外公共物の整備に対し補助等を行 い、利用者の安全確保を図る。	A	現状維持	引き続き、適切な事務処理に努め、で きるだけ多くの地域を整備できるよう 努める。また、総合支所と連携する中 で、現地確認を行うと同時に総合支所 間でも情報共有しながら、効果的な支 給を行う。		
今後の方向性についての集計(用地課) 単位:件									拡大・充実	0	現状維持	4
">									方法改善	0	民間委託等	0
">									縮小	0	終期設定/統合	0
">									廃止/休止	0	合計	4
今後の方向性についての集計(建設部) 単位:件									拡大・充実	2	現状維持	25
">									方法改善	0	民間委託等	0
">									縮小	0	終期設定/統合	0
">									廃止/休止	0	合計	27

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
教育総務課									
239	111	1	原っぱ教育創 生事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法	市立小・中学校の児 童・生徒	夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたく ましい北杜の子どもづくりを目的とする。	A	現状維持 重点項目に沿った実践活動の実施に より、最大の効果が得られるように取 り組む。
240	111	2	小中学校単 独補助教員等配 置事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立小・中学校 管理規則	市立小・中学校の児 童・生徒	単独補助教員等を配置することにより、 学習環境を整える。	A	現状維持 支援員と補助教員の区分けをして、有 効な人材活用を図る。
241	111	3	英語指導助 手招致事業	非該当		市内小・中学校に在 籍する児童・生徒	生きた外国語や外国文化・生活に触れる 機会を提供し、外国語等によるコミュニ ケーション能力の向上と国際感覚の養成 を図る。	A	現状維持 ベテランのALTが新規ALTの指導を行 う内部の研修会や、県が主催するALT の研修会、県のALT相談員の活用な どにより、ALTの指導力の向上を図 る。また、ALTの人事評価を行うこと により、ALTの意識面の向上や改革を 図ることを検討する。さらに、ALTの増員 については、今後、実情をみながら検 討する。
242	111	4	小中学校就 学援助事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法 ・北杜市要保護及び 準要保護児童等援助 費支給要綱	市内に住所を有する 要保護・準要保護児 童生徒の保護者	児童・生徒の義務教育の円滑な実施	A	現状維持 児童・生徒数は減少傾向にあるが、昨 今の経済状況により雇用環境は厳し く、また、ひとり親世帯の増加も予想さ れる。市では、この制度の趣旨及び申 請手続きの徹底を図り、認定にあつ ては申請書の経済状況を適切に判断 しながら、生活困窮世帯、低所得世帯 の支援を行い、児童・生徒が適切に義 務教育を受けることができるよう支援 する。
243	111	5	小中学校教 育振興事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法	市立小・中学校の児 童・生徒	地域に根ざした、心身ともにたくましい教 育の実践をはじめ、基礎学力の向上や心 身の健康づくりなど教育内容の充実を 図るため、教材等を整備する。	A	現状維持 各小・中学校の教材備品、消耗品、図書 等を購入する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
244	111	6	小中学校統合整備事業(高根統合小学校整備事業)	非該当		高根東・北・清里小学校	3校を1校に統合する。	3校を1校に統合し、現在の高根東小学校舎を改修し、新しい学校とする。	A	拡大・充実	高根地区小学校統合計画に基づき、事業を進めていく。
245	111	7	小中学校管理事業	非該当	・学校教育法 ・学校保健安全法 ・北杜市立小・中学校管理規則	市立小・中学校の児童・生徒	小・中学校の管理運営を行い、安全で衛生的な充実した教育環境を確保する。	施設の維持管理を行う。	A	現状維持	各学校の維持管理の仕様等を統一し、今後も引き続き一括入札を行うことで支出を抑え、緊急の修繕等を優先しながら計画的に修繕を行う。
246	111	8	小中学校施設等整備事業	非該当	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	市内小・中学校の施設	安全、安心な小・中学校施設の整備を行うことにより、児童・生徒の安全を図る。	小・中学校施設において必要な修繕、改造を施し、安全で衛生的な学びやすい環境整備を行う。	A	拡大・充実	改修等については、限られた予算内で最大限の効果を発揮したいと考える。また、計画的に施設改修を行うことにより、教育環境の改善と中長期保全化による財政支出の縮減・平準化を図る。
247	111	9	安全体制整備事業	非該当	・山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金交付要綱	市内小・中学校に通学する児童・生徒	学校の安全管理を充実させ、児童・生徒が安心して教育が受けられるようにする。	スクールガードリーダーによる学校の巡回指導やスクールガード養成講習会等を開催する。	A	現状維持	学校や地域と連携し、適任者探しに努めていく。
248	111	10	小中学校スクールバス運行事業	該当	・北杜市小中学校スクールバス運行規則	市内小・中学校に遠距離通学する児童・生徒	スクールバスの運行により遠距離通学する児童・生徒の利便を図り、登下校の安全を確保する。	遠距離通学の対象となる地区にスクールバスを走らせ、児童・生徒の登下校の送迎を行う。	A	方法改善	小・中学校スクールバスの車両整備計画により、平成28年度から計画的にバス車両を更新していく。また、運転手の確保等については、今後継続的に検討していく。
249	111	11	小中学校情報化推進事業	非該当		市立小・中学校	情報教育、教科指導におけるICTの活用、校務の情報化等を図り、教育の質を向上させる。また、学校間格差の是正を図る。	学習指導要領を踏まえた情報教育やICT活用の推進、校務の情報化等を図るため、教育用パソコンや校務用パソコン、電子黒板等を整備する。	A	方法改善	平成28年度に小・中学校の中長期整備計画を策定し、その計画に基づき、毎年度計画的に整備を進めていく。予算の有効活用、費用対効果を鑑み、学校現場の教職員の声をききながら、現場に即した情報機器等の整備を進めるとともに、整備した機器を教職員が積極的に活用するようスキルアップ研修なども実施していき、教職員のスキルアップを図る。また、国の動向に注視しながら、補助金など活用できるものがあれば積極的に活用していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
250	111	12	中学生海外交 流事業	非該当	市内の中学生	市立中学校に通学する中学生を海外に派遣し、自らが国際社会との係わり合いを学ぶことで、広い視野と柔軟な思考力を養い、市の地域社会や郷土に愛着や誇りを持って、自立的に行動ができる国際感覚豊かな人材の育成を目指し、本市・学校・地域の国際理解教育推進の一員として異文化交流意識の高揚を図る。	市の次代を担う中学生をカナダに派遣し、異なる文化、異なる言語、異なる人々の中で日常生活を体験して、相互の文化と社会の理解を深めるとともに、協調して形成していく社会のあり方を考える機会を与える。	A	方法改善	課題を改善し、また、中学生海外交流事業の経費削減や費用対効果の向上を図る方法を検討した結果、中学生を毎年英語圏の国に派遣する機会を確保しながら、経費を削減する方法として、中学生海外交流事業を平成28年度から隔年で実施するよう実施方法を改善する。平成28年度から中学生海外交流事業を隔年での実施とすることにより、地域課で行っている米国ケンタッキー州マディソン郡への中学生ホームステイ派遣事業と同年度に中学生を同じ英語圏の国に派遣することがなくなり、毎年カナダまたは米国のどちらかの英語圏に生徒を派遣する体制になる。今後は、米国ケンタッキー州マディソン郡への中学生ホームステイ派遣事業の動向に注目しながら、必要に応じて方法等を協議する。			
今後の方向性についての集計(教育総務課) 単位:件									拡大・充実	2	現状維持	7	
									方法改善	3	民間委託等	0	
									縮小	0	終期設定/統合	0	
									廃止/休止	0	合計	12	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
生涯学習課											
251	112	1	生涯学習推進事業	非該当	・社会教育法	市民	いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習社会の構築を目的に、市民のニーズに沿った各種講座の開催案内、学習活動の状況と成果の発表、PR等をするため、情報誌を作成し、市民へ情報提供するものである。	各種講座等の開催案内や活動状況を報告するための情報誌を年2回発行する。	A	現状維持	全戸配布を前提に行政区への未加入者などの手にも渡りやすくするための配布方法を検討する。また、他自治体の情報誌を参考に記事を工夫する。
252	112	2	生涯学習講座開催事業	非該当	・教育基本法 ・社会教育法	市民	学習の場や機会を提供し、市民の学習意欲を高める。	・様々な学習講座を開催することによって市民の学習環境を作る、また、グループやサークル等が行う主体的な学習講座の立案と運営を支援する。 ・タレントバンクなど市内講師を活用する中で、実生活に則した学習講座を展開し、市民の自己啓発と自己実現を図る。	A	現状維持	図書館や資料館と連携した講座の企画により、事業の重複を防ぐとともに協力体制の強化と経費の削減に努める。学習の成果を活かす場を設け、市民の充実した学習環境を作るとともに、社会教育意識調査の結果を考慮し、市民が求める講座を開催する。
253	112	3	北杜ふれあい塾開催事業	非該当	・社会教育法	市民	生涯学習社会の構築のため、学習活動の更なる充実を図る。	東京藝術大学との連携などによる著名な講師を招いた講演会、コンサート、ワークショップなど、社会教育委員の意見を踏まえた学習講座を年間5～8回程度開催する。	A	現状維持	平成27年度に実施した生涯学習に関する意識調査の結果を事業に反映するとともに、社会教育委員、連携協定を結んでいる大学との協働について検討し、パリエティーに富んだ講座を提供していく。
254	112	4	公民館事業推進費	非該当	・教育基本法 ・社会教育法 ・北杜市公民館条例	市民	公民館が住民の参画と協働により適正に運営されている状態を維持できるよう、公民館運営審議会で検討する。	住民の意見を公民館事業に反映させるため、市公民館運営審議会委員を委嘱し、審議会を運営する。公民館事業の企画や内容について、調査・審議、意見具申を受ける。	A	現状維持	新たな公民館の組織体制での公民館事業が円滑に行えるよう、調査・審議を継続していく。
255	112	5	公民館分館管理事業	非該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北杜市公民館条例	・自治公民館(須玉地区中央分館及び地域の分館) ・館長並びに主事	公民館分館の管理を行う。	地域における生涯学習活動(公民館活動)の拠点たる、地域の自治公民館(中央分館及び分館)について、地域における市民の自主的・主体的な生涯学習活動を牽引している館長・主事を設置する。	A	方法改善	新たな公民館の組織体制や補助制度について、館長・主事を対象に説明会を実施して、公民館分館活動の指導・助言体制に努めていく。
256	112	6	公民館分館活動補助金	該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北杜市公民館分館活動補助金交付要綱	市公民館条例第3条に掲げる分館並びに中央分館	分館活動(公民館的活動)に対して活動費を助成することにより、地域の社会教育を振興する。	社会教育法上、公民館事業は本来行政が直接実施するものであるが、集落が点在する本市においては、各地域のコミュニティ単位で事業を行うのがはるかに効果的であるため、市公民館条例第3条において分館並びに中央分館として位置づけている活動団体が行う公民館的学習事業に対し、事業費の一部を補助する。	A	方法改善	館長・主事へ新制度の周知を図っていくとともに、事務手続きや公民館活動の指導・助言に努める。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
257	112	7	公民館分館整備費補助金	該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北杜市公民館分館施設整備費補助金交付要綱	市公民館条例第3条に掲げる分館並びに中央分館	分館活動(公民館的活動)の実施場所となっている公民館類似施設の修繕に対して、費用の一部を助成することにより、地域の社会教育を振興する。	本市においては、各地域のコミュニティ単位で公民館的な事業を実施してもらっているが、その活動場所を確保するため、市公民館条例第3条において、分館並びに中央分館として位置づけている公民館類似施設の修繕等に対して、事業費の一部を補助する。	A	方法改善	館長・主事へ新制度の周知を図っていくとともに、事務手続きや公民館活動の指導・助言に努める。
258	112	8	社会教育推進事業	非該当	・北杜市社会教育委員条例 ・北杜市社会教育委員会議事運営規則	社会教育委員(16名)	社会教育に関し教育委員会へ助言するため、または諮問に答申するため、会議を開催するとともに、必要な研修を行い、資質の向上を図る。	・年4回の定例会議のほか、必要に応じて臨時会議を開催し、市生涯学習計画の立案、諮問に対する調査研究と答申などを行う。 ・全国、関東、県社会教育研究大会または研修会に参加し、社会教育についての必要な知識を習得する。	A	現状維持	社会教育委員会議の中で、助言と指導を与える機会を具体的に検討する。
259	112	9	成人式開催事業	非該当	・社会教育法	市民(成人者)	次代を担う新成人を祝福し、成人に達した誇りと自覚を高める機会として開催する。	・式典、記念写真撮影と成人者が一堂に会せる場の提供 ・平成27年度成人式:平成28年1月10日(日) ハヶ岳やまびこホール(高根ふれあい交流ホール) ・対象者:男259名、女262名 計521名	A	現状維持	過去にサプライズで著名人を招待したが、事前にPR活動を実施し、多くの新成人に参加してもらうよう工夫する。
260	112	10	家庭教育推進事業	非該当		子を持つ親及び子	親が子どもの健全育成を目指して日々行う教育的働きかけである家庭教育が、十分に行われるよう支援する。	授業参観日及びPTA研修、または学校教育の授業カリキュラムの道徳の時間を利用した、小・中学生の保護者及び親子学習講座。	A	現状維持	学校、助産師協会と連携する中で開催していく。保護者の参加が低い中学校については、参加しやすい時間などを検討する。
261	112	11	社会教育施設管理事業	該当	・地方自治法 ・社会教育法	市民及び施設利用者	施設の維持管理、整備を行い、適正な環境を保持することにより、市民及び利用者にとって最適な学習環境を提供する。市民の自主的・主体的な生涯学習のために、必要な機会と場を提供する。	生涯学習のための社会教育施設として、利用者の声を施設運営に反映しながら、安全かつ快適に使用してもらえよう、維持管理に努める。	A	現状維持	公共施設等総合管理計画の方針に基づき、施設の複合化や集約化を検討する中で、計画的な補修・整備を実施する。今後5年ごとまたは大規模改修時に使用料・課題等の改定を実施していく。(前回平成26年4月1日改定)
262	112	12	スポーツ団体等補助事業	該当	・北杜市生涯学習振興補助金交付要綱	・市体育協会、市民 ・全国大会等に出場する市民・団体	・体育協会の自主的な事業の企画運営と、住民の各種大会への積極的な参加を通じ、市民の健康づくりを促進する。 ・県外で行われるスポーツ大会等に出場する場合、その経費の一部を補助することにより、その活動を助長し、競技レベルの向上とスポーツ振興を図る。	・市民誰もが気軽に楽しく参加できる事業等を企画・実施する。 ・体育協会の自立促進を図る。 ・県内予選を勝ち抜いて県代表として出場する市民、団体に補助対象経費の3分の1以内を補助する。 ・補助金の交付を受けようとする個人及び団体は、県外スポーツ大会等出場参加補助金交付申請書を提出し、補助金は実績払いとする。	A	方法改善	・自立運営をしていく中で人件費等を確保するため、平成28年度から指定管理者として、市と協定を締結する。 ・県外スポーツ大会等参加補助金制度をPRし、スポーツ振興を図っていく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性
263	112 13	スポーツ推進 委員活動事業	非該当	・スポーツ基本法 ・北杜市スポーツ推進 委員条例	市民	地域住民が継続的に様々なスポーツ活動が行える生涯スポーツ社会を構築するとともに、自発的な健康づくりの意識高揚と実施を推進する。スポーツ基本法に基づき、学校、地域(スポ推)、行政が連携して子どもの体力向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員がスポーツの技術指導、各種大会の運営の担い手、地域組織とのコーディネート役として活動し、スポーツ振興を図る。 ・スポーツ推進委員が、ウォーキング、老人健康祭りなどの自主事業としてのスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりを推進する。 ・スポーツ推進委員が、小学校の要請に基づき、子どもの体力検定において、測定、体力向上のためのスポーツ指導を行う。 	A	現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員が市内スポーツイベント等へ支援を行う。 ・市民ニーズに応じたスポーツイベント等を開催し、生涯スポーツの普及を図る。 ・子どもの体力検定結果を分析して、体力向上のためのスポーツ指導を行っていく。 ・定期的にスポーツ推進委員会議・研修を開催し、スポーツ推進委員の資質の向上に努める。
264	112 14	生涯スポーツ 推進事業	非該当	・スポーツ基本法 ・社会教育法	市民	市民の健康を保持・増進するために、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関係団体等との連携により、各種スポーツイベント及びスポーツ教室を実施する。 ・教育センターにあっては、地域の特性を活かした事業を展開する。 	A	現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室を開催して、トップアスリートの豊かな経験と卓越した技術を市民に指導する。スポーツの素晴らしさを知ってもらうことで、スポーツ競技の普及を図る。
265	112 15	社会体育施設 整備・管理事業	該当	・北杜市体育施設条例 ・北杜市体育施設条例施行規則	施設利用者、社会体育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に資する。 ・利用者の安全面を確保し、安心して利用できる環境を維持する。 ・老朽化した社会体育施設の統廃合を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設は地域住民が日常的にスポーツに親しむための場となり、施設利用者の安全確保及び災害時における避難所として施設整備していく。 ・施設利用者が安心安全に利用できるよう維持管理に努める。 ・市全体の施設のバランスを考慮して、地域住民の意見を踏まえながら、老朽した施設の廃止を検討していく。 	A	現状維持 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画の方針により、適正な施設配置を検討する。 ・法令に基づく定期点検等を行い、安全・安心に利用できる施設の維持管理に努める。 ・指定管理者との連携を図りながら、施設利用者のサービス向上に努める。
266	112 16	青少年カウンセラー 設置事業	非該当	・北杜市青少年カウンセラー規則	青少年カウンセラー	地域と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を推進する。併せて、青少年問題に関する相談及び指導を行い、青少年の安全・見守り活動に寄与する。	青少年を取り巻く現在の環境や問題を認識し、青少年育成事業を展開する。また、相談業務や巡回指導等を実施することにより、青少年の健全育成や非行化の未然防止が図られる。	A	方法改善 <p>現在の青少年カウンセラーを青少年コーディネーターに移行し、また、カウンセラー業務については、他の相談機関の状況や市民ニーズを精査の上、新たな相談体制を整備する。また、青少年カウンセラーが行う事業の統合による一体的な取り組みを実施し、関係部局とも連携する中で事務の効率化と相談体制の強化を図っていく。</p>
267	112 17	青少年育成推進員 事業	非該当	・北杜市青少年育成推進員規則	・市内に居住する青少年及び青少年育成団体 ・青少年育成推進員	青少年育成推進員が地域の中心となって、青少年の健全育成の推進を図る。	各地域から推薦された推進員を教育委員会が委嘱し、国・県・市の青少年健全育成施策を地域の中心となって実施する。	A	現状維持 <p>地域の役員のあて職ではなく、青少年育成推進員として最低2年間は活動を行うことができる方を推薦していただけるよう、地域に要望していく。</p>

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性	
268	112	18	青少年育成市民会議補助金	該当	・社会教育法	市民(青少年)、青少年育成北杜市民会議	次代を担う青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進する。	青少年育成北杜市民会議の運営費助成及び事業の推進。	A	現状維持	青少年を対象とした活動が主体であるため、参加料など事業収入の増加も見込めないため、今後は各地区民会議で行う類似事業の統合や他事業との連携開催などを検討していく。
269	112	19	芸術文化スポーツ振興基金活用事業	該当	・芸術文化スポーツ振興基金条例 他	市民	優れた芸術文化スポーツ事業を行う団体を支援することにより、市民の芸術等の鑑賞機会の充実を図る。	市民のための芸術文化スポーツ振興事業を公募し、活用検討委員会により認定された有益な振興事業に対し、芸術文化スポーツ振興基金やふるさと納税制度を活用して、補助金を交付することにより、優れた芸術文化スポーツの鑑賞機会等を市民へ提供する。	A	拡大・充実	積極的に企業訪問やふるさと納税への理解・協力を求め、安定した基金の運用を図り、充実した活用事業を実施する。
270	112	20	文化協会補助金	該当	・北杜市生涯学習振興補助金交付要綱	市文化協会、市民	文化振興を促進させるため支援するとともに、市文化協会が主体的な活動や運営をしていけるよう支援する。	・補助金を利用して、文化振興を促進させる。 ・文化協会が自主運営していく上での体制整備や仕組みづくりの支援を行う。	A	現状維持	自主財源の確保に向けて、市の事業の一部を業務委託できるか検討する。
271	112	21	外郭団体自立促進事業(文化協会)	該当	・北杜市生涯学習振興補助金交付要綱	市文化協会、市民	文化振興を促進させるため支援するとともに、市文化協会が主体的な活動や運営をしていけるよう支援する。	平成26年度から文化協会が自主運営を行っているが、文化協会が自主財源を確保するまでの当面の間、文化協会の事務員の賃金を支援する。(雇用は平成25年度から)	A	現状維持	文化協会の事務員の賃金確保のため、市の事業の一部を業務委託できるよう検討する。現在、文化協会の会員が高齢のため、法人になるには厳しい状況であるが、働きかけに努めていく。
272	112	22	県外文化大会等参加補助金	該当	・北杜市県外文化大会等出場・参加補助金交付規則	全国大会等に出場する市民	市民が県外で行われる文化大会等に出場し参加する場合に、その経費の一部を市が補助することにより、その活動を助長し、文化レベルの向上と振興を図る。	県内大会において予選会を通過し、県代表として県外の大会に出場する市文化協会加盟の団体及び市民で組織された文化的団体に対して、交通費、宿泊費、参加料等の補助対象経費の3分の1以内の額を交付する。	A	現状維持	当面は予算の範囲内で調整し、補助金の交付を実施する中で、市内の文化的団体の活動を支援する。
273	112	23	芸術文化自主・共催事業	非該当	・芸術文化振興基本法	市民	芸術文化事業に親しめる機会や発表の場を提供し、市民の芸術文化活動を活発にし、文化を担う市民の育成を図る。	・ホール運営検討委員会の意見を反映させる中で、一流の文化芸術事業を展開する。 ・芸術鑑賞の充実を図るため、民間等と連携し共催事業を展開する。 ・地域のアーティストや文化団体の発表の場を提供する。	A	方法改善	広報やチラシ、民間メディア等を活用した市民への事業周知に努めていく。また、八ヶ岳定住自立圏を形成している、長野県富士見町・原村と一層の連携を図り、その目的達成のための協同事業を推進していく。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
274	112	24	囲碁美術館管 理事業	非該当	・北杜市囲碁美術館 条例 ・北杜市囲碁美術館 条例施行規則	施設利用者及び施設	日本の伝統文化である囲碁の普及、継承及び市民の文化、余暇活動の向上を図るとともに、施設の適正管理を行う。	・囲碁美術館等の展示並びに良好な維持管理 ・子どもや女性も対象とした囲碁講座、囲碁交流会及びプロ棋士を招いたスキルアップ講座の実施 ・囲碁普及のため、囲碁サミットの参加及びサミット加盟自治体との調整	A	現状維持	・囲碁まつり、囲碁大会を通じて、囲碁文化の普及に努める。 ・放課後児童クラブや児童館利用者向け入門教室を強化し、子どもたちへの普及に努める。		
275	112	25	ホール施設管 理事業	該当	・芸術文化振興基本 法	ホール利用者	利用者の安全を確保し、安心して利用できる環境を維持することにより、ホールの利用促進及び芸術文化の振興を図る。	・専門業者による保守点検等を実施し、施設が安全に利用できるよう維持管理に努める。 ・配置スタッフによる日常の清掃、点検業務を行い、利用者の安全確保に努める。 ・利用者への設備等の操作方法を指導する。	A	現状維持	・施設修繕については、定期点検などの指摘箇所を精査し、緊急性のあるものから優先的に進めるよう対応していく。 ・指定管理者制度の導入は、施設の利用形態や利用状況等を調査し、ホール運営検討委員会で検討していく。		
今後の方向性についての集計(生涯学習課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	18
										方法改善	6	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	25

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
学校給食課													
276	113	1	小中学校給食事業	該当	・学校給食法	市内小・中学校の児童・生徒及び教職員	児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全で安心、栄養を考えた給食を提供する。	給食を提供する上で必要な賄い材料費の確保、食材費である学校給食費の徴収を行う。また、子育て支援に資するために、賄い材料費の助成を行う。	A	現状維持	他の徴収部局と連携するため担当者会を開催して、収納率の向上を研究していく。また、定期的に滞納者の家を訪問し、納めてくれるよう指導を行っていく。		
277	113	2	地産地消給食事業	非該当	・食料・農業・農村基本法 ・食育推進法	地場農産物を取り入れ、地域に根ざした学校給食	地域に根ざした学校給食を目指し、地場産学校給食を推進する。	地元農家や商店との連携を図るため、関係機関と打ち合わせを行い、旬の野菜等の仕入れ体制を構築する。	A	現状維持	農家と連携して、いつ頃、どんな野菜が収穫できるか連絡を取り合い、より多くの地産品を学校給食の献立に取り入れるようにしていく。		
278	113	3	学校給食管理事業	該当	・学校給食法	市内小・中学校の児童・生徒及び教職員	児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全で安心、栄養を考えた給食を提供する。	単独調理場1施設、給食センター4施設の管理・運営を行う。給食を提供するのに必要な事務員及び調理員の確保を行う。	A	方法改善	各施設の機器類のメンテナンスを行うとともに、設備修繕計画により計画的に耐用年数を過ぎた機器類を入れ替え、安心して給食が作れる施設としていく。		
今後の方向性についての集計(学校給食課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	2
										方法改善	1	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	3

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性		
学術課											
279	114	1	文化財調査事業	非該当	・文化財保護法	市内の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)	開発行為に際して適切な調査を行い、現状保存及び記録保存をする。	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の開発行為に際し、試掘調査、発掘調査等を実施し、埋蔵文化財を記録保存するほか、可能な場合には現状保存する。本事業は法律に基づく保護制度であるため、選択的に業務を展開する性格のものではないので適切な調査を実施する。	A	拡大・充実	職員体制の充実を検討する。また、史跡梅之木遺跡の整備事業完了に併せて、埋蔵文化財の活用事業の外部委託を検討する。
280	114	2	文化財保護・管理事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	市内指定文化財、根古屋ケヤキ、神田サクラ	指定文化財の適切な保護保存を図る。	天然記念物の樹勢回復事業等の指定文化財の保護・管理を行う。天然記念物個別に検討委員会を構成し、住民参加の下、合意形成を図り、効果的に調査、環境整備計画を策定する。また、その環境整備工事を実施する。	A	現状維持	定期的な観察を含め、適切な保護事業を実施する。
281	114	3	ふるさと歴史公園事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	ふるさと歴史公園(史跡谷戸城跡、史跡金生遺跡など)	適切に維持管理し、活用を図る。	史跡の除草等は地域住民団体に委託する等、適切に管理する。また、学校等の団体見学を積極的に受け入れ、活用を図る。	A	現状維持	史跡谷戸城跡公園は、史跡梅之木遺跡整備事業の終了後に、アカマツ伐採を含む再整備事業を国庫補助事業を導入して実施すべく計画している。史跡金生遺跡公園は、史跡谷戸城跡公園の再整備事業終了後に、史跡指定範囲の追加指定を含めた再整備事業を検討する。また、保存に至らなかった縄文遺跡を含めて市内に多数ある縄文遺跡マップ等を発行し、史跡梅之木遺跡公園とも結びつけて「縄文の宝庫北杜市」の魅力発信し、ひいては史跡公園の有効活用を図る。
282	114	4	文化財環境整備事業	非該当	・文化財保護法	国指定史跡「梅之木遺跡」(明野町浅尾)	史跡公園として保存、整備、活用する。	梅之木遺跡保存整備基本構想、梅之木遺跡保存活用計画に基づき、国庫補助金の交付を得て、史跡整備を実施する。活用においては、指定管理者制度や国庫補助事業の導入を検討する。	A	拡大・充実	国庫補助金の動向を見定めながら、事業期間の延長など対応策を検討する。
283	114	5	資料館施設運営事業	非該当	・博物館法 ・北杜市郷土資料館条例	市内資料館施設の運営・教育普及活動	施設の運営方針を明確にし、より効果的に資料収集・保管、調査・研究、教育普及・広報に努める。	一般展示や企画展示などの資料館運営について、市郷土資料館運営協議会に諮り、適切かつ効果的な事業運営に努める。	A	現状維持	平成27年度に郷土資料館の常設展示を市全域にわたる内容に変更し、浅川伯教・巧兄弟資料館にほくと先人室を開設し、各施設の特色を明確にするよう展示内容を変更した。今後、各種教室・講座の開通を通じて、一層、施設の特色、魅力を伝えるよう努力する。また、施設間の関連付けに配慮し、他の施設への誘客に結びつける。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
284	114	6	資料館施設維持管理事業	該当	・博物館法 ・北杜市郷土資料館 条例	資料館施設観覧者、 施設利用者	利用者等が適切、効果的に学習活動を行えるように施設を適切に管理する。	資料館施設の維持管理について、市郷土資料館運営協議会に諮り、適切かつ効果的な施設の維持管理に努める。	A	現状維持	市郷土資料館に職員を集中させ、他の施設に応援が必要な際には対応している。特に、平田家住宅はシルバー人材センターからの派遣職員で管理しているが、事件・事故のないよう連絡を緊密に取りながら、適切な管理を心がけていく。		
今後の方向性についての集計(学術課) 単位:件										拡大・充実	2	現状維持	4
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	6

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性			
中央図書館												
285	115	1	図書館運営事業	非該当	・図書館法	図書館資料の提供	市民ニーズを的確に把握し、資料提供を行う。	市民のニーズに幅広く対応できる資料選定を行い、市内各図書館が互いに連携を図りながら、サービス向上に努め、利用者が必要とする資料を提供する。	A	方法改善	総合戦略に位置づけられた2事業を着実に遂行し、子育て世代に更に利用しやすい図書館としていくことで、子どもの利用を促進していく。アーカイブ資料については、デジタル化を行い、助成金も活用しながらホームページ上での公開を進めていき、貴重資料の活用を図っていく。また、全職員が常にサービスの向上を心がけるよう、業務内容の確認及び研修を積極的に行う。	
286	115	2	図書館管理事業	非該当	・図書館法	図書館管理	図書館の効率的な運営を行うため、施設管理やシステム管理等を行う。	効率的な図書館運営を行うため、施設状況を把握しながら、よりよい図書館管理を行う。	A	現状維持	併設施設が多い中で、共有して運営できる事項を検討し、各部署ごとではなく全体としてより効率的な運営を行っていく。昨年4月から開館時間等の変更を行ったが、維持管理費などについて推移を調査し、今後もより効率的な開館時間等の検討を行っていく。	
287	115	3	図書館ボランティア研修事業	非該当	・図書館法	図書館ボランティア	図書館ボランティア研修等を実施し、図書館とボランティアが協力して図書館運営を進めていく。	読み聞かせ、朗読等のボランティア研修を実施する。	A	現状維持	昨年、初めて開催したボランティア情報交換会の回数を増やし、お互いの情報を共有し、それぞれの団体の活性化につなげていく。平成26年度から募集を始めた運営ボランティアの周知を更に行い、ボランティアの人数の増加を図っていく。また、新たにお父さんによる読み聞かせグループを結成し、子育て現役世代にも図書館ボランティアに関わってもらおう中で、子どもへの読書支援を充実させていく。	
288	115	4	ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業	非該当	・図書館法 ・子どもの読書活動に関する基本的な計画	7カ月・2歳児・就学児とその保護者	すべての子どもたちが、あらゆる機会、あらゆる場所において読書に親しむことができる環境を整備する。	ブックスタート(7カ月健診)、セカンドブック(2歳児健診)では、読み聞かせの大切さを伝え、図書館職員やボランティアによる読み聞かせを行い、ブックスタートでは絵本のプレゼントを行う。サードブックでは、4月23日(「こども読書の日」)におすすり本リストなどを配布する。	A	現状維持	教育環境の充実、子育て親子の交流の機会の充実を図るため、総合戦略に位置づけられた2つの事業とも連携し、親子の利用を促進していく。	
今後の方向性についての集計(中央図書館) 単位:件												
									拡大・充実	0	現状維持	3
									方法改善	1	民間委託等	0
									縮小	0	終期設定/統合	0
									廃止/休止	0	合計	4

課別事務事業評価一覧

No.	シートNo.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	評価	今後の方向性				
甲陵中・高等学校													
289	116	1	中高一貫等先進校視察事業	非該当	・北杜市立甲陵中学校・高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵中学校管理規則 等	甲陵中学校生徒、教職員	中・高一貫の特色ある学校として、志を高く持ち、一貫教育の中で将来を見据え、高い知識と学力を習得できる教育環境を整備する。	中学校・高等学校の一層の教育推進を図るため、先進校等の視察を行う。	A	現状維持	本校は、各学年1クラスの小規模体制であることから、大勢の中で切磋琢磨する機会が少ない状況である。こうしたことから、常に活性化を図る必要があり、先進地の状況を見聞することにより、中高一貫校の意識の熟成を図っていく。		
290	116	2	甲陵高等学校管理事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立甲陵中学校・高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵高等学校学則 等	甲陵高等学校、生徒	中・高一貫の特色ある学校として、志を高く持ち、一貫教育の中で将来を見据え、高い知識と学力を習得できる教育環境を整備する。	施設の適正な維持・管理を行う。	A	現状維持	補修の場合、その大半の費用が市単独予算となるため、大規模な補修は計画的に予算化する必要があるが、校内状況を精査監査した中で優先度をつけながら予算化し、補修を行う中で、生徒の教育環境の改善に努めていく。		
291	116	3	甲陵高等学校教育振興事業	非該当	・学校教育法 等	甲陵高等学校、生徒	中・高一貫の特色ある学校として、志を高く持ち、一貫教育の中で将来を見据え、高い知識と学力を習得できる教育環境を整備する。	甲陵高等学校の教材備品、消耗品、図書等を購入する。	A	現状維持	学校及び生徒の要望を把握し、計画的に備品や図書等の購入に努める。		
今後の方向性についての集計(甲陵中・高等学校) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	3
今後の方向性についての集計(教育委員会) 単位:件										方法改善	0	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(甲陵中・高等学校) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(教育委員会) 単位:件										廃止/休止	0	合計	3
今後の方向性についての集計(甲陵中・高等学校) 単位:件										拡大・充実	5	現状維持	37
今後の方向性についての集計(教育委員会) 単位:件										方法改善	11	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(甲陵中・高等学校) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(教育委員会) 単位:件										廃止/休止	0	合計	53